

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部署の名称	所在地		商号または名称	住所								
1	本吉地区応急対策治山工事 (宮城県気仙沼市本吉町三島国有林346林班内外) 平成25年4月23日～平成25年5月24日 大型土のう積補修工	分任支出負担行為担当官 宮城北部森林管理署長 飯田裕一	宮城県大崎市古川東町5-32	H25.4.22	株式会社 笹原組	宮城県大崎市古川鶴ヶ埵字新江北125-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	4,385,850	4,200,000	96%	—	平成25年4月7日～8日の暴風・波浪等の影響で施工済みの土嚢積工が被災し、保全対象の国道等に直接的な被害が及ぶ可能性が極めて高く、緊急に契約しなければならない。	③イ	—
2	羽衣の滝実施測量及び解析業務 上川郡東川町 平成25年6月11日～平成25年7月30日 山腹工測量業務外	分任支出負担行為担当官 旭川中部森林管理署長 角秀敏	旭川市神楽3条4丁目3-25	H25.6.10	株式会社 北海道森林土木コンサルタント 旭川事務所	旭川市神楽4条13丁目7-7	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	4,134,900	3,990,000	96%	—	平成25年5月20日に確認された土砂崩れにより、道が管理する遊歩道や付近の施設が被害を受けたことから、早期の復旧作業が求められており、二次災害防止のために緊急に調査を実施する必要があったため。	③イ	—
3	知内川(母沢)緊急治山工事 松前郡福島町檜山署4169林班 平成25年6月22日～平成25年9月30日 汚濁防止工	分任支出負担行為担当官 檜山森林管理署長 白淵弘	檜山郡厚沢部町緑町162-28	H25.6.21	株式会社 森川組	函館市海岸町9-23	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	8,223,600	8,190,000	100%	—	千軒岳の雪解けに伴い、知内川(母沢)の上流域の崩壊等に伴い下流部まで川が濁り収まる気配がない状況となっており、農作物への水の利用及び魚の遡上等に問題を来しており、併せて、関係市町村からの要請も受けていることから、緊急的に汚濁防止工を実施し被害を最小限に抑える必要があるため。	③イ	—
4	両総農業水利事業東部幹線緊急補修工事 千葉県東金市求名地内 平成25年4月5日から平成25年4月15日 土木一式工事	分任支出負担行為担当官 関東農政局両総農業水利事業所 播磨 宗治	千葉県東金市松之郷2333	H25.4.5	戸田建設株式会社 千葉支店	千葉県千葉市中央区新宿1-21-11	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	2,866,500	2,835,000	99%	—	かんがい用水供給東部幹線水路に充水をした際、漏水が見られ通水に支障が生じた事を受け、地域の水稻作付けに重大な影響を及ぼす事を回避すること及び地域農業経営に甚大な損失をもたらすと懸念されるため。	③イ	—
5	平成24年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野県営飛鳥線(第1号幹線近鉄横断部改修委託)改修工事、奈良県高市郡高取町下土佐地内、平成25年5月10日～平成25年9月30日 土木工事	支出負担行為担当官 近畿農政局長 小栗 邦夫	京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町	H25.5.10	近畿日本鉄道株式会社	大阪市天王寺区上本町6丁目1-55	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	23,375,000	23,375,000	100%	—	本工事は、県営飛鳥工区第1号幹線水路の近畿日本鉄道(株)の軌道盛土敷下における既設管既設本管の空隙をモルタルで充填する工事であり、空隙充填工事及びこれに付帯する軌道等の安全管理一式を委託するものである。空隙充填するための立坑の土地を所有し、安全管理を行っているのは、近畿日本鉄道(株)のみであることから、契約の性質が競争を許さないため随意契約を行う。	①イ(イ)	—
6	平成24年度沖永良部農業水利事業地下ダム止水壁(10工区)附帯工事 鹿児島県大島郡知名町大字屋者地内 H25.5.22～H26.1.30 土木工事	支出負担行為担当官 九州農政局長 吉村馨	熊本県熊本市区春日2-10-1	H25.5.22	株式会社 奥村組九州支店	福岡県北九州市八幡東区山王2-19-1	予決令第102条の4第4号(イ)(有利随意契約)	139,261,500	136,500,000	98%	0	本工事は、平成23年度契約の地下ダム止水壁(10工区)建設工事に引き続き施工するものであるため。	③ロ	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部署の名称	所在地		商号または名称	住所								
7	新聞の購入	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 長谷川 博章	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1-7-10	会計法第29条の3第4項(特定情報)	22,486,656	22,486,656	100%	0	再販制度がとられており料金が均一であること、及び販売代理店が地区ごとに決められており競争性がないことから、当省所在地の販売代理店である契約相手方と契約を行うもの	①ニ(ハ)	単価契約
8	農業者戸別所得補償制度情報管理システムのデータセンター運用等業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 長谷川 博章	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	株式会社インテック	東京都江東区新砂1-3-3	予決令第102条の4第4号(ロ)(有利随意契約)	—	17,236,800	—	—	データセンターの移転による当該システムの運用停止は、行政事務に重大な影響を及ぼし、戸別所得保障制度事務に支障をきたすため	③ロ	—
9	口蹄疫不活化濃縮抗原保管業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 長谷川 博章	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	株式会社インターベットの	大阪府大阪市中央区平野2-3-7	会計法第29条の3第4項(特定情報)	—	1,165,230	—	—	口蹄疫不活化濃縮抗原は、その性質上、一定の条件下で厳格に保管し、品質の確保を行わなければならない、引き続き、特定の役務の提供が可能なるとの契約を締結する必要があるため	①ニ(ハ)	—
10	現行法令電子版Super法令Webシステム提供業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 長谷川 博章 支出負担行為担当官 林野庁長官 沼田 正俊 支出負担行為担当官 水産庁長官 本川 一善	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	株式会社ぎょうせい	東京都江東区新木場1-18-11	会計法第29条の3第4項(特定情報)	—	3,402,000	—	—	行政目的を達成するために不可欠な役務について提供を受けるものであり、当該役務を提供することが可能なものが一に特定されるため	①ニ(ハ)	—
11	官報情報検索サービス提供業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 長谷川 博章 支出負担行為担当官 林野庁長官 沼田 正俊 支出負担行為担当官 水産庁長官 本川 一善 支出負担行為担当官 漁業再保険及び漁業共済保険特別会計 水産庁長官 本川 一善	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	東京官書普及株式会社	東京都千代田区神田錦町1-2	会計法第29条の3第4項(特定情報)	—	1,142,064	—	—	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者が一に特定されるため	①ニ(ハ)	—
12	著作物に関する複写使用料の支払契約(西日本新聞)	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 長谷川 博章	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	株式会社西日本新聞社	福岡県中央区天神1-4-1	会計法第29条の3第4項(特定情報)	—	1,008,000	—	—	行政目的を達成するために不可欠な情報について提供を受けるものであり、当該情報を提供することが可能なものが一に特定されるため	①ニ(ハ)	—
13	CNN情報提供業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 長谷川 博章	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	株式会社日本ケーブルテレビジョン	東京都渋谷区神宮前1-3-10	会計法第29条の3第4項(特定情報)	—	3,780,000	—	—	行政目的を達成するために不可欠な役務について提供を受けるものであり、当該役務を提供することが可能なものが一に特定されるため	①ニ(ハ)	—
14	貿易統計データベース提供業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 長谷川 博章 支出負担行為担当官 農林水産政策研究所長 渡部 靖夫	東京都千代田区霞が関1-2-1 東京都千代田区霞が関3-1-1	H25.4.1	Global Trade Information Services Inc.	千葉県市川市国分2-4-13	会計法第29条の3第4項(特定情報)	—	4,548,600	—	—	行政目的を達成するために不可欠な役務について提供を受けるものであり、当該役務を提供することが可能なものが一に特定されるため	①ニ(ハ)	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
15	第一法規方情報総合データベース利用業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 長谷川 博章	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	第一法規株式会社	東京都港区南青山2-11-17	会計法第29条の3第4項(特定情報)	-	1,707,300	-	-	行政目的を達成するために不可欠な役務について提供を受けるものであり、当該役務を提供することが可能なものが一に特定されるため	①ニ(ハ)	-
16	共同通信ニュース提供業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 長谷川 博章	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	一般社団法人共同通信社	東京都港区東新橋1-7-1	会計法第29条の3第4項(特定情報)	-	11,529,000	-	-	行政目的を達成するために不可欠な情報について提供を受けるものであり、当該情報を提供することが可能なものが一に特定されるため	①ニ(ハ)	-
17	著作物に関する複写使用料の支払契約(朝日新聞社)	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 長谷川 博章	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	株式会社朝日新聞社データベース事業セクション	東京都中央区築地5-3-2	会計法第29条の3第4項(特定情報)	-	1,285,200	-	-	行政目的を達成するために不可欠な情報について提供を受けるものであり、当該情報を提供することが可能なものが一に特定されるため	①ニ(ハ)	-
18	官報公告等掲載業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 長谷川 博章 支出負担行為担当官 食料安定供給特別会計生産局長 佐藤 一雄 支出負担行為担当官 林野庁長官 沼田 正俊 支出負担行為担当官 森林保険特別会計 林野庁長官 沼田 正俊 支出負担行為担当官 水産庁長官 本川 一善	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項(官報等の印刷等)	-	1行735円ほか	-	-	官報を発行しているのは(独)国立印刷局以外になく、競争を許さないため。	①ハ	-
19	iJAMP(時事行政情報モニター)提供業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 長谷川 博章 支出負担行為担当官 林野庁長官 沼田 正俊 支出負担行為担当官 水産庁長官 本川 一善	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	株式会社時事通信社	東京都中央区銀座5-15-8	会計法第29条の3第4項(特定情報)	-	5,796,000	-	-	行政目的を達成するために不可欠な役務について提供を受けるものであり、当該役務を提供することが可能なものが一に特定されるため	①ニ(ハ)	-
20	時事ゼネラルニュース提供業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 長谷川 博章	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	株式会社時事通信社	東京都中央区銀座5-15-8	会計法第29条の3第4項(特定情報)	-	8,442,000	-	-	行政目的を達成するために不可欠な情報について提供を受けるものであり、当該情報を提供することが可能なものが一に特定されるため	①ニ(ハ)	-
21	RTC/J-COM情報提供業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 長谷川 博章 支出負担行為担当官 食料安定供給特別会計生産局長 佐藤 一雄	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	トムソン・ロイター・マーケティング株式会社	東京都港区赤坂5-3-1	会計法第29条の3第4項(特定情報)	-	12,518,100	-	-	行政目的を達成するために不可欠な役務について提供を受けるものであり、当該役務を提供することが可能なものが一に特定されるため	①ニ(ハ)	-
22	WTOパネル第三国参加に伴う意見書等の作成業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 長谷川 博章	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.10	Akin Gump Strauss Lauer & Feld LLP	Robert S. Strauss Building 1333 New Hampshire Avenue, NW Washington, DC	会計法第29条の3第4項(特定情報)	-	3,362,000	-	-	WTOパネルへの第三国参加するに当たり、我が国の主張を適切に支援できる者はエイキン・ガンブ・ストラウス・ハワー・アンド・フェルド法律事務所しかない状況にあり、公共調達適正化1(2)①ニ(ハ)に準じるため	①ニ(ハ)	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
23	「世界農業遺産国際会議」におけるハイレベルセッション等開催業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 長谷川 博章	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.24	株式会社JTBコミュニケーションズ	東京都品川区上大崎2-24-9	会計法第29条の3第4項(特定情報)	—	8,994,825	—	—	ハイレベルセッションが世界農業遺産国際会議の一環として開催することから、開催委員会が企画競争により随意契約を行った者と随意契約をせざるを得ないため	①ニ(ハ)	—
24	植物検疫処理に関する技術パネル(TPPT)に係る資料作成業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 長谷川 博章	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.6.27	FAO(国際連合食料農業機関) IPPC(国際植物防疫条約)事務局	00100, Rome, Italy	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	2,337,000	—	—	TPPTに必要な資料作成・会議運営等は、国際的取決め(FAOの規程)により、IPPC事務局が行うこととされているため	①イ(ロ)	—
25	農林水産省が保管する口蹄疫不活化濃縮抗原製剤化業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 長谷川 博章	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.6.27	MERIAL SAS	東京都新宿区西新宿3-20-2	会計法第29条の3第4項(特定情報)	—	5,593,320	—	—	濃縮抗原の製剤化は、濃縮抗原を製造したメーカーの独自の仕様を踏まえて行う必要があり、他社に対し、製剤化に必要な情報の提供は行えないため	①ニ(ハ)	—
26	独立行政法人家畜改良センター茨城牧場長野支場の宿舍用地土地賃貸借料	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 長谷川 博章	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	長野県	長野県長野市大字南長野字幅下692-2	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	8,814,900	—	—	特定の場所の土地・建物の賃貸契約等、随意契約によらざるを得ない場合に該当するため	①ロ	—
27	西合志宿舍敷地賃貸借料	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 長谷川 博章	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	熊本県	熊本県熊本市水前寺6-18-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	13,279,678	—	—	特定の場所の土地・建物の賃貸契約等、随意契約によらざるを得ない場合に該当するため	①ロ	—
28	平成25年度飼料作物等の放射性物質実態調査事業委託事業のうち「放射性物質の水産物への移行試験」	東日本大震災復興特別会計支出負担行為担当官 農林水産省消費・安全局長 藤本潔	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	公益財団法人海洋生物環境研究所	東京都新宿区山吹町347番地藤和江戸川橋ビル7階	会計法第29条の3第4項(特定情報)	—	14,000,000	—	—	平成24年度と同一の飼育施設において、飼育試験を切れ目なく実施する必要があったため。	①ニ(ハ)	今年度限りの事業
29	平成25年度牛肉トレーサビリティ業務委託事業(DNA鑑定照合用サンプル採取)	支出負担行為担当官 農林水産省消費・安全局長 藤本潔	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	牛肉トレーサビリティ推進協議会	東京都千代田区神田淡路町2丁目1-2	会計法第29条の3第4項(特定情報)	—	211,925,350	—	—	サンプルを採取する、と畜場は、衛生上の問題から関係者以外への入場を制限しているので随意契約に寄らざるを得ない。	①ニ(ハ)	—
30	平成25年度生産資材安全確保調査・試験委託事業(水産物における飼料添加物の残留実態調査)のうち「水産物における残留試験」	支出負担行為担当官 農林水産省消費・安全局長 藤本潔	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	独立行政法人水産総合研究センター	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3クイーンズタワーB15階	会計法第29条の3第4項(特定情報)	—	1,590,841	—	—	平成24年度と同一の飼育施設において、飼育試験を切れ目なく実施する必要があったため。	①ニ(ハ)	今年度限りの事業
31	平成25年度生産資材安全確保調査・試験委託事業(水産物における飼料添加物の残留実態調査)のうち「水産物に残留する飼料添加物の分析」	支出負担行為担当官 農林水産省消費・安全局長 藤本潔	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	一般社団法人日本油料検定協会	兵庫県神戸市東灘区御影塚町1丁目2番15号	会計法第29条の3第4項(特定情報)	—	2,404,500	—	—	平成24年度のデータと併せて統計解析して活用するためには、分析機関を同一の分析機関に発注し、同一の試験室、分析手法で試験を行う必要があったため。	①ニ(ハ)	今年度限りの事業

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部署の名称	所在地		商号または名称	住所								
32	平成25年度電子論文閲覧契約	支出負担行為担当官 動物医薬品検査所長 伊藤剛嗣	東京都国分寺市戸倉1-15-1	H25.4.1	エルゼビア・ビー・ブイサイエンス・アンド・テクノロジー	オランダ王国アムステルダム市	会計法第29条の3第4項(特定情報)	—	4,883,148	—	—	当該サービス(SciVerse ScienceDirectの利用)については、エルゼビア・ビー・ブイサイエンス・アンド・テクノロジー社のみが提供しているため。	①ニ(ハ)	—
33	NACCS(府省共通ポータル)利用料	支出負担行為担当官 横浜植物防疫所長 川口嘉久	横浜市中区北仲通5-57	H25.4.1	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社	川崎市幸区堀川町580	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	1,846,833	—	—	電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律により輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システムの契約者が一に定められているため	①イ(イ)	—
34	成田国際空港旅客ターミナルビル空調等受給契約	支出負担行為担当官 横浜植物防疫所長 川口嘉久	横浜市中区北仲通5-57	H25.4.1	成田国際空港株式会社	成田市古込字古込1-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	13,201,776	—	—	成田国際空港の空調などについては、施設所有者が施設全体を一括して契約している。当所は施設所有者と契約を行い、供給を受けるため、契約の目的が競争を許さない	①ロ(付随するもの)	—
35	成田国際空港旅客ターミナルビル変電施設等の使用料及び維持管理に関する契約	支出負担行為担当官 横浜植物防疫所長 川口嘉久	横浜市中区北仲通5-57	H25.4.1	成田国際空港株式会社	成田市古込字古込1-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	7,155,694	—	—	成田国際空港の空調などについては、施設所有者が施設全体を一括して契約している。当所は施設所有者と契約を行い、供給を受けるため、契約の目的が競争を許さない	①ロ(付随するもの)	—
36	平成25年度フライト情報提供契約	支出負担行為担当官 横浜植物防疫所長 川口嘉久	横浜市中区北仲通5-57	H25.4.1	成田国際空港株式会社	成田市古込字古込1-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	3,685,500	—	—	成田国際空港(株)が設置するビデオ設備を使用し、同社からフライト情報の提供を受けるものであり、契約の目的が競争を許さない。	①ロ(付随するもの)	—
37	青森空港旅客ターミナルビル賃貸借料	支出負担行為担当官 横浜植物防疫所長 川口嘉久	横浜市中区北仲通5-57	H25.4.1	青森空港ビル株式会社	青森市大字大谷字小谷1-5	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,035,127	—	—	業務上、当該ビルに入居する必要があり、所有者と契約するほかない	①ロ	—
38	福島空港国際線ターミナルビル賃貸借料	支出負担行為担当官 横浜植物防疫所長 川口嘉久	横浜市中区北仲通5-57	H25.4.1	福島空港ビル株式会社	福島県石川郡玉川村北須釜はばき田21	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	880,740	—	—	業務上、当該ビルに入居する必要があり、所有者と契約するほかない	①ロ	—
39	旭川空港ターミナルビル賃貸借料	支出負担行為担当官 横浜植物防疫所長 川口嘉久	横浜市中区北仲通5-57	H25.4.1	旭川空港ビル株式会社	北海道上川郡東神楽町東2線16号98番地	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,039,411	—	—	業務上、当該ビルに入居する必要があり、所有者と契約するほかない	①ロ	—
40	函館空港国際線ターミナルビル賃貸借料	支出負担行為担当官 横浜植物防疫所長 川口嘉久	横浜市中区北仲通5-57	H25.4.1	函館空港ビルディング株式会社	函館市高松町511	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,020,297	—	—	業務上、当該ビルに入居する必要があり、所有者と契約するほかない	①ロ	—
41	那覇空港ターミナルビル賃貸借料	支出負担行為担当官 横浜植物防疫所長 川口嘉久	横浜市中区北仲通5-57	H25.4.1	那覇空港ビルディング株式会社	那覇市宇鏡水150	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	3,748,848	—	—	業務上、当該ビルに入居する必要があり、所有者と契約するほかない	①ロ	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部署の名称	所在地		商号または名称	住所								
42	成田国際空港南部第2官庁ビル賃貸借料	支出負担行為担当官横浜 植物防疫所長 川口嘉久	横浜市中区北仲通 5-57	H25.4.1	成田国際 空港株式 会社	千葉県成田市 古込字古込1- 1	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	38,773,344	—	—	業務上、当該ビルに入居する必要があり、所有者と契約するほかない	①□	—
43	茨城空港旅客ターミナルビル賃貸借料	支出負担行為担当官横浜 植物防疫所長 川口嘉久	横浜市中区北仲通 5-57	H25.4.1	財団法人 茨城県開 発公社	茨城県水戸市 笠原町978-25	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	1,157,640	—	0	業務上、当該ビルに入居する必要があり、所有者と契約するほかない	①□	—
44	成田国際空港南部第2官庁ビル管理費	支出負担行為担当官横浜 植物防疫所長 川口嘉久	横浜市中区北仲通 5-57	H25.4.1	成田国際 空港株式 会社	千葉県成田市 古込字古込1- 1	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	11,321,796	—	—	当該ビルについては、施設所有者が施設全体を一括して契約している。当所は施設所有者と契約を行い、供給を受けるため、契約の目的が競争を許さない	①□(付随するもの)	—
45	関西国際空港官庁合同庁舎敷地賃貸借料	支出負担行為担当官横浜 植物防疫所長 川口嘉久	横浜市中区北仲通 5-57	H25.4.1	新関西国 際空港株 式会社	泉佐野市泉州 空港北1	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	46,890,797	—	—	業務上、当該ビルに入居する必要があり、所有者と契約するほかない	①□	—
46	関西国際空港CIQ事務棟敷地賃貸借料	支出負担行為担当官横浜 植物防疫所長 川口嘉久	横浜市中区北仲通 5-57	H25.4.1	新関西国 際空港株 式会社	泉佐野市泉州 空港北1	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	7,929,268	—	—	業務上、当該ビルに入居する必要があり、所有者と契約するほかない	①□	—
47	関西国際空港第1ターミナルビル管理費及び空調費	支出負担行為担当官横浜 植物防疫所長 川口嘉久	横浜市中区北仲通 5-57	H25.4.1	新関西国 際空港株 式会社	泉佐野市泉州 空港北1	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	2,293,392	—	—	当該ビルについては、施設所有者が施設全体を一括して契約している。当所は施設所有者と契約を行い、供給を受けるため、契約の目的が競争を許さない	①□(付随するもの)	—
48	関西国際空港内CIQ事務棟共益費	支出負担行為担当官横浜 植物防疫所長 川口嘉久	横浜市中区北仲通 5-57	H25.4.1	新関西国 際空港株 式会社	泉佐野市泉州 空港北1	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	1,221,900	—	—	当該ビルについては、施設所有者が施設全体を一括して契約している。当所は施設所有者と契約を行い、供給を受けるため、契約の目的が競争を許さない	①□(付随するもの)	—
49	関西国際空港官庁合同庁舎共益費	支出負担行為担当官横浜 植物防疫所長 川口嘉久	横浜市中区北仲通 5-57	H25.4.1	新関西国 際空港株 式会社	泉佐野市泉州 空港北1	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	6,943,356	—	—	当該ビルについては、施設所有者が施設全体を一括して契約している。当所は施設所有者と契約を行い、供給を受けるため、契約の目的が競争を許さない	①□(付随するもの)	—
50	中部空港CIQ庁舎・CIQ検査施設及び設備用地賃貸借料	支出負担行為担当官横浜 植物防疫所長 川口嘉久	横浜市中区北仲通 5-57	H25.4.1	中部国際 空港株式 会社	常滑市セント レア1-1	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	8,226,684	—	—	業務上、当該ビルに入居する必要があり、所有者と契約するほかない	①□	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部署の名称	所在地		商号または名称	住所								
51	中部空港合同庁舎及び高压引込開閉基盤用地賃貸借料	支出負担行為担当官横浜植物防疫所長 川口嘉久	横浜市中区北仲通5-57	H25.4.1	中部国際空港株式会社	常滑市セントレア1-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	9,809,075	-	-	当該ビルについては、施設所有者が施設全体を一括して契約している。当所は施設所有者と契約を行い、供給を受けるため、契約の目的が競争を許さない	①□	-
52	成田空港合同庁舎土地賃貸借料	支出負担行為担当官横浜植物防疫所長 川口嘉久	横浜市中区北仲通5-57	H25.4.1	成田国際空港株式会社	千葉県成田市古込字古込1-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	3,209,423	-	-	業務上、当該ビルに入居する必要があり、所有者と契約するほかない	①□	-
53	関西国際空港第2PTB管理費及び空調和料	支出負担行為担当官横浜植物防疫所長 川口嘉久	横浜市中区北仲通5-57	H25.4.1	新関西国際空港株式会社	泉佐野市泉州空港北1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	2,935,344	-	-	当該ビルについては、施設所有者が施設全体を一括して契約している。当所は施設所有者と契約を行い、供給を受けるため、契約の目的が競争を許さない	①□(付随するもの)	-
54	関西国際空港第2旅客ターミナルビル建物賃貸借料	支出負担行為担当官横浜植物防疫所長 川口嘉久	横浜市中区北仲通5-57	H25.4.1	新関西国際空港株式会社	泉佐野市泉州空港北1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	3,156,300	-	-	業務上、当該ビルに入居する必要があり、所有者と契約するほかない	①□	-
55	一般廃棄物処理	分任支出負担行為担当官横浜植物防疫所羽田空港支所長 中山宏基	東京都大田区羽田空港2-6-4	H25.4.1	株式会社櫻商会	東京都大田区京浜島2-14-11	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	225,570	-	-	羽田空港内廃棄物は、空港内で処理する事になっており、空港内の廃棄物処理業者は1社しかないため	①□(付随するもの)	単価契約 東京税関で合同庁舎入居官署一括入札 契約総額 2,357,880円
56	成田国際空港第1旅客ターミナルビル諸設備の保守業務	分任支出負担行為担当官横浜植物防疫所成田支所長 金田昌士	成田市古込字古込1-1	H25.4.1	株式会社成田エアポートテクノ	千葉県成田市古込字古込1-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	1,362,900	-	-	空港ターミナルビルの施設設備にかかる一括保守管理を行っているのは、空港保安の関係から(株)成田エアポートテクノ1社である。当所にかかる諸設備部分は、空港ビル全体の諸設備と連係しておりその一部になっているため、同社の保守を受けることとなる。よって契約の目的が競争を許さない。	①□(付随するもの)	-
57	成田国際空港第2旅客ターミナルビル諸設備の保守業務	分任支出負担行為担当官横浜植物防疫所成田支所長 金田昌士	成田市古込字古込1-1	H25.4.1	株式会社成田エアポートテクノ	千葉県成田市古込字古込1-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	1,075,200	-	-	空港ターミナルビルの施設設備にかかる一括保守管理を行っているのは、空港保安の関係から(株)成田エアポートテクノ1社である。当所にかかる諸設備部分は、空港ビル全体の諸設備と連係しておりその一部になっているため、同社の保守を受けることとなる。よって契約の目的が競争を許さない。	①□(付随するもの)	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する 部署の名称	所在地		商号または 名称	住所								
58	成田国際空港第1及び第2PTB官庁 部分清掃業務	分任支出負担行為担当官 横浜植物防疫所成田支所 長 金田昌士	成田市古 込字古込 1-1	H25.4.1	株式会社 成田空港 美整社	千葉県成田市 取香529-63	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	-	664,776	-	-	成田国際空港の官民共有施設に係 る契約は、協定書に基づき成田国際 空港株式会社が行うこととなっており、 官庁側として応分の負担をする ため同社と契約する必要がある。 よって契約の目的が競争を許さない。	①□(付随する もの)	単価契約 横浜税関で合同 庁舎入居官署一 括入札 契約総額 82,277,500円
59	塵芥処理業務	分任支出負担行為担当官 横浜植物防疫所成田支所 長 金田昌士	成田市古 込字古込 1-1	H25.4.1	株式会社ナ リコー	千葉県成田市 三里塚光が丘 1-1331	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	-	387,296	-	-	成田国際空港から排出される塵芥を 処理できる唯一の業者であることか ら、契約の目的が競争を許さない。	①□(付随する もの)	単価契約 東京税関で合同 庁舎入居官署一 括入札 契約総額 6,064,800円
60	新潟空港ターミナルビル設備運転 保守(連名契約)	分任支出負担行為担当官 横浜植物防疫所新潟支所 長 碓井正昭	新潟市中 央区竜が 島1-5-4	H25.4.1	新潟交友 事業株式 会社	新潟市東区村 木町1-46	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	-	127,164	-	-	空港ターミナルビル設備の管理につい ては施設保有者が一括して契約を行っ ており、運転保守についても、施設 保有者と契約を締結している同社の 保守をうけることとなる。よって契約 の目的が競争を許さない。	①□(付随する もの)	東京税関で合同 庁舎入居官署一 括入札 契約金額 2,930,067円
61	富山空港分室建物賃貸借料	分任支出負担行為担当官 名古屋植物防疫所長 大村克己	名古屋市 港区入船 2-3-12	H25.4.1	富山空港 ターミナル ビル株式 会社	富山県富山市 秋ヶ島30	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	-	1,409,580	-	-	事業用事務室の借り受けであるため	①□	-
62	静岡空港分室建物賃貸借料	分任支出負担行為担当官 名古屋植物防疫所長 大村克己	名古屋市 港区入船 2-3-12	H25.4.1	富士山静 岡空港株 式会社	静岡県牧之原 市坂口3336-4	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	-	4,660,400	-	-	事業用事務室の借り受けであるため	①□	-
63	西部検査場用地賃貸借料	分任支出負担行為担当官 名古屋植物防疫所長 大村克己	名古屋市 港区入船 2-3-12	H25.4.1	株式会社 名古屋港 流通セン ター	愛知県海部郡 飛島村2-1-16	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	-	1,728,000	-	-	事業用事務室の借り受けであるため	①□	-
64	中部国際空港官民共有施設維持管 理業務料	分任支出負担行為担当官 名古屋植物防疫所中部空 港支所長 澤木雅之	愛知県常 滑市セント レア1-1	H25.4.1	中部国際 空港株式 会社	愛知県常滑市 セントレア1-1	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	-	3,902,628	-	-	当該ビルについては、施設所有者が 施設全体を管理している。当所は施 設所有者と契約を行い供給を受ける ため、契約の目的が競争を許さない。	①□(付随する もの)	名古屋税関で合 同庁舎入居官署 一括入札 契約総額 101,896,164円
65	中部国際空港ICカードリーダー等使用 契約	分任支出負担行為担当官 名古屋植物防疫所中部空 港支所長 澤木雅之	愛知県常 滑市セント レア1-1	H25.4.1	中部国際 空港株式 会社	愛知県常滑市 セントレア1-1	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	-	1,115,504	-	-	当該ビルについては、施設所有者が 施設全体を管理している。当所は施 設所有者と契約を行い供給を受ける ため、契約の目的が競争を許さない。	①□(付随する もの)	名古屋税関で合 同庁舎入居官署 一括入札 契約総額 23,346,750円



(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
66	広島空港CIQ施設維持管理	分任支出負担行為担当官代理神戸植物防疫所広島支所長 島田正博	広島市南区宇品海岸3-10-17	H25.4.1	広島空港ビルディング株式会社	広島県三原市本郷町善入寺64番31	会計法第29条の3第4項(貸借契約)	—	409,680	—	—	契約の性質上、当該施設管理者と契約するほかない	①□(付随するもの)	神戸税関で合同庁舎入居官署一括入札 契約総額 7,228,596円
67	岡山空港CIQ施設維持管理	分任支出負担行為担当官代理神戸植物防疫所広島支所長 島田正博	広島市南区宇品海岸3-10-17	H25.4.1	岡山空港ターミナル株式会社	岡山市北区日応寺1277	会計法第29条の3第4項(貸借契約)	—	440,934	—	—	契約の性質上、当該施設管理者と契約するほかない	①□(付随するもの)	神戸税関で合同庁舎入居官署一括入札 契約総額 6,451,657円
68	米子空港ターミナルビル植物防疫所事務室賃貸借	分任支出負担行為担当官代理神戸植物防疫所広島支所長 島田正博	広島市南区宇品海岸3-10-17	H25.4.1	米子空港ビル株式会社	鳥取県境港市佐妻神町1634	会計法第29条の3第4項(貸借契約)	—	832,776	—	—	業務上、当該ビルに入居する必要があり、所有者と契約するほかない	①□	—
69	高松空港ターミナルビル植物防疫所事務室賃貸借	分任支出負担行為担当官代理神戸植物防疫所坂出支所長	香川県坂出市入船町1-6-10	H25.4.1	高松空港ビル株式会社	香川県高松市香南町1312-7	会計法第29条の3第4項(貸借契約)	—	1,082,532	—	—	業務上、当該ビルに入居する必要があり、所有者と契約するほかない	①□	—
70	松山空港ターミナルビル植物防疫所事務室賃貸借	分任支出負担行為担当官代理神戸植物防疫所坂出支所長	香川県坂出市入船町1-6-10	H25.4.1	松山空港ビル株式会社	愛媛県松山市南吉田町2731	会計法第29条の3第4項(貸借契約)	—	1,439,472	—	—	業務上、当該ビルに入居する必要があり、所有者と契約するほかない	①□	—
71	宮崎空港旅客ターミナルビル事務室賃貸借	分任支出負担行為担当官代理門司植物防疫所庶務課課長補佐 松尾知己	福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	H25.4.1	宮崎空港ビル株式会社	宮崎県宮崎市大字赤江279	会計法第29条の3第4項(貸借契約)	—	915,864	—	—	業務上、当該ビルに入居する必要があり、所有者と契約するほかない。	①□	—
72	石垣空港建物賃貸借料	支出負担行為担当官横浜植物防疫所長 川口嘉久	横浜市中区北仲通5-57	H25.4.1	石垣空港ターミナル株式会社	沖縄県石垣市字白保1960-104-1	会計法第29条の3第4項(貸借契約)	—	4,048,632	—	—	業務上、当該ビルに入居する必要があり、所有者と契約するほかない	①□	—
73	東京国際空港貨物地区電気受給契約	分任支出負担行為担当官横浜植物防疫所羽田空港支所長 中山宏基	東京都大田区羽田空港2-6-4	H25.4.1	東京国際エアターミナル株式会社	東京都大田区羽田空港2-6-3	会計法第29条の3第4項(貸借契約)	—	5,800,562	—	—	施設所有者が施設全体を一括して契約している。当所は施設所有者と契約を行い、供給を受けるため、契約の目的が競争を許さない	①□(付随するもの)	東京税関で合同庁舎入居官署一括入札 契約総額 28,724,720円
74	東京国際空港における上下水道利用契約	分任支出負担行為担当官横浜植物防疫所羽田空港支所長 中山宏基	東京都大田区羽田空港2-6-4	H25.4.1	空港施設株式会社	東京都大田区羽田空港1-6-5	会計法第29条の3第4項(貸借契約)	—	2,509,003	—	—	施設所有者が施設全体を一括して契約している。当所は施設所有者と契約を行い、供給を受けるため、契約の目的が競争を許さない	①□(付随するもの)	東京税関で合同庁舎入居官署一括入札 契約総額 24,994,045円
75	関空CIQ合同庁舎設備保守管理業務委託	支出負担行為担当官横浜植物防疫所長 川口嘉久	横浜市中区北仲通5-57	H25.4.1	城陽ダイキン空調株式会社	大阪市港区築港4-10-3	会計法第29条の3第4項(貸借契約)	—	3,056,193	—	—	施設所有者が施設全体を一括して契約している。当所は施設所有者と契約を行い、供給を受けるため、契約の目的が競争を許さない	①□(付随するもの)	大阪税関で合同庁舎入居官署一括契約 契約総額 29,190,000円
76	関空官庁合同庁舎設備保守管理業務委託	支出負担行為担当官横浜植物防疫所長 川口嘉久	横浜市中区北仲通5-57	H25.4.1	城陽ダイキン空調株式会社	大阪市港区築港4-10-3	会計法第29条の3第4項(貸借契約)	—	3,917,088	—	—	施設所有者が施設全体を一括して契約している。当所は施設所有者と契約を行い、供給を受けるため、契約の目的が競争を許さない	①□(付随するもの)	東京税関で合同庁舎入居官署一括契約 契約総額 28,724,720円

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
77	青森港湾合同庁舎土地賃貸借料契約	支出負担行為担当官 横浜植物防疫所長 川口嘉久	横浜市中区北仲通5-57	H25.4.1	青森市	青森市中央1-22-5	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	120,841	—	—	業務上、当該ビルに入居する必要があり、所有者と契約するほかない	①□	第二管区海上保安本部で合同庁舎入居官署一括契約 契約総額 1,418,324円
78	小名浜出張所土地賃貸借料契約	支出負担行為担当官 横浜植物防疫所長 川口嘉久	横浜市中区北仲通5-57	H25.5.21	福島県	福島県福島市杉妻町2-16	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	165,480	—	—	業務上、当該ビルに入居する必要があり、所有者と契約するほかない	①□	第二管区海上保安本部で合同庁舎入居官署一括契約 契約総額 1,714,825円
79	府省共通ポータル(NACCS)利用契約	支出負担行為担当官 動物検疫所長 吉田 稔	横浜市磯子区原町1-1	H25.4.1	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社	川崎市幸区堀川町580	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	8,495,333	—	—	電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律により輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システムの契約者が一に定められているため	①イ(イ)	—
80	土地賃貸借料	支出負担行為担当官 動物検疫所長 吉田 稔	横浜市磯子区原町1-1	H25.4.1	沖縄県	那覇市泉崎1-2-2	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	13,944,468	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に限定される賃貸借	①□	—
81	建物賃貸借料(旭川空港)	支出負担行為担当官 動物検疫所長 吉田 稔	横浜市磯子区原町1-1	H25.4.1	旭川空港ビル株式会社	北海道上川郡東神楽町東2線16号98番地	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,045,044	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に限定される賃貸借	①□	—
82	建物賃貸借料(川崎分室)	支出負担行為担当官 動物検疫所長 吉田 稔	横浜市磯子区原町1-1	H25.4.1	かわさきファズ株式会社	神奈川県川崎市川崎区東扇島6-10	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	3,912,432	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に限定される賃貸借	①□	—
83	共益費(川崎分室)	支出負担行為担当官 動物検疫所長 吉田 稔	横浜市磯子区原町1-1	H25.4.1	かわさきファズ株式会社	川崎市川崎区東扇島6-10	会計法第29条の4の3(賃貸借契約)	—	1,242,036	—	—	当該ビルについては、施設所有者が施設全体を一括して契約している。当所は、施設所有者と契約を行い、供給を受けるため、契約の目的が競争を許さない	①□(付随するもの)	—
84	土地賃貸借料(官庁合同庁舎)	支出負担行為担当官 動物検疫所長 吉田 稔	横浜市磯子区原町1-1	H25.4.1	新関西国際空港株式会社	大阪府泉佐野市泉州空港北1番地	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	8,573,231	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に限定される賃貸借	①□	—
85	土地賃貸借料(CIQ事務所棟)	支出負担行為担当官 動物検疫所長 吉田 稔	横浜市磯子区原町1-1	H25.4.1	新関西国際空港株式会社	大阪府泉佐野市泉州空港北1番地	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	5,566,493	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に限定される賃貸借	①□	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
86	土地賃貸借料(輸入犬検疫施設)	支出負担行為担当官 動物検疫所長 吉田 稔	横浜市磯子区原町1-1	H25.4.1	新関西国際空港株式会社	大阪府泉佐野市泉州空港北1番地	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	9,228,687	-	-	当該場所で行なわなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に限定される賃貸借	①□	-
87	土地賃貸借料(霊長類及び特殊動物舎)	支出負担行為担当官 動物検疫所長 吉田 稔	横浜市磯子区原町1-1	H25.4.1	新関西国際空港株式会社	大阪府泉佐野市泉州空港北1番地	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	16,155,916	-	-	当該場所で行なわなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に限定される賃貸借	①□	-
88	土地賃貸借料(中部空港)	支出負担行為担当官 動物検疫所長 吉田 稔	横浜市磯子区原町1-1	H25.4.1	中部国際空港株式会社	愛知県常滑市セントレア1-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	19,024,058	-	-	当該場所で行なわなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に限定される賃貸借	①□	-
89	土地賃貸借料(CIQ庁舎)	支出負担行為担当官 動物検疫所長 吉田 稔	横浜市磯子区原町1-1	H25.4.1	中部国際空港株式会社	愛知県常滑市セントレア1-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	9,601,378	-	-	当該場所で行なわなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に限定される賃貸借	①□	-
90	建物賃貸借料(青森空港)	支出負担行為担当官 動物検疫所長 吉田 稔	横浜市磯子区原町1-1	H25.4.1	青森空港ビル株式会社	青森市大字大谷字小谷1-5	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	1,220,259	-	-	当該場所で行なわなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に限定される賃貸借	①□	-
91	建物賃貸借料(函館空港事務所)	支出負担行為担当官 動物検疫所長 吉田 稔	横浜市磯子区原町1-1	H25.4.1	函館空港ビルディング株式会社	北海道函館市高松町511	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	1,094,876	-	-	当該場所で行なわなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に限定される賃貸借	①□	-
92	土地賃貸借料(天浪検疫場)	支出負担行為担当官 動物検疫所長 吉田 稔	横浜市磯子区原町1-1	H25.4.1	成田国際空港株式会社	千葉県成田市古込字古込1番地1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	43,215,678	-	-	当該場所で行なわなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に限定される賃貸借	①□	-
93	事務所賃貸借料(富士山静岡空港)	支出負担行為担当官 動物検疫所長 吉田 稔	横浜市磯子区原町1-1	H25.4.1	富士山静岡空港株式会社	静岡県牧之原市坂口3336-4	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	4,660,440	-	-	当該場所で行なわなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に限定される賃貸借	①□	-
94	事務所賃貸借料(石垣空港)	支出負担行為担当官 動物検疫所長 吉田 稔	横浜市磯子区原町1-1	H25.4.1	石垣空港ターミナル株式会社	沖縄県石垣市字白保1960番地104	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	4,672,764	-	-	当該場所で行なわなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に限定される賃貸借	①□	-
95	フライト情報提供料	分任支出負担行為担当官 動物検疫所成田支所長 小田 茂	千葉県成田市古込字古込1-1	H25.4.1	成田国際空港株式会社	成田市古込字古込1-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	5,764,500	-	-	成田国際空港(株)が設置するビデオ設備を使用し、同社からフライト情報の提供を受けるものであり、契約の目的が競争を許さない。	①□(付随するもの)	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
96	成田国際空港旅客ターミナルビル受変電施設等使用料	分任支出負担行為担当官 動物検疫所成田支所長 小田 茂	千葉県成田市古込字古込1-1	H25.4.1	成田国際空港株式会社	成田市古込字古込1-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	7,996,689	—	—	成田国際空港の受変電設備については、施設所有者が施設全体を一括して契約している。当所は施設所有者と契約を行い、供給を受けるため、契約の目的が競争を許さない	①□(付随するもの)	—
97	成田国際空港旅客ターミナルビル空調和等需給料	分任支出負担行為担当官 動物検疫所成田支所長 小田 茂	千葉県成田市古込字古込1-1	H25.4.1	成田国際空港株式会社	成田市古込字古込1-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	12,483,516	—	—	成田国際空港の空調和需給については、施設所有者が施設全体を一括して契約している。当所は施設所有者と契約を行い、供給を受けるため、契約の目的が競争を許さない	①□(付随するもの)	—
98	成田国際空港第1旅客ターミナルビル諸設備の保守業務	分任支出負担行為担当官 動物検疫所成田支所長 小田 茂	千葉県成田市古込字古込1-1	H25.4.1	株式会社成田エアポートテクノ	成田市古込字古込1-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,349,250	—	—	空港ターミナルビルの施設設備にかかる一括保守管理を行っているのは、空港保安の関係から(株)成田エアポートテクノ1社である。当所にかかる諸設備部分は、空港ビル全体の諸設備と連係しておりその一部になっているため、同社の保守を受けることとなる。よって契約の目的が競争を許さない。	①□(付随するもの)	—
99	成田国際空港第2旅客ターミナルビル諸設備の保守業務	分任支出負担行為担当官 動物検疫所成田支所長 小田 茂	千葉県成田市古込字古込1-1	H25.4.1	株式会社成田エアポートテクノ	成田市古込字古込1-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,159,200	—	—	空港ターミナルビルの施設設備にかかる一括保守管理を行っているのは、空港保安の関係から(株)成田エアポートテクノ1社である。当所にかかる諸設備部分は、空港ビル全体の諸設備と連係しておりその一部になっているため、同社の保守を受けることとなる。よって契約の目的が競争を許さない。	①□(付随するもの)	—
100	動物検疫所成田支所広報番組放送料	分任支出負担行為担当官 動物検疫所成田支所長 小田 茂	千葉県成田市古込字古込1-1	H25.4.1	株式会社メディアポート成田	東京都荒川区東日暮里6-60-10	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	3,231,788	—	—	成田国際空港内に設置されているグリーンポート成田TVについては、(株)メディアポート成田が同TVの放映及び管理運営を一括して行っている。当所の番組は同社のTVを利用して当所番組の放映を行うため契約の目的が競争を許さない。	①□(付随するもの)	—
101	成田国際空港南部第2官庁ビル建物賃貸借契約	分任支出負担行為担当官 動物検疫所成田支所長 小田 茂	千葉県成田市古込字古込1-1	H25.4.1	成田国際空港株式会社	成田市古込字古込1-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	14,219,880	—	—	当該場所でなければ行政事務を行なうことが不可能であることから、場所が限定され、供給者が一に特定される	①□	—
102	茨城空港旅客ターミナルビル内事務室等賃貸借	分任支出負担行為担当官 動物検疫所成田支所長 小田 茂	千葉県成田市古込字古込1-1	H25.4.1	財団法人茨城県開発公社	茨城県水戸市笠原町978-25	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,297,500	—	—	当該場所でなければ行政事務を行なうことが不可能であることから、場所が限定され、供給者が一に特定される	①□	—
103	第2PTBスペース賃貸借	分任支出負担行為担当官 動物検疫所成田支所長 小田 茂	千葉県成田市古込字古込1-1	H25.4.1	成田国際空港株式会社	成田市古込字古込1-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	5,094,828	—	—	当該場所でなければ行政事務を行なうことが不可能であることから、場所が限定され、供給者が一に特定される	①□	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部署の名称	所在地		商号または名称	住所								
104	廃棄物(肉類)焼却処理	分任支出負担行為担当官 動物検疫所成田支所長 小田 茂	千葉県成 田市古込 字古込1- 1	H25.4.1	株式会社ナ リコー	千葉県成 田市三 里塚光ヶ 丘1-1331	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	1,244,880	—	—	成田空港内から排出されるゴミ処理 について、唯一、成田市役所から許 可されている業者であり、供給者が 一に特定される	①□(付随する もの)	—
105	ICカードリーダー等使用契約	分任支出負担行為担当官 動物検疫所中部空港支所 長 入来理	愛知県常 滑市セント レア1-1	H25.4.1	中部国際 空港株式 会社	愛知県常 滑市セ ントレア1-1	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	1,370,175	—	—	当該場所は施設所有者が一括管理 しており、当所は所有者と契約を行 い、供給を受けるため、供給者が一 に特定される契約。	①□(付随する もの)	—
106	中部国際空港旅客ターミナルビル 等官民共有施設維持管理契約	分任支出負担行為担当官 動物検疫所中部空港支所 長 入来理	愛知県常 滑市セント レア1-1	H25.4.1	中部国際 空港株式 会社	愛知県常 滑市セ ントレア1-1	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	4,554,756	—	—	当該場所は施設所有者が一括管理 しており、当所は所有者と契約を行 い、供給を受けるため、供給者が一 に特定される契約。	①□(付随する もの)	—
107	中部空港合同庁舎土地建物借料	分任支出負担行為担当官 動物検疫所中部空港支所 長 入来理	愛知県常 滑市セント レア1-1	H25.4.1	中部国際 空港株式 会社	愛知県常 滑市セ ントレア1-1	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	2,243,047	—	—	当該場所でなければ行政事務を行う ことが不可能であることから場所が 限定され、供給者が一に特定される 賃貸借契約	①□	—
108	富山空港事務所土地建物借料	分任支出負担行為担当官 動物検疫所中部空港支所 長 入来理	愛知県常 滑市セント レア1-1	H25.4.1	富山空港 ターミナル ビル株式 会社	富山県富 山市秋 ヶ島30	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	1,647,444	—	—	当該場所でなければ行政事務を行う ことが不可能であることから場所が 限定され、供給者が一に特定される 賃貸借契約	①□	—
109	土地賃貸借料(関西空港ビル)	分任支出負担行為担当官 代理 動物検疫所関西空 港支所検査第1課長 大 石紀夫	大阪府泉 南郡田尻 町泉州空 港中1番地	H25.4.1	新関西国 際空港株 式会社	大阪府泉 佐野 市泉州空 港北 1番地	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	480,217	—	—	当該場所でなければ行政事務を行う 事が不可能であることから、場所が 限定され、供給者が一に特定される 賃貸借契約	①□	—
110	建物賃貸借料(高松空港ビル)	分任支出負担行為担当官 代理 動物検疫所関西空 港支所検査第1課長 大 石紀夫	大阪府泉 南郡田尻 町泉州空 港中1番地	H25.4.1	高松空港 ビル株式 会社	香川県高 松市香 南町岡 131-7	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	1,840,284	—	—	当該場所でなければ行政事務を行う 事が不可能であることから、場所が 限定され、供給者が一に特定される 賃貸借契約	①□	—
111	建物賃貸借料(松山空港ビル)	分任支出負担行為担当官 代理 動物検疫所関西空 港支所検査第1課長 大 石紀夫	大阪府泉 南郡田尻 町泉州空 港中1番地	H25.4.1	松山空港 ビル株式 会社	愛媛県松 山市南 吉田町 273-1	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	1,409,448	—	—	当該場所でなければ行政事務を行う 事が不可能であることから、場所が 限定され、供給者が一に特定される 賃貸借契約	①□	—
112	共益費(霊長類舎及び特殊動物舎)	分任支出負担行為担当官 代理 動物検疫所関西空 港支所検査第1課長 大 石紀夫	大阪府泉 南郡田尻 町泉州空 港中1番地	H25.4.1	新関西国 際空港株 式会社	大阪府泉 佐野 市泉州空 港北 1番地	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	7,967,916	—	—	当該場所でなければ行政事務を行う 事が不可能であることから、場所が 限定され、供給者が一に特定される 賃貸借契約	①□(付随する もの)	—
113	共益費(輸入犬検査舎)	分任支出負担行為担当官 代理 動物検疫所関西空 港支所検査第1課長 大 石紀夫	大阪府泉 南郡田尻 町泉州空 港中1番地	H25.4.1	新関西国 際空港株 式会社	大阪府泉 佐野 市泉州空 港北 1番地	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	4,490,316	—	—	当該場所でなければ行政事務を行う 事が不可能であることから、場所が 限定され、供給者が一に特定される 賃貸借契約	①□(付随する もの)	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部署の名称	所在地		商号または名称	住所								
114	共益費(CIQ事棟)	分任支出負担行為担当官代理 動物検疫所関西空港支所検疫第1課長 大石紀夫	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地	H25.4.1	新関西国際空港株式会社	大阪府泉佐野市泉州空港北1番地	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	857,808	—	—	当該場所でなければ行政事務を行う事が不可能であることから、場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□(付随するもの)	—
115	共益費(貨物検査場)	分任支出負担行為担当官代理 動物検疫所関西空港支所検疫第1課長 大石紀夫	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地	H25.4.1	新関西国際空港株式会社	大阪府泉佐野市泉州空港北1番地	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,269,468	—	—	当該場所でなければ行政事務を行う事が不可能であることから、場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□(付随するもの)	—
116	動物検疫所広報配信に関する契約	分任支出負担行為担当官代理 動物検疫所関西空港支所検疫第1課長 大石紀夫	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地	H25.4.1	株式会社関西エアポートエージェンシー	大阪府泉佐野市泉州空港北1番地	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	997,500	—	—	当該場所でなければ行政事務を行う事が不可能であることから、場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□(付随するもの)	—
117	動物検疫所広報配信に関する契約(出国エリア)	分任支出負担行為担当官代理 動物検疫所関西空港支所検疫第1課長 大石紀夫	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地	H25.4.1	株式会社関西エアポートエージェンシー	大阪府泉佐野市泉州空港北1番地	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,417,500	—	—	当該場所でなければ行政事務を行う事が不可能であることから、場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□(付随するもの)	—
118	一般廃棄物処理料	分任支出負担行為担当官代理 動物検疫所関西空港支所検疫第1課長 大石紀夫	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地	H25.4.1	新関西国際空港株式会社	大阪府泉佐野市泉州空港北1番地	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,915,200	—	—	当該場所でなければ行政事務を行う事が不可能であることから、場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□(付随するもの)	—
119	建物賃貸借料(第2ターミナル)	分任支出負担行為担当官代理 動物検疫所関西空港支所検疫第1課長 大石紀夫	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地	H25.4.1	新関西国際空港株式会社	大阪府泉佐野市泉州空港北1番地	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	5,160,312	—	—	当該場所でなければ行政事務を行う事が不可能であることから、場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
120	空調調和料及び管理費(第2ターミナル)	分任支出負担行為担当官代理 動物検疫所関西空港支所検疫第1課長 大石紀夫	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地	H25.4.1	新関西国際空港株式会社	大阪府泉佐野市泉州空港北1番地	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	4,799,052	—	—	当該場所でなければ行政事務を行う事が不可能であることから、場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□(付随するもの)	—
121	駐車場使用料(第2ターミナル)	分任支出負担行為担当官代理 動物検疫所関西空港支所検疫第1課長 大石紀夫	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地	H25.4.1	新関西国際空港株式会社	大阪府泉佐野市泉州空港北1番地	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	378,000	—	—	当該場所でなければ行政事務を行う事が不可能であることから、場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
122	博多港国際ターミナル事務所使用料	分任支出負担行為担当官動物検疫所門司支所長	福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	H25.4.1	博多港国際旅客ターミナル運営共同事業体	福岡県福岡市博多区浜浜町14-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,080,450	—	—	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に限定される賃貸借	①□	—
123	鹿児島空港出張所畜舎排水処理施設側溝清掃作業	分任支出負担行為担当官動物検疫所門司支所長	福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	H25.6.12	大管工業株式会社	福岡県福岡市中央区平尾3-1-3	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	1,241,625	—	—	地域住民から早急に現状復帰するよう求められたため	③④	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
124	平成25年度ミラノ国際博覧会政府出展委託事業(ミラノ国際博覧会に係る政府参加準備業務)	支出負担行為担当官 食料産業局長 針原寿朗	東京都千代田区霞が関一丁目2番1号	H25.4.1	独立行政法人日本貿易振興機構	東京都港区赤坂1丁目12番32号	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	457,586,704	—	—	平成24年3月27日の閣議において、独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)が参加機関として公式参加する旨、閣議了解されたところであり、公共調達の適正化について(財計第2017号H18.8.25)1(2)①イ(ハ)「閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施が明示されているもの」に該当するため。	①イ(ハ)	
125	ミラノ国際博覧会政府出展委託事業(国庫債務負担行為)	支出負担行為担当官 食料産業局長 針原寿朗	東京都千代田区霞が関一丁目2番1号	H25.5.15	独立行政法人日本貿易振興機構	東京都港区赤坂1丁目12番32号	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	149,409,865	—	—	平成24年3月27日の閣議において、独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)が参加機関として公式参加する旨、閣議了解されたところであり、公共調達の適正化について(財計第2017号H18.8.25)1(2)①イ(ハ)「閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施が明示されているもの」に該当するため。	①イ(ハ)	
126	平成25年度政府所有米穀の販売等業務委託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.28	日通グループ代表 日通商事株式会社	東京都港区海岸1-14-22	予決令第102条の4第4号(口)(有利随意契約)	—	802,121,000	—	—	本契約は、H22年度に契約した販売等業務委託契約の追加契約であり、一般競争入札等により現契約相手方以外の者と契約した場合、物品の引渡しの際に生じる追加コストが発生することとなることから、現契約相手方以外の者と契約するより経費が抑えられるため。	③口	—
127	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.10	日清サイロ株式会社	東京都千代田区神田錦町1-25	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	17.83円/100kg 75.8円/100kg及び83.4円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要が生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費(複数サイロあり)

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部署の名称	所在地		商号または名称	住所								
128	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.10	日本通運株式会社	三重県四日市市垂坂町1340-8	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	-	17.83円/100kg 79.6円/100kg	-	-		①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費
129	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.10	飯坂製粉株式会社	大阪府和泉市寺田町1-1-10	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	-	17.83円/100kg 35.4円/100kg	-	-		①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費
130	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.10	甲南埠頭株式会社	兵庫県神戸市東灘区深江浜町42-3	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	-	17.83円/100kg 83.4円/100kg	-	-		①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費
131	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.10	昭和産業株式会社	東京都千代田区内神田2-2-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	-	17.83円/100kg及び16.40円/100kg 83.4円/100kg及び83.0円/100kg	-	-		①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費(複数級地あり) 下段:サイロ荷役に係る経費(複数サイロあり)



(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
132	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.10	東灘トーマンサイロ株式会社	兵庫県神戸市東灘区住吉浜町19-2	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	17.83円/100kg 10.0円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要があるが生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費
133	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.10	パシフィックグリーンセンター株式会社	東京都中央区日本橋本町1-1-8	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	16.40円/100kg 36.9円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要があるが生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費
134	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.10	坂出サイロ事業協同組合	香川県坂出市入船町1-6-15	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	16.40円/100kg 71.0円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要があるが生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費
135	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.10	初村第一倉庫株式会社	福岡県福岡市博多区吉塚8-4-48	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	17.83円/100kg 74.4円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要があるが生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
136	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.10	沖繩製粉株式会社	沖縄県那覇市通堂町1-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	17.83円/100kg 70.0円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要が生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費
137	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.10	日本製粉株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-5	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	17.83円/100kg 83.4円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要が生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費
138	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.10	千葉共同サイロ株式会社	千葉県千葉市美浜区新港16	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	17.83円/100kg 74.4円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要が生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費
139	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.10	日本サイロ株式会社	千葉県千葉市美浜区新港3-2	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	17.83円/100kg 74.4円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要が生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部署の名称	所在地		商号または名称	住所								
140	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.10	日東富士製粉株式会社	東京都中央区新川1-3-17	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	17.83円/100kg及び16.40円/100kg 83.4円/100kg及び74.4円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要があるが生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費(複数級地あり) 下段:サイロ荷役に係る経費(複数サイロあり)
141	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.10	清水埠頭株式会社	静岡県静岡市清水区清水村松地先新田17-3	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	16.40円/100kg 74.4円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要があるが生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費
142	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.10	東洋グレンターミナル株式会社	愛知県知多市北浜町14-9	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	17.83円/100kg 80.0円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要があるが生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費
143	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.10	名古屋埠頭サイロ株式会社	愛知県名古屋市昭和区折戸町4-15	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	17.83円/100kg 35.0円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要があるが生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
144	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.10	大阪港埠頭ターミナル株式会社	大阪府大阪市港区港晴5-1-12	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	17.83円/100kg 70.8円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要があるが生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費
145	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.10	阪神サイロ株式会社	兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町14-7	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	17.83円/100kg 83.4円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要があるが生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費
146	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.11	瀬戸埠頭株式会社	岡山県倉敷市児島塩生2767-24	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	16.40円/100kg 55.4円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要があるが生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費
147	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.10	鳥越製粉株式会社	福岡県福岡市博多区比恵町5-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	16.40円/100kg 74.4円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要があるが生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部署の名称	所在地		商号または名称	住所								
148	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.10	株式会社J-オイルミルズ	香川県坂出市入船町2-1-5	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	16.40円/100kg 74.4円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要が生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費
149	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.10	博多港サイロ株式会社	福岡県福岡市中央区那の津4-10-8	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	17.83円/100kg 74.4円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要が生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費
150	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.10	箱崎埠頭株式会社	福岡県福岡市東区箱崎ふ頭6-11-49	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	17.83円/100kg 74.4円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要が生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費
151	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.28	小樽倉庫事業協同組合	北海道小樽市築港5-4	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	16.40円/100kg 0円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要が生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部署の名称	所在地		商号または名称	住所								
152	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.28	千葉グリーンセンター	千葉県千葉市美浜区新港29-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	17.83円/100kg 74.4円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要があるが生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費
153	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.28	千葉埠頭サイロ	千葉県千葉市美浜区新港17	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	17.83円/100kg 74.4円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要があるが生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費
154	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.28	国際埠頭株式会社	神奈川県横浜市中区豊浦町3	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	17.83円/100kg 83.4円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要があるが生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費
155	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.28	東洋埠頭株式会社	神奈川県川崎市川崎区扇町13-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	17.83円/100kg 35.1円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要があるが生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部署の名称	所在地		商号または名称	住所								
156	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.28	鈴与株式会社	静岡県静岡市清水区入船町11-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	16.40円/100kg 74.4円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要が生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費
157	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.28	知多埠頭株式会社	愛知県知多市北浜町24-66	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	17.83円/100kg 35.4円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要が生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費
158	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.28	日本トランスシティ株式会社	三重県四日市市霞2-1-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	17.83円/100kg 74.4円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要が生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費
159	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.28	伊勢湾倉庫株式会社	三重県四日市市尾上町3-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	17.83円/100kg 74.4円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要が生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
160	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.28	奥本製粉株式会社	大阪府貝塚市港15	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	17.83円/100kg 74.4円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要が生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費
161	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.28	日本通運株式会社	香川県高松市錦町1-1-6	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	16.40円/100kg 68.5円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要が生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費
162	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.28	東洋物産株式会社	香川県坂出市本町2-3-4	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	16.40円/100kg 71.0円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要が生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費
163	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.28	西川産業合資会社	香川県坂出市中央町2-30	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	16.40円/100kg 71.0円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要が生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費



(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
164	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.28	吉原食糧株式会社	香川県坂出市林田町4285-152	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	16.40円/100kg 71.0円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要があるが生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費
165	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.28	林田サイロ事業協同組合	香川県坂出市林田町4285-220	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	16.40円/100kg 71.0円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要があるが生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費
166	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.28	太陽製粉株式会社	福岡県福岡市中央区那の津4-2-22	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	17.83円/100kg 74.4円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要があるが生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費
167	政府所有麦寄託契約	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 佐藤一雄	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	H25.6.28	玄海サイロ株式会社	福岡県福岡市中央区那の津5-9-31	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	17.83円/100kg 74.4円/100kg	—	—	一時的に国が小麦を保管する必要があるが生じたが、対象小麦の保管場所については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条に基づく国の買入れ及び売渡し契約(即時販売方式)において、実需者により既に決定されているため。	①イ(イ)	単価契約 上段:保管業務に係る経費 下段:サイロ荷役に係る経費
168	平成25年度施設園芸栽培の省力化・高品質化実証研究委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長 小林 裕幸	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	施設園芸復興コンソーシアム	茨城県つくば市観音台3-1-1	会計法第29条の3第4項(特定情報)	150,900,000	150,900,000	100%	—	本事業は研究開発期間を7年として平成23年度に行政目的を達成するために不可欠な特定の情報を提供することが可能な実施機関として締結した委託事業の継続契約である。	①ニ(ハ)	

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
169	平成25年度生体調節機能成分を活用した野菜生産技術の実証研究委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長 小林 裕幸	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	機能性評価コンソーシアム	茨城県つくば市観音台3-1-1	会計法第29条の3第4項(特定情報)	125,000,000	125,000,000	100%	—	本事業は研究開発期間を7年として平成23年度に行政目的を達成するために不可欠な特定の情報を提供することが可能な実施機関として締結した委託事業の継続契約である。	①ニ(ハ)	
170	平成25年度被災地の早期復興に資する果樹生産・利用技術の実証研究委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長 小林 裕幸	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	地域再生(果樹生産)コンソーシアム	茨城県つくば市観音台3-1-1	会計法第29条の3第4項(特定情報)	45,000,000	45,000,000	100%	—	本事業は研究開発期間を7年として平成23年度に行政目的を達成するために不可欠な特定の情報を提供することが可能な実施機関として締結した委託事業の継続契約である。	①ニ(ハ)	
171	平成25年度アワビの緊急増殖技術開発研究委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長 小林 裕幸	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	「アワビの緊急増殖技術開発研究」共同研究機関	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3	会計法第29条の3第4項(特定情報)	20,000,000	20,000,000	100%	—	本事業は研究開発期間を7年として平成23年度に行政目的を達成するために不可欠な特定の情報を提供することが可能な実施機関として締結した委託事業の継続契約である。	①ニ(ハ)	
172	平成25年度技術・経営診断技術開発研究委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長 小林 裕幸	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	新食料基地コンソーシアム	茨城県つくば市観音台3-1-1	会計法第29条の3第4項(特定情報)	62,000,000	62,000,000	100%	—	本事業は研究開発期間を7年として平成23年度に行政目的を達成するために不可欠な特定の情報を提供することが可能な実施機関として締結した委託事業の継続契約である。	①ニ(ハ)	
173	電子ジャーナル(PNAS)提供業務	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局筑波事務所長 辻島 正明	茨城県つくば市観音台2-1-9	H25.4.1	ユサコ株式会社	東京都港区東麻布2-17-12	会計法第29条の3第4項(文献情報)	—	1,127,700	—	—	本データベースは米国National Academy of Sciences社を通じて提供しているものであり、米国の商習慣上の年度区分が1月～12月となっており、前年度の一般競争入札時に12ヶ月分の提供を前提に入札を行っているため。	①ニ(ハ)	—
174	文献情報データベース(BIOSIS・CAB)提供業務	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局筑波事務所長 辻島 正明	茨城県つくば市観音台2-1-9	H25.4.1	ユサコ株式会社	東京都港区東麻布2-17-12	会計法第29条の3第4項(文献情報)	—	18,348,428	—	—	本データベースは米国Ovid社を通じて提供しているものであり、米国の商習慣上の年度区分が1月～12月となっており、前年度の一般競争入札時に12ヶ月分の提供を前提に入札を行っているため。	①ニ(ハ)	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
175	全文データベース(ProQuest)提供業務	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局筑波事務所長 辻島 正明	茨城県つくば市観音台2-1-9	H25.4.1	株式会社紀伊國屋書店 水戸営業所	茨城県水戸市南町3-4-57	会計法第29条の3第4項(文献情報)	-	1,785,432	-	-	本データベースは米国ProQuest Information and Learning社を通じて提供しているものであり、米国の商習慣上の年度区分が1月~12月となっており、前年度の一般競争入札時に12ヶ月分の提供を前提に入札を行っているため。	①ニ(ハ)	-
176	農林水産省研究ネットワーク(MAFFIN)国際通信回線提供業務	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局筑波事務所長 辻島 正明	茨城県つくば市観音台2-1-9	H25.4.1	ソフトバンクテレコム株式会社	東京都港区新橋1-9-1	会計法第29条の3第4項(光熱費等)	-	11,392,116	-	-	平成23年度の入札(契約期間平成24年1月1日~3月31日)において、平成27年12月31日までの利用を想定したのものとして一般競争入札を行ったため	①ニ(ロ)	-
177	農林水産省研究ネットワーク(MAFFIN)国内通信回線提供業務	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局筑波事務所長 辻島 正明	茨城県つくば市観音台2-1-9	H25.4.1	KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿2-3-2	会計法第29条の3第4項(光熱費等)	-	332,662,680	-	-	平成23年度の入札(契約期間平成24年1月1日~3月31日)において、平成27年12月31日までの利用を想定したのものとして一般競争入札を行ったため	①ニ(ロ)	-
178	つくばWAN回線提供業務	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局筑波事務所長 辻島 正明	茨城県つくば市観音台2-1-9	H25.4.1	公益財団法人国際科学振興材団	茨城県つくば市春日3-24-16	会計法第29条の3第4項(光熱費等)	-	18,900,000	-	-	提供可能な業者が一に特定されるため	①ニ(ロ)	-
179	官報公告等掲載業務	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局筑波事務所長 辻島 正明	茨城県つくば市観音台2-1-9	H25.4.1	独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項(官報等の印刷等)	-	1行735円他	-	-	官報を発行しているのは(独)国立印刷局以外になく、競争を許さないため	①ハ	-
180	後納郵便料	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局筑波事務所長 辻島 正明	茨城県つくば市観音台2-1-9	H25.4.1	日本郵便株式会社	東京都台東区蔵前1-3-25	会計法第29条の3第4項(後納郵便)	-	-	-	-	郵便法第4条に基づき、契約相手方は日本郵便(株)に限定され、競争を許さないため	①ニ(ハ)	長期継続契約 平成24年度支払実績:1,442,410円
181	都市ガス	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局筑波事務所長 辻島 正明	茨城県つくば市観音台2-1-9	H25.4.1	筑波学園ガス株式会社	茨城県つくば市研究学園D35-5	会計法第29条の3第4項(光熱費等)	-	304,200,000	-	-	供給可能な業者が一に特定されるため	①ニ(ロ)	年間使用量 4,500,000m <sup>3</sup> x 基準単位料金67.60円
182	水道料	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局筑波事務所長 辻島 正明	茨城県つくば市観音台2-1-9	H25.4.1	つくば市上下水道部	茨城県つくば市期間2530-2(研究学園D32-2)	会計法第29条の3第4項(光熱費等)	-	-	-	-	供給可能な業者が一に特定されるため	①ニ(ロ)	長期継続契約 平成24年度支払実績:4,479,720円
183	下水道料	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局筑波事務所長 辻島 正明	茨城県つくば市観音台2-1-9	H25.4.1	つくば市上下水道部	茨城県つくば市期間2530-2(研究学園D32-2)	会計法第29条の3第4項(光熱費等)	-	-	-	-	供給可能な業者が一に特定されるため	①ニ(ロ)	長期継続契約 平成24年度支払実績:5,327,427円

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
184	水道料(ポンプステーション)	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局筑波事務所長 辻島 正明	茨城県つくば市観音台2-1-9	H25.4.1	つくば市上下水道部	茨城県つくば市町間2530-2(研究学園D32-2)	会計法第29条の3第4項(光熱費等)	-	-	-	-	供給可能な業者が一に特定されるため	①(ロ)	長期継続契約 平成24年度支払実績:4,318,914円
185	電気料	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局筑波事務所長 辻島 正明	茨城県つくば市観音台2-1-9	H25.4.1	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	会計法第29条の3第4項(光熱費等)	-	-	-	-	再度入札公告を行ったが、競争参加資格を満たす者がいなかったため	①(ロ)	平成24年度支払実績:117,616,540円
186	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	北海道	札幌市中央区北3条西6	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	-	48,551,000	-	-	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①(イ)及び(ニ)	-
187	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.15	青森県	青森市長島1-1-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	-	6,150,000	-	-	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①(イ)及び(ニ)	-
188	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.15	岩手県	盛岡市内丸10-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	-	10,400,000	-	-	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①(イ)及び(ニ)	-
189	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.15	宮城県	仙台市青葉区本町3-8-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	-	5,900,000	-	-	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①(イ)及び(ニ)	-
190	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.16	秋田県	秋田市山王4-1-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	-	23,212,000	-	-	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①(イ)及び(ニ)	-
191	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.23	山形県	山形市松波2-8-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	-	6,450,000	-	-	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①(イ)及び(ニ)	-
192	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.15	福島県	福島市杉妻町2-16	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	-	7,191,000	-	-	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①(イ)及び(ニ)	-
193	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.15	茨城県	水戸市笠原町978-6	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	-	278,000	-	-	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①(イ)及び(ニ)	-
194	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.15	栃木県	宇都宮市埴田1-1-20	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	-	1,100,000	-	-	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①(イ)及び(ニ)	-
195	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.15	群馬県	前橋市大手町1-1-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	-	3,500,000	-	-	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①(イ)及び(ニ)	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部署の名称	所在地		商号または名称	住所								
196	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.15	埼玉県	さいたま市浦和区高砂3-15-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	1,130,000	—	—	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
197	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.15	東京都	新宿区西新宿2-8-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	2,660,000	—	—	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
198	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.15	神奈川県	横浜市中区日本大通り1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	2,945,000	—	—	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
199	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.23	新潟県	新潟市中央区新光町4-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	15,032,000	—	—	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
200	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.15	富山県	富山市新総曲輪1-7	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	7,605,000	—	—	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
201	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.19	福井県	福井市大手3-17-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	7,345,000	—	—	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
202	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.19	山梨県	甲府市丸の内1-6-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	10,412,000	—	—	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
203	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.24	長野県	長野市大字南長野字幅下692-2	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	28,596,000	—	—	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
204	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.19	岐阜県	岐阜市藪田南2-1-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	13,000,000	—	—	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
205	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.19	愛知県	名古屋市中区三の丸3-1-2	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	4,446,000	—	—	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
206	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.19	三重県	津市広明町13	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	7,200,000	—	—	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
207	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.19	京都府	京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	1,800,000	—	—	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
208	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.19	大阪府	大阪市中央区大手前2-1-22	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	1,699,000	—	—	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①イ(イ)及び(ニ)	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部署の名称	所在地		商号または名称	住所								
209	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.19	兵庫県	神戸市中央区 下山手通5-10-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	3,466,000	—	—	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
210	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.19	奈良県	奈良市登大路町30	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	2,547,000	—	—	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
211	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.19	和歌山県	和歌山市小松原通1-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	3,100,000	—	—	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
212	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.19	鳥取県	鳥取市東町1-220	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	281,000	—	—	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
213	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.19	島根県	松江市殿町1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	9,500,000	—	—	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
214	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.17	岡山県	岡山市北区内山下2-4-6	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	5,540,000	—	—	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
215	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.15	広島県	広島市中区基町10-52	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	4,900,000	—	—	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
216	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.15	山口県	山口市滝町1-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	3,023,000	—	—	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
217	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.15	徳島県	徳島市万代町1-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	4,695,000	—	—	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
218	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.15	香川県	高松市番町4-1-10	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	1,195,000	—	—	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
219	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.15	愛媛県	松山市一番町4-4-2	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	3,350,000	—	—	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
220	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.15	高知県	高知市丸ノ内1-2-20	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	7,000,000	—	—	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
221	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.19	佐賀県	佐賀市城内1-1-59	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	3,911,000	—	—	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①イ(イ)及び(ニ)	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
222	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.19	長崎県	長崎市江戸町2-13	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	2,640,000	—	—	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
223	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.23	熊本県	熊本市水前寺6-18-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	11,540,000	—	—	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
224	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.19	大分県	大分市大手町3-1-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	9,560,000	—	—	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
225	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.19	鹿児島県	鹿児島市鴨池新町10-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	9,750,000	—	—	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
226	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.5.7	石川県	金沢市鞍月1-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	3,600,000	—	—	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
227	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.5.7	静岡県	静岡市葵区追手町9-6	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	5,154,000	—	—	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
228	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.5.7	滋賀県	大津市京町4-1-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	2,855,000	—	—	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
229	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.5.7	福岡県	福岡市博多区東公園7-7	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	7,072,000	—	—	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
230	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.5.7	宮城県	宮崎市橋通東2-10-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	11,638,000	—	—	法令の規定及び地方公共団体との取り決めにより、契約相手方が一に定められるもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
231	森林病虫害等防除事業地方公共団体委託費	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.5.9	青森県	青森市長島1-1-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	5,500,000	—	—	法令等の規定により、契約の相手側が一に定められているもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
232	森林病虫害等防除事業地方公共団体委託費	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.5.8	岩手県	盛岡市内丸10-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	17,600,000	—	—	法令等の規定により、契約の相手側が一に定められているもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
233	森林病虫害等防除事業地方公共団体委託費	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.5.10	宮城県	仙台市青葉区本町3-8-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	14,000,000	—	—	法令等の規定により、契約の相手側が一に定められているもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
234	森林病虫害等防除事業地方公共団体委託費	支出負担行為担当官 野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.5.13	秋田県	秋田市山王4-1-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	113,100,000	—	—	法令等の規定により、契約の相手側が一に定められているもの	①イ(イ)及び(ニ)	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部署の名称	所在地		商号または名称	住所								
235	森林病虫害等防除事業地方公共団体委託費	支出負担行為担当官 林野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.5.9	山形県	山形市松波2-8-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	11,330,000	—	—	法令等の規定により、契約の相手側が一に定められているもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
236	森林病虫害等防除事業地方公共団体委託費	支出負担行為担当官 林野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.5.9	新潟県	新潟市新光町4-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	27,500,000	—	—	法令等の規定により、契約の相手側が一に定められているもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
237	森林病虫害等防除事業地方公共団体委託費	支出負担行為担当官 林野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.5.10	長野県	長野市大字南長野字幅下692-2	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	5,000,000	—	—	法令等の規定により、契約の相手側が一に定められているもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
238	森林病虫害等防除事業地方公共団体委託費	支出負担行為担当官 林野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.5.8	奈良県	奈良市登大路町30	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	2,000,000	—	—	法令等の規定により、契約の相手側が一に定められているもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
239	森林病虫害等防除事業地方公共団体委託費	支出負担行為担当官 林野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.5.9	鹿児島県	鹿児島市鴨池新町10-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	1,370,000	—	—	法令等の規定により、契約の相手側が一に定められているもの	①イ(イ)及び(ニ)	—
240	保安林指定解除拒否処分取消等請求事件に係る行政庁意見書作成等請負業務1件	支出負担行為担当官 林野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.5.16	高田法律事務所 弁護士 高田敏明	東京都千代田区有楽町1-9-4	会計法第29条の3第4項(特定情報)	—	3,675,000	—	—	本事件に係る不解除処分の内容に精通している者から指導及び助言を得る必要があるため。	①ニ(ハ)	—
241	保安林解除処分義務付等請求事件に係る行政庁意見書作成等請負業務1件	支出負担行為担当官 林野庁長官 沼田正俊	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.5.16	高田法律事務所 弁護士 高田敏明	東京都千代田区有楽町1-9-4	会計法第29条の3第4項(特定情報)	—	3,675,000	—	—	本事件に係る不解除処分の内容に精通している者から指導及び助言を得る必要があるため。	①ニ(ハ)	—
242	平成25年度建設機械賃借単価契約(治山事業) H25.4.17~H25.5.9ハックホウ(0.80m3)レカー(付)128時間外	分任支出負担行為担当官 網走南部森林管理署長 阿部知行	斜里郡小清水町字小清水666-3	H25.4.16	野村興業株式会社	斜里郡清里町礼弦町48	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	7,469,910	—	—	H25.4.7の豪雨及び融雪によりオンネツ川の斜面が崩落、上流の鮭鱒孵化場に影響を及ぼす恐れがあり、早急に崩土除去等行う必要があった	③イ	単価契約
243	庁舎敷賃賃料 1327.09m2	分任支出負担行為担当官 宮城県大崎市古川東町5-32 飯塚充由	宮城県大崎市古川東町5-32	H25.4.1	大崎市	宮城県大崎市古川七日町1-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,622,660	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①ロ	—
244	山形森林管理署庁舎外2敷地賃借料 4,253.24m2	分任支出負担行為担当官 山形森林管理署長 島津義史	山形県寒河江市元町一丁目17-2	H25.4.1	寒河江市	山形県寒河江市中央一丁目9-45	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	3,630,560	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①ロ	—
245	平成25年度コリンズの利用及びテクリスの利用 利用ユーザーID数コリンズ29ID・テクリス29ID	支出負担行為担当官 東北森林管理局長 矢部三雄	秋田県秋田市中通五丁目9-16	H25.4.1	財団法人日本建設情報総合センター	東京都港区赤坂七丁目10-20	会計法第29条の3第4項(特定情報)	—	1,408,000	—	—	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	①ニ(ハ)	—



(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
246	建物賃貸借 1戸	分任支出負担行為担当官 中越森林管理署長 北村昌三	新潟県南魚沼市美佐島61-8	H25.4.1	「個人情報非公表」	「個人情報非公表」	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,488,000	—	—	公務員宿舎として継続使用が必要であり、競争を許さないため。	①□	—
247	建物賃貸借 1戸	分任支出負担行為担当官 中越森林管理署長 北村昌三	新潟県南魚沼市美佐島61-8	H25.4.1	「個人情報非公表」	「個人情報非公表」	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	840,000	—	—	公務員宿舎として継続使用が必要であり、競争を許さないため。	①□	—
248	建物賃貸借 1戸	分任支出負担行為担当官 中越森林管理署長 北村昌三	新潟県南魚沼市美佐島61-8	H25.4.1	「個人情報非公表」	「個人情報非公表」	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	3,780,000	—	—	当該場所で行なわなければならない行政事務を行うことが不可能である賃貸借契約であるため。	①□	—
249	平成25年度コリンズ・テクリスWeb版 検索システムの利用	支出負担行為担当官 関東森林管理局長 岡田憲和	群馬県前橋市岩神町4-16-26	H25.4.1	一般財団法人日本建設情報総合セン	東京都港区赤坂7-10-20	会計法第29条の3第4項(特定情報)	—	1,275,000	—	—	全国の公共発注機関が発注した工事実績データ等をデータベース化し情報提供する機関は他にはないため。	①=△	—
250	土地賃貸借 庁舎敷1,190.58m2	分任支出負担行為担当官 上越森林管理署長 山崎政美	新潟県上越市大字大道路福田字沢田208	H25.4.1	上越市	新潟県上越市木田1-1-3	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	2,635,217	—	—	当該場所で行なわなければならない行政事務を行うことが不可能である賃貸借契約であるため。	①□	—
251	建物賃貸借 1戸	支出負担行為担当官 関東森林管理局長 岡田憲和	群馬県前橋市岩神町4-16-25	H25.4.1	有限会社黒岩商事	群馬県前橋市岩神町4-16-25	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	18,720,000	—	—	公務員宿舎として継続使用が必要であり、競争を許さないため。	①□	—
252	建物賃貸借 1戸	支出負担行為担当官 関東森林管理局長 岡田憲和	群馬県前橋市岩神町4-16-25	H25.4.1	岡本建設 有限会社	東京都小笠原村父島宇東町	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,020,000	—	—	公務員宿舎として継続使用が必要であり、競争を許さないため。	①□	—
253	南向国有林森林除染事業(除染物質の運搬) 一式	分任支出負担行為担当官 福島森林管理署長 冨永茂	福島県福島市野田町7-10-4	H25.4.25	田村市復興事業組合	福島県田村市船引町東部台3-287	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	17,640,000	—	—	除染作業については市町村が策定した国有林を含む除染計画に基づき実施するもので、効率的に実施するためには市町村が発注した近隣民有林の除染事業と一体的に実施する必要があり、早期に契約する必要があるため。	③△	—
254	森林除染事業(落葉等堆積有機物及び枝葉等の除去) 土のう袋 18,871個	分任支出負担行為担当官 福島森林管理署長 冨永茂	福島県福島市野田町7-10-4	H25.4.25	田村市復興事業組合	福島県田村市船引町東部台3-287	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	9,114,693	—	—	除染作業については市町村が策定した国有林を含む除染計画に基づき実施するもので、効率的に実施するためには市町村が発注した近隣民有林の除染事業と一体的に実施する必要があり、早期に契約する必要があるため。	③△	—
255	平成25年度コリンズ・テクリスWeb版 検索システムの利用 コリンズ16IDほか	支出負担行為担当官 中部森林管理局長 鈴木信哉	長野県長野市大字栗田715-5	H25.4.1	一般財団法人日本建設情報センター	東京都港区赤坂7-10-20	会計法第29条の3第4項(特定情報)	—	1,305,000	—	—	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	①=△	—
256	敷地賃貸借料 (長野県飯田市宮ノ上3982他2筆) 955.03m2 飯田治山事業所及び公務員宿舎	分任支出負担行為担当官 中部森林管理局伊那谷総合治山事業所長 洞口儀弘	長野県飯田市座光寺5152-1	H25.4.1	個人情報非公表	長野県飯田市宮ノ上3993-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,107,835	—	—	当該場所で行なわなければならない行政事務を行うことが不可能である賃貸借契約であるため	①□	—
257	中信署庁舎敷借地料 3,179m2	分任支出負担行為担当官 中信森林管理署長 吉野示右	長野県松本市島立1256-1	H25.4.1	個人情報非公表	長野県松本市島立1364-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	5,039,000	—	—	当該場所で行なわなければならない行政事務を行うことが不可能である賃貸借契約であるため	①□	—
258	姫川治山事業所敷借地料 1,917m2	分任支出負担行為担当官 中信森林管理署長 吉野示右	長野県松本市島立1256-1	H25.4.1	糸魚川市役所	新潟県糸魚川市一の宮1-2-5	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,465,000	—	—	当該場所で行なわなければならない行政事務を行うことが不可能である賃貸借契約であるため	①□	—
259	中信1号宿舎賃貸借料 1戸	分任支出負担行為担当官 中信森林管理署長 吉野示右	長野県松本市島立1256-1	H25.4.1	有限会社サンシャイン深澤	長野県松本市島立843	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	840,000	—	—	公務員宿舎として継続使用が必要であり、競争を許さないため。	①□	単価契約
260	中信3号宿舎賃貸借料 1戸	分任支出負担行為担当官 中信森林管理署長 吉野示右	長野県松本市島立1256-1	H25.4.1	個人情報非公表	長野県松本市島内5055	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	804,000	—	—	公務員宿舎として継続使用が必要であり、競争を許さないため。	①□	単価契約
261	中信4号宿舎賃貸借料 1戸	分任支出負担行為担当官 中信森林管理署長 吉野示右	長野県松本市島立1256-1	H25.4.1	個人情報非公表	長野県松本市島内5055	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	804,000	—	—	公務員宿舎として継続使用が必要であり、競争を許さないため。	①□	単価契約

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部署の名称	所在地		商号または名称	住所								
262	土地借上 (小田中公務員宿舍敷)	分任支出負担行為担当官 北信森林管理署 嵯峨端夫	長野県飯山市大字 飯山1090-1	H25.4.1	中野市長	長野県中野市 三好町1-3-19	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)予決令第102条第4項第3号	—	1,498,835	—	—	公務員宿舍として継続使用が必要であり、競争を許さないため	①□	—
263	別保公務員宿舍通路敷借上契約一式	分任支出負担行為担当官 滋賀森林管理署長 北本浩	大津市瀬田3-40-18	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	960,000	—	—	公務員宿舍通路用地として当該地以外に場所がなく、供給者が一に限定される賃貸借契約であるため。	①□	—
264	造林事業宿舍賃借契約一式	分任支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所長 才本隆司	奈良市赤膚町1143-20	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	900,000	—	—	当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約であるため。	①□	—
265	鳥取森林管理署庁舎敷借料一式	分任支出負担行為担当官 鳥取森林管理署長 竹内芳仁	鳥取市東町2-325	H25.4.1	鳥取県	鳥取市東町1-220	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	2,607,106	—	—	当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約であるため。	①□	—
266	平成25年度コリンズ及びテクリスの利用料一式	支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長 前川泰一郎	大阪市北区天満橋1-8-75	H25.4.1	一般財団法人日本建設情報総合セン	東京都港区赤坂7-10-20	会計法第29条の3第4項(特定情報)	—	1,305,000	—	—	公共工事等に係る工事、測量調査設計実績、技術者データ等の情報を持っている唯一の機関であるため。	①ニ(ハ)	単価契約
267	徳島森林管理署庁舎敷地賃賃302.86m2	分任支出負担行為担当官 徳島森林管理署長 堀幸夫	徳島県徳島市川内町鶴島	H25.4.1	「個人情報非公表」	「個人情報非公表」	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,651,860	—	—	当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能である賃貸借契約であるため。	①□	—
268	徳島森林管理署庁舎敷地賃賃189.75m2	分任支出負担行為担当官 徳島森林管理署長 堀幸夫	徳島県徳島市川内町鶴島	H25.4.1	「個人情報非公表」	「個人情報非公表」	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,240,704	—	—	当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能である賃貸借契約であるため。	①□	—
269	徳島森林管理署小川・落合合同森林事務所庁舎敷地賃賃469.82m2	分任支出負担行為担当官 徳島森林管理署長 堀幸夫	徳島県徳島市川内町鶴島	H25.4.1	「個人情報非公表」	「個人情報非公表」	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	966,756	—	—	当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能である賃貸借契約であるため。	①□	—
270	国家賠償等請求事件に係る行政庁意見書作成及び公判に係る指導一式	支出負担行為担当官 四国森林管理局長 新木雅之	高知県高知市丸ノ内1-3-30	H25.4.17	高田法律事務所	東京都千代田区有楽町1-9-4	会計法第29条の3第4項(特定情報)	—	1,000,000	—	—	本件訴訟は、国有林林道の管理責任が問われているものであり、判決は国の管理責任が問われる他の類似事故等にも影響するものであること。  裁判における行政庁意見書の作成には、高度の法律的・専門的知識を有すると共に、国有林野事業における訴訟において実務経験の豊富な者の判断が不可欠であるため、過去に同様の訴訟案件の対応経験があり、国有林野事業の内容に精通しており、迅速かつ的確に対応できる唯一の者である林野庁顧問弁護士(平成24年度)を契約相手方とした。	①ニ(ハ)	—
271	沖縄森林管理署庁舎賃賃284.6m2	分任支出負担行為担当官 沖縄森林管理署長 岡本一孝	沖縄県那覇市久米2-5-7	H25.4.1	有限会社明星	沖縄県那覇市久米2-5-5	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	7,308,000	—	—	当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能である賃貸借契約であるため。	①□	—
272	長崎森林管理署庁舎敷賃賃1,499.99m2	分任支出負担行為担当官 長崎森林管理署長 中原一則	長崎県諫早市栗面町804-1	H25.4.1	「個人情報非公表」	「個人情報非公表」	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	3,000,000	—	—	当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能である賃貸借契約であるため。	①□	—
273	鳥栖森林事務所敷地賃賃350.0m2	分任支出負担行為担当官 佐賀森林管理署長 森勇二	佐賀県佐賀市成章町2-11	H25.4.1	「個人情報非公表」	「個人情報非公表」	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	900,000	—	—	当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能である賃貸借契約であるため。	①□	—
274	宮崎北部森林管理署庁舎敷外土地賃賃庁舎敷2,029.07m2外	分任支出負担行為担当官 宮崎北部森林管理署長 井上誠	宮崎県日向市日知屋17371-1	H25.4.1	宮崎県	宮崎県宮崎市橋通東2-10-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,410,983	—	—	当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能である賃貸借契約であるため。	①□	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
275	24年度十勝東部署宇遠別地区保全整備(保育間伐)第2号物件5B土場の崩壊に係る復旧作業積込・運搬・巻立419m3外	分任支出負担行為担当官 十勝東部森林管理署長 横山誠二	足寄郡足寄町北3条2丁目3-1	H25.5.30	北海林友株式会社	帯広市東2条南11丁目20	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	2,018,312	1,504,492	75%	—	融雪期の湧水、雨により植が全壊し散乱及び土砂の流出により民地及び鹿柵への被害拡大が想定されるため緊急的に実施する必要があったため	③イ	—
276	桧沢国有林森林除染事業(除染物質の運搬)一式	分任支出負担行為担当官 棚倉森林管理署長 池田敏	福島県東白川郡棚倉町棚倉字館ヶ丘73-2	H25.5.28	藤田建設工業株式会社	福島県東白川郡棚倉町棚倉字南町20	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	7,350,000	—	—	除染作業については市町村が策定した国有林を含む除染計画に基づき実施するもので、効率的に実施するためには市町村が発注した近隣民有林の除染事業と一体的に実施する必要があり、早期に契約する必要があるため。	③イ	—
277	桧沢国有林森林除染事業(落葉等堆積有機物及び枝葉等の除去)土のう袋 9,227個	分任支出負担行為担当官 棚倉森林管理署長 池田敏	福島県東白川郡棚倉町棚倉字館ヶ丘73-2	H25.5.28	藤田建設工業株式会社	福島県東白川郡棚倉町棚倉字南町20	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	4,954,656	—	—	除染作業については市町村が策定した国有林を含む除染計画に基づき実施するもので、効率的に実施するためには市町村が発注した近隣民有林の除染事業と一体的に実施する必要があり、早期に契約する必要があるため。	③イ	—
278	松くい虫被害木燻蒸処理事業	分任支出負担行為担当官 中信森林管理署長 吉野示石	長野県松本市島立1256-1	H25.5.28	みどり産業株式会社 木曾営業所	長野県木曾郡上松町上松188-18	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	1,732,500	—	—	5月中旬に松本市より国有林内で新たに発生した松枯れ被害木の処理依頼があり、民有林等への被害拡大を防ぐためにはマツノマダラカミキリの活動開始前の6月中旬までに処理事業を実施する必要があったため。	③イ	—
279	PCB廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理委託(青森事務所)一式	支出負担行為担当官 東北森林管理局長 矢部三雄	秋田県秋田市中通五丁目9-16	H25.6.28	日本環境安全事業株式会社 北海道事業所	北海道室蘭市仲町14-7	会計法第29条の3第4項(法令の規定)	—	1,371,800	—	—	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により処理施設が定められているため。	①イ(イ)	—
280	PCB廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理委託(東北森林管理局)一式	支出負担行為担当官 東北森林管理局長 矢部三雄	秋田県秋田市中通五丁目9-16	H25.6.28	日本環境安全事業株式会社 北海道事業所	北海道室蘭市仲町14-7	会計法第29条の3第4項(法令の規定)	—	1,300,000	—	—	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により処理施設が定められているため。	①イ(イ)	—
281	花塚山国有林森林除染事業(除去物質の運搬)	分任支出負担行為担当官 福島森林管理署長 富永茂	福島県福島市野田町7-10-4	H25.6.17	松井建設・古俣工務店特定業務委託共同企業体	宮城県仙台市青葉区1-3-1-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	945,000	—	—	除染作業については市町村が策定した国有林を含む除染計画に基づき実施するもので、効率的に実施するためには市町村が発注した近隣民有林の除染事業と一体的に実施する必要があり、早期に契約する必要があるため。	③イ	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部署の名称	所在地		商号または名称	住所								
282	平成25年度我が国周辺水域資源評価等推進委託事業一式	支出負担行為担当官 水産庁長官 本川 一善	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	「我が国周辺水域資源評価等推進委託事業」共同実施機関代表者 独立行政法人 水産総合センター	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3クイーンズタワーB棟15階	会計法第29条の3第4項(特定情報)	—	1,225,536,000	—	—	我が国の資源管理施策や水産外交を支える科学的根拠を得るために精度の高い資源評価を実施するために必要な、海洋の物理環境、海洋生物、海洋生態、国内漁業及び我が国の資源管理施策等に関する資源専門家を有しているとともにデータを得るために必要な調査実施な調査機器を搭載し、広域で調査可能な多数の大型調査船と沿岸域においても対象生物の調査範囲(各県等地方)をカバーできるだけの調査能力を備えた調査船を確保できるのは、(独)水産総合研究センターを中核とし、都府県、大学、民間等で構成された共同実施機関だけであるため。	①ニ(ハ)	—
283	平成25年度国際資源評価等推進委託事業一式	支出負担行為担当官 水産庁長官 本川 一善	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	国際資源評価等推進委託事業共同研究機関代表者 独立行政法人 水産総合研究センター	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3クイーンズタワーB棟15階	会計法第29条の3第4項(特定情報)	—	661,838,000	—	—	我が国の資源管理施策や水産外交を支える科学的根拠を得るために精度の高い資源評価を実施するために必要な、海洋の物理環境、海洋生物、海洋生態、国内・国際情勢を踏まえた資源管理施策等に関する資源専門家を有しているとともに、データを得るために必要な調査実施可能な調査機器を搭載し、広域で調査可能な多数の大型調査船と沿岸域においても対象生物の調査範囲(各県等地方)をカバーできるだけの調査能力を備えた調査船を確保できるのは、(独)水産総合研究センターを中核とし、道県、大学、民間等で構成された共同研究機関だけであるため。	①ニ(ハ)	—
284	漁具倉庫賃貸借(境港漁業調整事務所)	支出負担行為担当官 水産庁長官 本川 一善	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	山陰旋網漁業協同組合	鳥取県境港市昭和町2-23	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	10,667,160	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約に該当するため	①ロ	—
285	国家公務員宿舎用敷地賃貸借料(北海道)	支出負担行為担当官 水産庁長官 本川 一善	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	北海道	北海道札幌市中央区北3条西6丁目	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	2,271,404	—	—	随意契約によらざるを得ないものとして財務大臣通知に記載	①ロ	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部署の名称	所在地		商号または名称	住所								
286	清水駐在官事務所事務室賃貸借料	支出負担行為担当官 水産庁長官 本川 一善	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	一般社団法人日本海事検定協会	東京都中央区八斤堀1-9-7	予決令第102条の4第4号(ロ)(有利随意契約)	—	2,016,000	—	—	現在賃貸借をしている一般社団法人日本海事検定協会清水事業所の当該事務室賃料には、駐車場(2台)、光熱水料、警備保障費及び室内清掃料等全て盛り込まれ他と比べても安価であることに加え、同事業所は、清水税関清水支所、清水港湾管理局等の関係事務所とも近く情報収集に適している。また、新たに当該地以外で契約を考えると、移転費用等必要となるため	①ロ	H25.10.1訂正根拠条文及び随契理由
287	(独)水産総合研究センター宿舍賃貸借(オアシスファミリーⅢがん太)	支出負担行為担当官 水産庁長官 本川 一善	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	828,000	—	—	随意契約によらざるを得ないものとして財務大臣通知に記載	①ロ	—
288	用船2隻	支出負担行為担当官 水産庁長官 本川 一善	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	株式会社 泰州	長崎県平戸市生月町里免2909番地	予決令第99条第1号(秘密随意契約)	—	440,647,200	—	—	取締情報の厳格な管理等、公の秩序又は公共の安全等の維持の観点から秘密の保持が必要とされるため	③ハ	—
289	用船2隻	支出負担行為担当官 水産庁長官 本川 一善	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	株式会社 荒津船舶	東京都足立区千住一丁目39番4号	予決令第99条第1号(秘密随意契約)	—	433,074,600	—	—	取締情報の厳格な管理等、公の秩序又は公共の安全等の維持の観点から秘密の保持が必要とされるため	③ハ	—
290	用船2隻	支出負担行為担当官 水産庁長官 本川 一善	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	株式会社 宗邦エンタープライズ	宮城県気仙沼市本郷9番地4	予決令第99条第1号(秘密随意契約)	—	413,620,200	—	—	取締情報の厳格な管理等、公の秩序又は公共の安全等の維持の観点から秘密の保持が必要とされるため	③ハ	—
291	用船2隻	支出負担行為担当官 水産庁長官 本川 一善	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	東光船舶株式会社	千葉県柏市柏三丁目11番8号	予決令第99条第1号(秘密随意契約)	—	454,960,800	—	—	取締情報の厳格な管理等、公の秩序又は公共の安全等の維持の観点から秘密の保持が必要とされるため	③ハ	—
292	用船2隻	支出負担行為担当官 水産庁長官 本川 一善	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	七洋船舶株式会社	神奈川県三浦市岬陽町1番28号	予決令第99条第1号(秘密随意契約)	—	474,856,200	—	—	取締情報の厳格な管理等、公の秩序又は公共の安全等の維持の観点から秘密の保持が必要とされるため	③ハ	—
293	用船3隻	支出負担行為担当官 水産庁長官 本川 一善	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	東日本船舶株式会社	宮城県気仙沼市松川前69-1	予決令第99条第1号(秘密随意契約)	—	767,277,000	—	—	取締情報の厳格な管理等、公の秩序又は公共の安全等の維持の観点から秘密の保持が必要とされるため	③ハ	—
294	用船1隻	支出負担行為担当官 水産庁長官 本川 一善	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	株式会社 新洋船舶	宮城県気仙沼市港町505番地の6	予決令第99条第1号(秘密随意契約)	—	294,966,000	—	—	取締情報の厳格な管理等、公の秩序又は公共の安全等の維持の観点から秘密の保持が必要とされるため	③ハ	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部署の名称	所在地		商号または名称	住所								
295	用船2隻	支出負担行為担当官 水産庁長官 本川 一善	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	有限会社野田船舶	熊本県天草市牛深町1715番地	予決令第99条第1号(秘密随意契約)	-	408,517,200	-	-	取締情報の厳格な管理等、公の秩序又は公共の安全等の維持の観点から秘密の保持が必要とされるため	③ハ	-
296	用船2隻	支出負担行為担当官 水産庁長官 本川 一善	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	東洋船舶株式会社	長崎県長崎市鳴滝二丁目7番18号	予決令第99条第1号(秘密随意契約)	-	389,566,800	-	-	取締情報の厳格な管理等、公の秩序又は公共の安全等の維持の観点から秘密の保持が必要とされるため	③ハ	-
297	用船3隻	支出負担行為担当官 水産庁長官 本川 一善	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	株式会社ケーエスジェー	東京都港区芝二丁目1番32号	予決令第99条第1号(秘密随意契約)	-	649,845,000	-	-	取締情報の厳格な管理等、公の秩序又は公共の安全等の維持の観点から秘密の保持が必要とされるため	③ハ	-
298	用船3隻	支出負担行為担当官 水産庁長官 本川 一善	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	播洋実業株式会社	千葉県松戸市松戸新田字毛無山30番地	予決令第99条第1号(秘密随意契約)	-	702,198,000	-	-	取締情報の厳格な管理等、公の秩序又は公共の安全等の維持の観点から秘密の保持が必要とされるため	③ハ	-
299	用船1隻	支出負担行為担当官 水産庁長官 本川 一善	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	日本海船舶株式会社	石川県金沢市涌波三丁目10番18号	予決令第99条第1号(秘密随意契約)	-	200,629,800	-	-	取締情報の厳格な管理等、公の秩序又は公共の安全等の維持の観点から秘密の保持が必要とされるため	③ハ	-
300	用船2隻	支出負担行為担当官 水産庁長官 本川 一善	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	大岡船舶株式会社	東京都新宿区市谷台町6-3	予決令第99条第1号(秘密随意契約)	-	503,874,000	-	-	取締情報の厳格な管理等、公の秩序又は公共の安全等の維持の観点から秘密の保持が必要とされるため	③ハ	-
301	用船1隻	支出負担行為担当官 水産庁長官 本川 一善	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	翔洋船舶株式会社	宮城県気仙沼市幸町四丁目7番6号	予決令第99条第1号(秘密随意契約)	-	183,884,400	-	-	取締情報の厳格な管理等、公の秩序又は公共の安全等の維持の観点から秘密の保持が必要とされるため	③ハ	-
302	用船2隻	支出負担行為担当官 水産庁長官 本川 一善	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	株式会社洗洋	東京都港区南青山二丁目27番20号	予決令第99条第1号(秘密随意契約)	-	430,491,600	-	-	取締情報の厳格な管理等、公の秩序又は公共の安全等の維持の観点から秘密の保持が必要とされるため	③ハ	-
303	用船2隻	支出負担行為担当官 水産庁長官 本川 一善	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	株式会社しょうえい	熊本県天草市牛深町3338番地29	予決令第99条第1号(秘密随意契約)	-	310,980,600	-	-	取締情報の厳格な管理等、公の秩序又は公共の安全等の維持の観点から秘密の保持が必要とされるため	③ハ	-
304	用船1隻	支出負担行為担当官 水産庁長官 本川 一善	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	株式会社ミズノマリナーズ	福島県いわき市小名浜字古湊21番地	予決令第99条第1号(秘密随意契約)	-	294,588,000	-	-	取締情報の厳格な管理等、公の秩序又は公共の安全等の維持の観点から秘密の保持が必要とされるため	③ハ	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
305	用船2隻	支出負担行為担当官 水産庁長官 本川 一善	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	株式会社三輪船舶	長崎県佐世保市潮見町1番13-1505号	予決令第99条第1号(秘密随意契約)	-	314,546,400	-	-	取締情報の厳格な管理等、公の秩序又は公共の安全等の維持の観点から秘密の保持が必要とされるため	③ハ	-
306	用船1隻	支出負担行為担当官 水産庁長官 本川 一善	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.4.1	共同船舶株式会社	東京都中央区豊海町4番5号	予決令第99条第1号(秘密随意契約)	-	7,113,128	-	-	南極海鯨類捕獲調査の安全対策業務を円滑かつ的確に遂行し、調査の安全な実施を確保する観点から、その内容を秘密にする必要があるため。	③ハ	-
307	豪州による我が国調査捕鯨の国際司法裁判所(ICJ)への提訴に係る資料作成業務	支出負担行為担当官 水産庁長官 本川 一善	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.5.10	ダーラム大学(英国)	-	会計法第29条の3第4項(特定情報)	-	6,468,000	-	-	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受ける必要があるため	①ニ(ハ)	-
308	英語テレビ番組(CNN)の映像情報業務	支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松 貢 支出負担行為担当官 農林水産政策研究所長 渡部靖夫	東京都千代田区永代町1-6-1 東京都千代田区霞が関3-4-4	H25.4.1	(株)日本ケーブルテレビジョン	東京都渋谷区神宮前1-3-10	会計法第29条の3第4項(特定情報)	-	3,780,000	-	-	中央合同庁舎第4号館で受信するCNNjは、(株)日本ケーブルテレビジョン(放送事業者)が同番組を制作し、日本国法人向けに同番組を配信している唯一の業者であるため。	①ニ(ハ)	-
309	電気使用契約一式(事務所)	分任支出負担行為担当官代理 東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所次長 田中 玄太郎	福島県福島市笹谷字稲場38-7	H25.4.1	東北電力株式会社福島営業所	福島県福島市置賜町2-35	会計法第29条の3第4項(光熱費等)	-	1,354,648	-	-	電力を供給出来る所が東北電力株式会社しかなく、競争を許さないため	①ニ(ロ)	-
310	電気使用契約一式(羽鳥ダム管理所)	分任支出負担行為担当官代理 東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所次長 田中 玄太郎	福島県福島市笹谷字稲場38-7	H25.4.1	東北電力株式会社白河営業所	福島県白河市字中田29-1	会計法第29条の3第4項(光熱費等)	-	1,291,895	-	-	電力を供給出来る所が東北電力株式会社しかなく、競争を許さないため	①ニ(ロ)	-
311	平成25年度庁舎敷地一式賃貸借(事務所)	分任支出負担行為担当官代理 東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所次長 田中 玄太郎	福島県福島市笹谷字稲場38-7	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	3,620,760	-	-	当該場所で行う事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①ロ	-
312	平成25年度庁舎敷地及び建物一式賃貸借(安積疏水特別監視支所)	分任支出負担行為担当官代理 東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所次長 田中 玄太郎	福島県福島市笹谷字稲場38-7	H25.4.1	安積疏水土地改良区理事長 本田 陸夫	福島県郡山市開成2-22-2	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	3,000,000	-	-	当該場所で行う事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①ロ	-
313	平成25年度職員宿舎一式賃貸借	分任支出負担行為担当官代理 東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所次長 田中 玄太郎	福島県福島市笹谷字稲場38-7	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	4,266,000	-	-	当該場所で行う事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①ロ	-
314	平成25年度職員宿舎一式賃貸借	分任支出負担行為担当官代理 東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所次長 田中 玄太郎	福島県福島市笹谷字稲場38-7	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	3,456,000	-	-	当該場所で行う事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①ロ	-
315	平成25年度収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託	支出負担行為担当官 東北農政局長 五十嵐太乙	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	H25.4.1	宮城県担い手育成総合支援協議会	宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町4-17	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	1,765,000	1,765,000	100%	-	「農業の担い手に対する経営安定のため交付金の交付に関する法律施行規則第13条第1項第4号」で県知事の意見を聞き、農林水産大臣が指定することになっているため、契約の相手方が一に決められている。	①イ(イ)	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
316	平成25年度収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託	支出負担行為担当官 東北農政局長 五十嵐太乙	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	H25.4.1	秋田県農業再生協議会	秋田県秋田市八橋南2丁目10-16	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	5,990,000	5,990,000	100%	—	「農業の担い手に対する経営安定のため交付金の交付に関する法律施行規則第13条第1項第4号」で県知事の意見を聞き、農林水産大臣が指定することになっているため、契約の相手方が一に決められている。	①イ(イ)	—
317	平成25年度収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託	支出負担行為担当官 東北農政局長 五十嵐太乙	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	H25.4.1	公益財団法人 やまがた農業支援センター	山形県山形市緑町1-9-30	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	4,103,000	4,103,000	100%	—	「農業の担い手に対する経営安定のため交付金の交付に関する法律施行規則第13条第1項第4号」で県知事の意見を聞き、農林水産大臣が指定することになっているため、契約の相手方が一に決められている。	①イ(イ)	—
318	平成25年度収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託	支出負担行為担当官 東北農政局長 五十嵐太乙	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	H25.4.1	福島県担い手育成総合支援協議会	福島県福島市中町8-2	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	1,373,000	1,373,000	100%	—	「農業の担い手に対する経営安定のため交付金の交付に関する法律施行規則第13条第1項第4号」で県知事の意見を聞き、農林水産大臣が指定することになっているため、契約の相手方が一に決められている。	①イ(イ)	—
319	東北農政局酒田地域センター統計部門庁舎賃貸借	分任支出負担行為担当官 東北農政局山形地域センター長 稲森幹八	山形市松波1-3-7	H25.4.1	山形県鶴岡市	山形県鶴岡市馬場町9-25	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,322,472	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①ロ	—
320	東北農政局大仙地域センター駐車場賃貸借契約	分任支出負担行為担当官 東北農政局秋田地域センター長 穴井達也	秋田市山王7-1-5	H25.4.1	高吉建設株式会社	秋田県大仙市大曲福住町6-6	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,080,000	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①ロ	—
321	職員宿舍建物賃貸借	分任支出負担行為担当官 東北農政局庄内あさひ農地保全事業所長 佐藤浩藏	山形県鶴岡市下名川字村下102-2	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,320,000	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①ロ	—
322	職員宿舍建物賃貸借	分任支出負担行為担当官 東北農政局庄内あさひ農地保全事業所長 佐藤浩藏	山形県鶴岡市下名川字村下102-2	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,320,000	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①ロ	—
323	庄内あさひ農地保全事業所コア保管倉庫賃貸借	分任支出負担行為担当官 東北農政局庄内あさひ農地保全事業所長 佐藤浩藏	山形県鶴岡市下名川字村下102-2	H25.4.1	株式会社ナガワ	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-17	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,089,900	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①ロ	—
324	東北農政局米沢平野農業水利事業所庁舎建物及び敷地賃貸借契約	支出負担行為担当官 東北農政局長 五十嵐太乙	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	H25.4.1	株式会社金子レンタル	山形県米沢市城北2-1-17	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	11,844,000	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①ロ	—
325	東北農政局赤川農業水利事業所庁舎建物及び駐車場敷地賃貸借契約	支出負担行為担当官 東北農政局長 五十嵐太乙	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	H25.4.1	庄内赤川土地改良区	山形県鶴岡市馬場町7-35	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	11,400,000	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①ロ	—



(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
326	東北農政局和賀中部農業水利事業所庁舎建物及び駐車場敷地賃貸借契約	支出負担行為担当官 東北農政局長 五十嵐 太乙	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	H25.4.1	岩手中部土地改良区	岩手県北上市和賀町藤根18-39-3	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	13,860,000	—	—	当該場所でなければ行政事務を行う事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—
327	東北農政局庄内あさひ農地保全事業所庁舎及び車庫賃貸借契約	支出負担行為担当官 東北農政局長 五十嵐 太乙	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	H25.4.1	日東工営株式会社東北支店	宮城県仙台市青葉区一番町1-4-28	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	10,949,400	—	—	当該場所でなければ行政事務を行う事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—
328	建物賃貸借契約	分任支出負担行為担当官 東北農政局盛岡地域センター長 久保田純	盛岡市愛宕町13-33	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,920,000	—	—	当該場所でなければ行政事務を行う事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—
329	建物賃貸借契約	分任支出負担行為担当官 東北農政局盛岡地域センター長 久保田純	盛岡市愛宕町13-33	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,080,000	—	—	当該場所でなければ行政事務を行う事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—
330	最上川支所庁舎建物及び駐車場賃貸借料	分任支出負担行為担当官 東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所長 長井 薫	秋田市山王7-1-3	H25.4.1	最上川中流土地改良区	山形市飯沢62-2	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	4,440,000	—	—	当該場所でなければ行政事務を行う事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—
331	職員宿舍賃貸借料	分任支出負担行為担当官 東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所長 長井 薫	秋田市山王7-1-3	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	2,592,000	—	—	当該場所でなければ行政事務を行う事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—
332	定川・河南支所敷地及び庁舎並びに車庫賃貸借一式	分任支出負担行為担当官 東北農政局仙台東土地改良建設事業所長 赤倉正弘	仙台市宮城野区五輪1-3-20	H25.4.1	いしのまき農業協同組合	宮城県石巻市中里五丁目1-12	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,386,792	—	—	当該場所でなければ行政事務を行う事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—
333	名取川土地改良建設事業建設所庁舎及び駐車場賃貸借一式	分任支出負担行為担当官 東北農政局仙台東土地改良建設事業所長 赤倉正弘	仙台市宮城野区五輪1-3-20	H25.4.1	名取川土地改良区	宮城県名取市植松字錦田84-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	3,145,572	—	—	当該場所でなければ行政事務を行う事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—
334	亘理・山元土地改良建設事業建設所庁舎賃貸借一式	分任支出負担行為担当官 東北農政局仙台東土地改良建設事業所長 赤倉正弘	仙台市宮城野区五輪1-3-20	H25.4.1	亘理土地改良区	宮城県亘理郡亘理町字江下124	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	2,157,120	—	—	当該場所でなければ行政事務を行う事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—
335	亘理・山元土地改良建設事業建設所会議室賃貸借一式	分任支出負担行為担当官 東北農政局仙台東土地改良建設事業所長 赤倉正弘	仙台市宮城野区五輪1-3-20	H25.4.1	東北グレイター株式会社	仙台市泉区松森字中道81	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,260,000	—	—	当該場所でなければ行政事務を行う事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—
336	職員宿舍建物賃貸借一式	分任支出負担行為担当官 東北農政局仙台東土地改良建設事業所長 赤倉正弘	仙台市宮城野区五輪1-3-20	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,152,000	—	—	当該場所でなければ行政事務を行う事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
337	職員宿舍建物賃貸借一式	分任支出負担行為担当官東北農政局仙台東土地改良建設事業所長 赤倉正弘	仙台市宮城野区五輪1-3-20	H25.4.1	有限会社ユウワ	仙台市宮城野区榎ヶ岡21-100	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	1,152,000	-	-	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	-
338	職員宿舍建物賃貸借一式	分任支出負担行為担当官東北農政局仙台東土地改良建設事業所長 赤倉正弘	仙台市宮城野区五輪1-3-20	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	3,156,000	-	-	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	-
339	職員宿舍建物賃貸借一式	分任支出負担行為担当官東北農政局仙台東土地改良建設事業所長 赤倉正弘	仙台市宮城野区五輪1-3-20	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	1,224,000	-	-	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	-
340	職員宿舍建物賃貸借一式	分任支出負担行為担当官東北農政局仙台東土地改良建設事業所長 赤倉正弘	仙台市宮城野区五輪1-3-20	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	1,332,000	-	-	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	-
341	職員宿舍建物賃貸借一式	分任支出負担行為担当官東北農政局仙台東土地改良建設事業所長 赤倉正弘	仙台市宮城野区五輪1-3-20	H25.4.1	東建ビル管理株式会社	名古屋市中区丸の内2-1-33	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	1,032,000	-	-	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	-
342	職員宿舍建物賃貸借一式	分任支出負担行為担当官東北農政局仙台東土地改良建設事業所長 赤倉正弘	仙台市宮城野区五輪1-3-20	H25.4.1	東建ビル管理株式会社	名古屋市中区丸の内2-1-33	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	960,000	-	-	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	-
343	職員宿舍建物賃貸借一式	分任支出負担行為担当官東北農政局仙台東土地改良建設事業所長 赤倉正弘	仙台市宮城野区五輪1-3-20	H25.4.1	大東建物管理株式会社	東京都港区港南2-16-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	804,000	-	-	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	-
344	庁舎土地及び建物賃貸借契約	分任支出負担行為担当官東北農政局中津山農業水利事業所長 松澤 智亮	宮城県石巻市相野谷字飯野川町159-1	H25.4.1	いしのまき農業協同組合	宮城県石巻市中里5-1-12	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	3,593,208	-	-	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	-
345	宿舍建物賃貸借	分任支出負担行為担当官東北農政局中津山農業水利事業所長 松澤 智亮	宮城県石巻市相野谷字飯野川町159-1	H25.4.1	信和物産株式会社	宮城県石巻市蛇田字新大坪303-5	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	1,568,000	-	-	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
346	東北農政局八戸地域センター敷地及び庁舎並びに作業棟賃貸借	支出負担行為担当官 東北農政局長 五十嵐 太乙	仙台市青葉区本町三丁目3-1	H25.4.1	南部地域農業共済組合	青森県十和田市大字三本木字里ノ沢1-47	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	15,435,000	-	-	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	-
347	東北農政局奥州地域センター庁舎及び駐車場賃貸借	支出負担行為担当官 東北農政局長 五十嵐 太乙	仙台市青葉区本町三丁目3-1	H25.4.1	EC南部コーポレーション株式会社	岩手県奥州市水沢区佐倉河字慶徳71	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	13,812,000	-	-	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	-
348	庁舎敷地賃貸借	分任支出負担行為担当官 津軽農業水利事務所長 廣瀬 峰生	青森県つがる市木造萩野18-7	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	3,135,900	-	-	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	-
349	庁舎建物賃貸借	分任支出負担行為担当官 津軽農業水利事務所長 廣瀬 峰生	青森県つがる市木造萩野18-7	H25.4.1	小田川土地改良区	青森県五所川原市金木町芦野210-3	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	6,372,000	-	-	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	-
350	宿舍敷地賃貸借	分任支出負担行為担当官 津軽農業水利事務所長 廣瀬 峰生	青森県つがる市木造萩野18-7	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	1,375,248	-	-	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	-
351	宿舍敷地賃貸借	分任支出負担行為担当官 津軽農業水利事務所長 廣瀬 峰生	青森県つがる市木造萩野18-7	H25.4.1	株式会社伊藤鉱業	青森県つがる市木造若竹13	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	1,920,000	-	-	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	-
352	宿舍敷地賃貸借	分任支出負担行為担当官 津軽農業水利事務所長 廣瀬 峰生	青森県つがる市木造萩野18-7	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	1,200,000	-	-	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	-
353	宿舍敷地賃貸借	分任支出負担行為担当官 津軽農業水利事務所長 廣瀬 峰生	青森県つがる市木造萩野18-7	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	1,800,000	-	-	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	-
354	宿舍敷地賃貸借	分任支出負担行為担当官 津軽農業水利事務所長 廣瀬 峰生	青森県つがる市木造萩野18-7	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	1,728,000	-	-	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
355	宿舍敷地賃貸借	分任支出負担行為担当官 津軽農業水利事務所長 廣瀬 峰生	青森県つがる市木造秋野18-7	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,080,000	—	—	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—
356	事業所庁舎及び車庫賃貸借料	分任支出負担行為担当官 東北農政局田沢二期農業水利事業所長 井原 昭彦	秋田県大曲市大曲川原町9-17	H25.4.1	秋田県田沢疏水土地改良区	秋田県大曲市大曲川原町9-17	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	7,425,600	—	—	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—
357	事業所駐車場敷地賃貸借料	分任支出負担行為担当官 東北農政局田沢二期農業水利事業所長 井原 昭彦	秋田県大曲市大曲川原町9-17	H25.4.1	秋田県田沢疏水土地改良区	秋田県大曲市大曲川原町9-17	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	960,000	—	—	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—
358	平成25年度土地賃貸借契約(地域第一課)	分任支出負担行為担当官 東北農政局福島地域センター長 太田 孝弘	福島市浜田町1-9	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	2,364,000	—	—	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—
359	平成25年度駐車場賃貸借契約(いわき地域センター)	分任支出負担行為担当官 東北農政局福島地域センター長 太田 孝弘	福島市浜田町1-9	H25.4.1	株式会社加藤商事	いわき市平字堂ノ前20	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	806,400	—	—	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—
360	事業所庁舎賃貸借料	分任支出負担行為担当官 東北農政局平鹿平野農業水利事業所長 大澤 賢修	秋田県横手市大屋新町字大平99-39	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	4,977,000	—	—	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—
361	事業所庁舎敷地及び駐車場等用地賃貸借料	分任支出負担行為担当官 東北農政局平鹿平野農業水利事業所長 大澤 賢修	秋田県横手市大屋新町字大平99-39	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	6,409,572	—	—	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—
362	事業所庁舎敷地及び駐車場等用地賃貸借料	分任支出負担行為担当官 東北農政局平鹿平野農業水利事業所長 大澤 賢修	秋田県横手市大屋新町字大平99-39	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	2,240,232	—	—	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—
363	職員宿舍建物賃貸借料	分任支出負担行為担当官 東北農政局平鹿平野農業水利事業所長 大澤 賢修	秋田県横手市大屋新町字大平99-39	H25.4.1	有限会社エースト・ヒロ	秋田県横手市婦気大堤字田久保下46	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,788,000	—	—	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
364	職員宿舍建物賃貸借料	分任支出負担行為担当官 東北農政局平鹿平野農業 水利事業所長 大澤 賢 修	秋田県横 手市大屋 新町字大 平99-39	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	828,000	—	—	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—
365	職員宿舍建物賃貸借料	分任支出負担行為担当官 東北農政局平鹿平野農業 水利事業所長 大澤 賢 修	秋田県横 手市大屋 新町字大 平99-39	H25.4.1	奥山ポー リング株 式会社	秋田県横手 市神明町 10-39	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	852,000	—	—	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—
366	電力契約(従量電灯C 20kVA、低 圧電力23kW)(東北農政局平鹿平 野農業水利事業所)	分任支出負担行為担当官 東北農政局平鹿平野農業 水利事業所長 大澤 賢 修	秋田県横 手市大屋 新町字大 平99-39	H25.4.1	東北電力 株式会社 横手営業 所	秋田県横手 市前郷二 番町11 -24	会計法第29条 の3第4項(光 熱費等)	—	1,141,794	—	—	電力を供給可能な業者は唯一当該業者のみであることにより、競争を許さないことから随意契約を結ぶものである。	①=□	—
367	職員宿舍賃貸借 1式	分任支出負担行為担当官 東北農政局米沢平野農業 水利事業所長 相澤顕之	山形県米 沢市駅前 三丁目1- 19	H25.4.1	株式会 社ラ ビスコ	東京都大田 区大森南 二丁目3 -10	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	2,076,000	—	—	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—
368	職員宿舍賃貸借 1式	分任支出負担行為担当官 東北農政局米沢平野農業 水利事業所長 相澤顕之	山形県米 沢市駅前 三丁目1- 19	H25.4.1	個人情 報非公 表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	1,872,000	—	—	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—
369	職員宿舍賃貸借 1式	分任支出負担行為担当官 東北農政局米沢平野農業 水利事業所長 相澤顕之	山形県米 沢市駅前 三丁目1- 19	H25.4.1	個人情 報非公 表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	1,452,000	—	—	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—
370	事業所庁舎電力供給契約(低圧)	分任支出負担行為担当官 東北農政局米沢平野農業 水利事業所長 相澤顕之	山形県米 沢市駅前 三丁目1- 19	H25.4.1	東北電力 株式会社 米沢営業 所	山形県米沢 市門東町 三丁目2 -40	会計法第29条 の3第4項(光 熱費等)	—	1,278,594	—	—	電力供給を行うことが可能な業者が当該業者のみであるため。	①=□	—
371	宮城支所敷地及び建物賃貸借 一 式	分任支出負担行為担当官 東北農政局北上土地改良 調査管理事務所次長 畠 山 修世英	盛岡市内 丸7-25	H25.4.1	個人情 報非公 表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	3,600,000	—	—	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—
372	職員宿舍賃貸借 一式	分任支出負担行為担当官 東北農政局北上土地改良 調査管理事務所次長 畠 山 修世英	盛岡市内 丸7-25	H25.4.1	個人情 報非公 表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	900,000	—	—	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—
373	平成25年度庁舎土地賃貸借料	分任支出負担行為担当官 東北農政局北奥羽土地改 良調査管理事務所長 佐 藤 隆	青森県弘 前市大字 新寺町 149-2	H25.4.1	弘前市	青森県弘前 市大字上 白銀町1 -1	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	2,798,376	—	—	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—
374	平成25年度職員宿舍賃貸借料金	分任支出負担行為担当官 東北農政局北奥羽土地改 良調査管理事務所長 佐 藤 隆	青森県弘 前市大字 新寺町 149-2	H25.4.1	有限会 社 エコー企 画	青森県弘前 市大字樹 木2-17 -3	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	1,440,000	—	—	当該場所で行なう事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
375	東北農政局和賀中部農業水利事業所猿ヶ石川農業水利事業建設所庁舎建物及び駐車場賃貸借料(賃貸借期間:平成25年4月1日～平成26	分任支出負担行為担当官代理 東北農政局和賀中部農業水利事業所次長(事務担当) 栗澤 義博	岩手県北上市和賀町長沼6-131-1	H25.4.1	猿ヶ石北部土地改良区	岩手県花巻市東和町安俣3区19	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	7,610,400	—	—	当該場所で行う事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—
376	職員宿舍賃貸借料	分任支出負担行為担当官代理 東北農政局和賀中部農業水利事業所次長(事務担当) 栗澤 義博	岩手県北上市和賀町長沼6-131-1	H25.4.1	積和不動産東北株式会社 北上賃貸営	岩手県北上市九年橋3-17-17	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	5,340,000	—	—	当該場所で行う事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—
377	職員宿舍賃貸借料	分任支出負担行為担当官代理 東北農政局和賀中部農業水利事業所次長(事務担当) 栗澤 義博	岩手県北上市和賀町長沼6-131-1	H25.4.1	日本管理センター株式会社	東京都中央区八丁堀2-21-6	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,368,000	—	—	当該場所で行う事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—
378	職員宿舍賃貸借料	分任支出負担行為担当官代理 東北農政局和賀中部農業水利事業所次長(事務担当) 栗澤 義博	岩手県北上市和賀町長沼6-131-1	H25.4.1	アベケイテックス有限公司	岩手県花巻市花城町3-12	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	2,052,000	—	—	当該場所で行う事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—
379	職員宿舍賃貸借料	分任支出負担行為担当官代理 東北農政局和賀中部農業水利事業所次長(事務担当) 栗澤 義博	岩手県北上市和賀町長沼6-131-1	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	2,208,000	—	—	当該場所で行う事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—
380	職員宿舍賃貸借料	分任支出負担行為担当官代理 東北農政局和賀中部農業水利事業所次長(事務担当) 栗澤 義博	岩手県北上市和賀町長沼6-131-1	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	816,000	—	—	当該場所で行う事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—
381	職員宿舍賃貸借料	分任支出負担行為担当官代理 東北農政局和賀中部農業水利事業所次長(事務担当) 栗澤 義博	岩手県北上市和賀町長沼6-131-1	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,104,000	—	—	当該場所で行う事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—
382	仙台東特定災害復旧事業 高砂南部導水路他工事に係る土地代金相当額補償金	分任支出負担行為担当官東北農政局仙台東土地改良建設事業所長 赤倉正弘	仙台市宮城野区五輪1-3-20	H25.4.23	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
383	平成25年度米沢平野二期農業水利事業沼尻堀改修工事に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査(押出遺跡)	分任支出負担行為担当官東北農政局米沢平野農業水利事業所長 相澤顕之	山形県米沢市駅前三丁目1-19	H25.5.1	山形県知事	山形市松波二丁目8-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	25,780,000	—	—	本調査は、埋蔵文化財の発掘調査を行うものであり、文化財保護法により、契約の相手方が特定されているものである。	①イ(イ)	—
384	米沢平野二期農業水利事業高山幹線用水路管理用道路整備工事に係る損失補償金	分任支出負担行為担当官東北農政局米沢平野農業水利事業所長 相澤顕之	山形県米沢市駅前三丁目1-19	H25.5.9	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されたため。	①□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
385	村山北部支所庁舎建物及び駐車場賃貸借料	分任支出負担行為担当官東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所長 長井 薫	秋田市山王7-1-3	H25.5.16	大東建物管理株式会社	東京都港区港南2-16-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	2,718,419	—	—	当該場所で行う事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①□	—
386	米沢平野二期農業水利事業沼尻堀改修工事に係る土地取得相当額補償金	分任支出負担行為担当官東北農政局米沢平野農業水利事業所長 相澤顕之	山形県米沢市駅前三丁目1-19	H25.5.21	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されたため。	①□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部署の名称	所在地		商号または名称	住所								
387	米沢平野二期農業水利事業PCB廃棄物処理業務	分任支出負担行為担当官 東北農政局米沢平野農業水利事業所長 相澤顕之	山形県米沢市駅前三丁目1-19	H25.5.22	日本安全環境事業株式会社 北海道事業所	北海道室蘭市仲町14番地7	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	2,676,000	2,676,000	100%	—	本業務はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき実施される総合的かつ計画的な廃棄物処理業務であり、契約相手方は国内で唯一外部から持ち込まれたPCB廃棄物の適正処理を行う機関であるため。	③イ	—
388	米沢平野二期農業水利事業水窪ダム池敷掘削土流用工事に係る土地使用補償金	分任支出負担行為担当官 東北農政局米沢平野農業水利事業所長 相澤顕之	山形県米沢市駅前三丁目1-19	H25.6.17	三和二ードル・ペアリング株式会社	東京都葛飾区青戸五丁目30番4号	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されたため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
389	米沢平野二期農業水利事業東幹線用水路等管理用道路整備その他工事に係る電気工作物移転等工事補償金	分任支出負担行為担当官 東北農政局米沢平野農業水利事業所長 相澤顕之	山形県米沢市駅前三丁目1-19	H25.6.24	東北電力株式会社 山形支店	山形市本町二丁目1番9号	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されたため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
390	関東農政局土浦地域センター庁舎土地賃貸借契約一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局水戸地域センター長 遠山 和治	茨城県水戸市北見町1-9	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	6,324,000	—	—	以前から関東農政局土浦地域センター庁舎敷地として借受している土地所有者と賃貸借契約をするため	①ロ	—
391	関東農政局旧栃木農政事務所地域第一課敷地賃貸借契約一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局宇都宮地域センター長 西岡 睦夫	栃木県宇都宮市中央2-1-16	H25.4.1	栃木市長	栃木県栃木市入舟町7-26	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	2,596,644	—	—	庁舎敷地の継続賃貸借を行うものであり、供給者が一に特定される賃貸借契約であるため	①ロ	—
392	建物賃貸借契約一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局宇都宮地域センター長 西岡 睦夫	栃木県宇都宮市中央2-1-16	H25.4.1	株式会社 大一大不動産	栃木県大田原市紫塚1-14-13	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	2,018,400	—	—	職員宿舍の継続賃貸借を行うものであり、供給が一に特定される契約であるため。	①ロ	—
393	旧関東農政局静岡農政事務所地域第二課庁舎敷地賃貸借一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局静岡地域センター長 西村 進	静岡県静岡市葵区東草深町7-18	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	—	—	—	当該場所で行なうことが不可能であるため	①ロ	—
394	関東農政局西関東土地改良調査管理事務所伊那西部支所庁舎賃貸借	分任支出負担行為担当官 西関東土地改良調査管理事務所長 丸田雅博	静岡県菊川市加茂2280-1	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	2,268,000	—	—	当該場所で行なうことが不可能であるため	①ロ	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		番号または名称	住所								
395	関東農政局西関東土地改良調査管理事務所笛吹川沿岸支所庁舎賃貸借	分任支出負担行為担当官 西関東土地改良調査管理事務所長 丸田雅博	静岡県菊川市加茂2280-1	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	2,772,000	-	-	当該場所でなければ行政事務が不可能であるため	①□	-
396	関東農政局西関東土地改良調査管理事務所 職員用宿舍賃貸借	分任支出負担行為担当官 西関東土地改良調査管理事務所長 丸田雅博	静岡県菊川市加茂2280-1	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	2,118,000	-	-	宿舍法施行規則第11条の貸与基準に基づく物件である職員宿舍の継続賃貸借を行うものであり、供給が一に特定される賃貸借契約であるため	①□	-
397	関東農政局西関東土地改良調査管理事務所 職員用宿舍賃貸借	分任支出負担行為担当官 西関東土地改良調査管理事務所長 丸田雅博	静岡県菊川市加茂2280-1	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	1,272,000	-	-	宿舍法施行規則第11条の貸与基準に基づく物件である職員宿舍の継続賃貸借を行うものであり、供給が一に特定される賃貸借契約であるため	①□	-
398	関東農政局西関東土地改良調査管理事務所 職員用宿舍賃貸借	分任支出負担行為担当官 西関東土地改良調査管理事務所長 丸田雅博	静岡県菊川市加茂2280-1	H25.4.1	有限会社アドバンス	静岡県菊川市本所1261-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	1,032,000	-	-	宿舍法施行規則第11条の貸与基準に基づく物件である職員宿舍の継続賃貸借を行うものであり、供給が一に特定される賃貸借契約であるため	①□	-
399	関東農政局西関東土地改良調査管理事務所 職員用宿舍賃貸借	分任支出負担行為担当官 西関東土地改良調査管理事務所長 丸田雅博	静岡県菊川市加茂2280-1	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	804,000	-	-	宿舍法施行規則第11条の貸与基準に基づく物件である職員宿舍の継続賃貸借を行うものであり、供給が一に特定される賃貸借契約であるため	①□	-
400	平成25年度 工事実績情報システム(コリンズ)利用一式	分任支出負担行為担当官代理 関東農政局土地改良技術事務所次長 伊藤忠夫	埼玉県川口市南町2-5-3	H25.4.1	一般財団法人 日本建設情報総合センター	東京都港区赤坂7-10-20	会計法第29条の3第4項(特定情報)	-	1,400,000	-	-	農業農村整備事業に係る工事実績、技術者データ等の情報を持っている唯一の機関であり、工事実績情報サービスに関するプログラム及びデータベースの著作権を有している機関であるため(財務大臣通知1(2)1二(ハ)-	①二(ハ)	-
401	大須賀川排水路工事に係る土地使用等補償金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局両総農業水利事業所 播磨 宗治	千葉県東金市松之郷2333	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
402	大須賀川排水路工事に係る土地使用等補償金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局両総農業水利事業所 播磨 宗治	千葉県東金市松之郷2333	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
403	佐原支所庁舎賃借料一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局両総農業水利事業所 播磨 宗治	千葉県東金市松之郷2333	H25.4.1	香取市	千葉県香取市佐原口2127	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	1,038,432	-	-	前年度と同じ建物の契約で、移転は困難を伴うため。	①□	-



(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
404	庁舎敷地賃借料一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局両総農業水利事業所 播磨 宗治	千葉県東金市松之郷2333	H25.4.1	両総土地改良区	千葉県東金市東金1163	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	2,105,376	—	—	前年度と同じ土地の契約で、移転は困難を伴うため。	①□	—
405	建物(宿舍)賃貸借料一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局両総農業水利事業所 播磨 宗治	千葉県東金市松之郷2333	H25.4.1	有限会社さくらハウジング	千葉県東金市東金429-5	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	2,580,000	—	—	前年度と同じ建物の契約で、移転は困難を伴うため。	①□	—
406	建物(宿舍)賃貸借料一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局両総農業水利事業所 播磨 宗治	千葉県東金市松之郷2333	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	4,584,000	—	—	前年度と同じ建物の契約で、移転は困難を伴うため。	①□	—
407	建物(宿舍)賃貸借料一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局両総農業水利事業所 播磨 宗治	千葉県東金市松之郷2333	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	2,676,000	—	—	前年度と同じ建物の契約で、移転は困難を伴うため。	①□	—
408	建物(宿舍)賃貸借料一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局両総農業水利事業所 播磨 宗治	千葉県東金市松之郷2333	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,116,000	—	—	前年度と同じ建物の契約で、移転は困難を伴うため。	①□	—
409	建物(宿舍)賃貸借料一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局両総農業水利事業所 播磨 宗治	千葉県東金市松之郷2333	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,524,000	—	—	前年度と同じ建物の契約で、移転は困難を伴うため。	①□	—
410	建物(宿舍)賃貸借料一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局両総農業水利事業所 播磨 宗治	千葉県東金市松之郷2333	H25.4.1	スターツア メニティー 株式会社	東京都江戸川区一之江8-4-3	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,560,000	—	—	前年度と同じ建物の契約で、移転は困難を伴うため。	①□	—
411	建物(宿舍)賃貸借料一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局両総農業水利事業所 播磨 宗治	千葉県東金市松之郷2333	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	907,200	—	—	前年度と同じ建物の契約で、移転は困難を伴うため。	①□	—
412	庁舎敷地に係る土地賃貸借1式	分任支出負担行為担当官 関東農政局北総中央農業水利事業所 長野道彰一	千葉県八街市八街に456-1	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	3,624,768	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給が一に特定されるため。	①□	—
413	建物賃貸借1式	分任支出負担行為担当官 関東農政局北総中央農業水利事業所 長野道彰一	千葉県八街市八街に456-1	H25.4.1	株式会社ス テップハウ ジング	千葉県八街市八街ほ230-79	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	4,986,000	—	—	職員宿舍の継続賃貸借を行うものであり、供給が一に特定される契約であるため。	①□	—
414	職員宿舍敷地に係る土地賃貸借1式	分任支出負担行為担当官 関東農政局北総中央農業水利事業所 長野道彰一	千葉県八街市八街に456-1	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,344,000	—	—	宿舍法施行規則の貸与基準に基づく物件である職員宿舍敷地の継続賃貸借を行うものであり、供給が一に特定される契約であるため。	①□	—
415	北総中央農業水利事業平成24年度土地改良施設の管理使用に伴う管理経費に係る作業の委託1式	分任支出負担行為担当官 関東農政局北総中央農業水利事業所 長野道彰一	千葉県八街市八街に456-1	H25.4.1	北総中央 用水土地 改良区	千葉県八街市八街ほ113	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	5,103,000	—	—	土地改良法に基づき公告を行い、農林水産大臣の適否の決定を受けた管理者に委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	—
416	関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所職員宿舍建物賃貸借一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所 川田 明宏	茨城県水戸市中河内町960-1	H25.4.1	株式会社ス ズネン	茨城県水戸市渡里町401	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	934,800	—	—	宿舍法施行規則第11条の貸与基準に基づく物件である職員宿舍の継続賃貸借を行うものであり、供給が一に特定される賃貸借契約であるため。	①□	—
417	関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所庁舎敷地賃貸借一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所 川田 明宏	茨城県水戸市中河内町960-1	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,014,600	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給が一に特定されるため。	①□	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
418	建物賃貸借(宿舍)一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局印旛沼二期農業水利事業所長 及川和夫	千葉県佐倉市宮小路町28番地	H25.4.1	株式会社 観山	千葉県佐倉市宮前3-4-10	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	6,634,800	-	-	宿舍法施行規則第11条の貸与基準に基づく物件である職員宿舍の継続賃貸借契約を行うものであり、供給が一に特定される賃貸借契約であるため	①□	-
419	建物賃貸借(宿舍)一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局印旛沼二期農業水利事業所長 及川和彦	千葉県佐倉市宮小路町28番地	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	1,875,600	-	-	宿舍法施行規則第11条の貸与基準に基づく物件である職員宿舍の継続賃貸借契約を行うものであり、供給が一に特定される賃貸借契約であるため	①□	-
420	建物賃貸借(宿舍)一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局印旛沼二期農業水利事業所長 及川和彦	千葉県佐倉市宮小路町28番地	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	1,176,000	-	-	宿舍法施行規則第11条の貸与基準に基づく物件である職員宿舍の継続賃貸借契約を行うものであり、供給が一に特定される賃貸借契約であるため	①□	-
421	建物賃貸借(宿舍)一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局印旛沼二期農業水利事業所長 及川和彦	千葉県佐倉市宮小路町28番地	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	2,250,000	-	-	宿舍法施行規則第11条の貸与基準に基づく物件である職員宿舍の継続賃貸借契約を行うものであり、供給が一に特定される賃貸借契約であるため	①□	-
422	事業所庁舎賃貸借契約一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所長 江上博司	長野県松本市大字島立2167-5	H25.4.1	株式会社タカナワ地所	長野県松本市本庄2-7-18	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	9,547,020	-	-	当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借であるため	①□	-
423	事業所駐車場賃貸借契約一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所長 江上博司	長野県松本市大字島立2167-5	H25.4.1	株式会社イワサ	長野県塩尻市大門一番町6-7	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	3,569,580	-	-	当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借であるため	①□	-
424	職員用宿舍建物賃貸借契約一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所長 江上博司	長野県松本市大字島立2167-5	H25.4.1	みのり物産 有限会社	長野県松本市井川城1-2-9	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	3,028,800	-	-	当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借であるため	①□	-
425	職員用宿舍建物賃貸借契約一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所長 江上博司	長野県松本市大字島立2167-5	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	-	-	-	当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借であるため	①□	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
426	職員用宿舍建物賃貸借契約一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所長 江上博司	長野県松本市大字島立2167-5	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	-	-	-	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借であるため	①□	-
427	職員用宿舍建物賃貸借契約一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所長 江上博司	長野県松本市大字島立2167-5	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	-	-	-	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借であるため	①□	-
428	職員用宿舍建物賃貸借契約一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所長 江上博司	長野県松本市大字島立2167-5	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	-	-	-	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借であるため	①□	-
429	職員用宿舍建物賃貸借契約一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所長 江上博司	長野県松本市大字島立2167-5	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	-	-	-	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借であるため	①□	-
430	職員用宿舍建物賃貸借契約一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所長 江上博司	長野県松本市大字島立2167-5	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	-	-	-	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借であるため	①□	-
431	大井川用水農業水利事業所庁舎の賃貸借契約一式	支出負担行為担当官 関東農政局長 佐藤 和彦	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館	H25.4.1	大井川土地改良区	静岡県島田市中央町30番2号	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	12,525,660	-	-	当該箇所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約。また移転は困難を伴うため。	①□	-
432	建物賃貸借(宿舍)一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局大井川用水農業水利事業所長 松井	静岡県島田市中央町30-1	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	4,032,000	-	-	前年度と同建物の契約。移転は困難を伴うため。	①□	-
433	建物賃貸借(宿舍)一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局大井川用水農業水利事業所長 松井	静岡県島田市中央町30-1	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	852,000	-	-	前年度と同建物の契約。移転は困難を伴うため。	①□	-
434	建物賃貸借(宿舍)一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局大井川用水農業水利事業所長 松井	静岡県島田市中央町30-1	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	1,512,000	-	-	前年度と同建物の契約。移転は困難を伴うため。	①□	-
435	建物賃貸借(宿舍)一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局大井川用水農業水利事業所長 松井	静岡県島田市中央町30-1	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	2,466,000	-	-	前年度と同建物の契約。移転は困難を伴うため。	①□	-
436	建物賃貸借(宿舍)一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局大井川用水農業水利事業所長 松井	静岡県島田市中央町30-1	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	1,806,000	-	-	前年度と同建物の契約。移転は困難を伴うため。	①□	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
437	建物賃貸借(宿舍)一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局大井川用水農業水利事業所長 松井	静岡県島田市中央町30-1	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	2,745,000	—	—	前年度と同建物の契約。移転は困難を伴うため。	①□	—
438	建物賃貸借(宿舍)一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局大井川用水農業水利事業所長 松井	静岡県島田市中央町30-1	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	2,712,000	—	—	前年度と同建物の契約。移転は困難を伴うため。	①□	—
439	建物賃貸借(宿舍)一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局大井川用水農業水利事業所長 松井	静岡県島田市中央町30-1	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	3,900,000	—	—	前年度と同建物の契約。移転は困難を伴うため。	①□	—
440	東部幹線用水路その3-3工事に係る土地売買代金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局両総農業水利事業所 播磨 宗治	千葉県東金市松之郷2333	H25.4.2	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に伴う土地売買に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである	①□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
441	建物賃貸借契約一式	分任支出負担行為担当官 利根川水系土地改良調査管理事務所長 安楽敏	千葉県柏市根戸471-65	H25.5.15	株式会社高商	群馬県高崎市小八木810-5	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,892,903	—	—	前年度と同建物の契約。移転は困難を伴うため。	①□	—
442	南部幹線用水路工事に係る地役権設定対価一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局両総農業水利事業所長 播磨 宗治	千葉県東金市松之郷2333	H25.6.10	学校法人長生学園	千葉県茂原市吉井上128	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に伴う地役権設定に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである	①□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
443	土地賃貸借契約	分任支出負担行為担当官 北陸農政局新潟地域センター長 泉本和義	新潟県新潟市中央区船場町2丁目3435-1	H25.4.1	燕市長 鈴木力	新潟県燕市吉田日之出町1番1号	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	7,390,460	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
444	北陸農政局富山地域センター建物賃貸借	分任支出負担行為担当官 北陸農政局富山地域センター長 瀬戸 太郎	富山県富山市牛島新町11-7	H25.4.1	立山木材工業株式会社	富山県富山市桜町1-2-3	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	3,402,000	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
445	職員宿舍賃貸借12戸、平成25年4月1日から平成26年3月31日	分任支出負担行為担当官 北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所長 田中 久二	新潟市中央区川岸町1-49-3	H25.4.1	株式会社 鏡ビル	新潟市中央区鏡西1-12-16	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	9,936,000	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借	①□	—
446	職員宿舍賃貸借11戸、平成25年4月1日から平成26年3月31日	分任支出負担行為担当官 北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所長 田中 久二	新潟市中央区川岸町1-49-3	H25.4.1	有限会社メゾン 團九郎	新潟市中央区関屋恵町11-28	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	7,560,000	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借	①□	—
447	職員宿舍賃貸借2戸、平成25年4月1日から平成26年3月31日	分任支出負担行為担当官 北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所長 田中 久二	新潟市中央区川岸町1-49-3	H25.4.1	株式会社 斎藤不動産	新潟市中央区関屋木村町1-148-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,416,000	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借	①□	—
448	職員宿舍賃貸借1戸、平成25年4月1日から平成26年3月31日	分任支出負担行為担当官 北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所長 田中 久二	新潟市中央区川岸町1-49-3	H25.4.1	有限会社 藤和	新潟市中央区米山3-13-15	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	840,000	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借	①□	—
449	職員宿舍賃貸借2戸、平成25年4月1日から平成26年3月31日	分任支出負担行為担当官 北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所長 田中 久二	新潟市中央区川岸町1-49-3	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,248,000	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借	①□	—
450	土地賃貸借1161.18㎡、平成25年4月1日から平成26年3月31日	分任支出負担行為担当官 北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所長 田中 久二	新潟市中央区川岸町1-49-3	H25.4.1	白根郷土地改良区	新潟市南区白根東町1-4-36	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	947,520	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借	①□	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
451	平成25年度建物(庁舎)賃貸借料	分任支出負担行為担当官 北陸農政局佐渡農業水利事業所長 三好 英幸	新潟県佐渡市畑野甲533	H25.4.1	佐渡市	新潟県佐渡市千種232	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	2,175,090	—	—	当該場所で行なうことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に限定される賃貸借契約	①□	—
452	平成25年度土地(職員宿舎)賃貸借料	分任支出負担行為担当官 北陸農政局佐渡農業水利事業所長 三好 英幸	新潟県佐渡市畑野甲533	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	835,848	—	—	当該場所で行なうことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に限定される賃貸借契約	①□	—
453	職員宿舎賃貸借 1式	分任支出負担行為担当官 北陸農政局加治川二期農業水利事業所長 多田浩光	新潟県新発田市日渡96	H25.4.1	積和不動産中部株式会社 新潟賃貸堂	新潟市中央区南笹口1-1-54	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	2,599,200	—	—	当該場所で行なうことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
454	職員宿舎賃貸借 1式	分任支出負担行為担当官 北陸農政局新川流域農業水利事業所長 奥平 浩	新潟市西蒲区巻甲5488	H25.4.1	個人情報該当	—	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	2,395,000	—	—	当該場所で行なうことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
455	職員宿舎賃貸借 1式	分任支出負担行為担当官 北陸農政局新川流域農業水利事業所長 奥平 浩	新潟市西蒲区巻甲5488	H25.4.1	個人情報該当	—	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,284,000	—	—	当該場所で行なうことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
456	職員宿舎賃貸借 1式	分任支出負担行為担当官 北陸農政局新川流域農業水利事業所長 奥平 浩	新潟市西蒲区巻甲5488	H25.4.1	積和不動産中部株式会社 新潟賃貸堂	新潟市中央区南笹口1-1-54	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	2,671,908	—	—	当該場所で行なうことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
457	職員宿舎賃貸借 1式	分任支出負担行為担当官 北陸農政局新川流域農業水利事業所長 奥平 浩	新潟市西蒲区巻甲5488	H25.4.1	株式会社リビング保証システム	新潟市中央区米山2-7-9	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	817,800	—	—	当該場所で行なうことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
458	庁舎等の賃貸借契約 1式	分任支出負担行為担当官 北陸農政局新川流域農業水利事業所長 奥平 浩	新潟市西蒲区巻甲5488	H25.4.1	西蒲原土地改良区	新潟市西蒲区巻甲5481-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	5,266,000	—	—	当該場所で行なうことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
459	庁舎敷地土地賃貸借契約	分任支出負担行為担当官 北陸農政局柏崎周辺農業水利事業所長 渡邊昭弘	新潟県柏崎市南半田18番15号	H25.4.1	柏崎地域土地開発公社	新潟県柏崎市中央町5-50	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,801,056	—	—	当該場所で行なうことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
460	職員宿舎建物賃貸借	分任支出負担行為担当官 北陸農政局柏崎周辺農業水利事業所長 渡邊昭弘	新潟県柏崎市南半田18番15号	H25.4.1	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	5,640,000	—	—	当該場所で行なうことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
461	職員宿舎建物賃貸借	分任支出負担行為担当官 北陸農政局柏崎周辺農業水利事業所長 渡邊昭弘	新潟県柏崎市南半田18番15号	H25.4.1	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	2,736,000	—	—	当該場所で行なうことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
462	職員宿舎建物賃貸借	分任支出負担行為担当官 北陸農政局柏崎周辺農業水利事業所長 渡邊昭弘	新潟県柏崎市南半田18番15号	H25.4.1	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	3,504,000	—	—	当該場所で行なうことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
463	職員宿舎建物賃貸借	分任支出負担行為担当官 北陸農政局柏崎周辺農業水利事業所長 渡邊昭弘	新潟県柏崎市南半田18番15号	H25.4.1	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	2,088,000	—	—	当該場所で行なうことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
464	職員宿舎建物賃貸借	分任支出負担行為担当官 北陸農政局柏崎周辺農業水利事業所長 渡邊昭弘	新潟県柏崎市南半田18番15号	H25.4.1	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	816,000	—	—	当該場所で行なうことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
465	職員宿舎建物賃貸借	分任支出負担行為担当官 北陸農政局柏崎周辺農業水利事業所長 渡邊昭弘	新潟県柏崎市南半田18番15号	H25.4.1	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,404,000	—	—	当該場所で行なうことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
466	庁舎敷地賃貸借契約 一件	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長 小澤 町愛宕2番	福井県坂井市丸岡町愛宕2番	H25.4.1	坂井市	福井県坂井市坂井町下新庄1-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,110,000	—	—	当該場所で行なうことが不可能であることから場所が限定され、供給者が特定される賃貸借契約	①□	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
467	職員宿舍賃貸借契約一件	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流 農業水利事業所長 小澤 與宏	福井県坂 井市丸岡 町愛宕2番	H25.4.1	積和不動産 中部株式 会社 北 陸営業所	福井県福井市 大手3-12-20	会計法第29条 の3第4項(賃 貸借契約)	—	7,548,000	—	—	当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が特定される賃貸借契約	①□	—
468	職員宿舍賃貸借契約一件	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流 農業水利事業所長 小澤 與宏	福井県坂 井市丸岡 町愛宕2番	H25.4.1	個人情報 非公表	—	会計法第29条 の3第4項(賃 貸借契約)	—	6,120,000	—	—	当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が特定される賃貸借契約	①□	—
469	職員宿舍賃貸借契約一件	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流 農業水利事業所長 小澤 與宏	福井県坂 井市丸岡 町愛宕2番	H25.4.1	個人情報 非公表	—	会計法第29条 の3第4項(賃 貸借契約)	—	3,216,000	—	—	当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が特定される賃貸借契約	①□	—
470	職員宿舍賃貸借契約一件	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流 農業水利事業所長 小澤 與宏	福井県坂 井市丸岡 町愛宕2番	H25.4.1	個人情報 非公表	—	会計法第29条 の3第4項(賃 貸借契約)	—	2,340,000	—	—	当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が特定される賃貸借契約	①□	—
471	職員宿舍賃貸借契約一件	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流 農業水利事業所長 小澤 與宏	福井県坂 井市丸岡 町愛宕2番	H25.4.1	個人情報 非公表	—	会計法第29条 の3第4項(賃 貸借契約)	—	1,104,000	—	—	当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が特定される賃貸借契約	①□	—
472	職員宿舍賃貸借契約一件	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流 農業水利事業所長 小澤 與宏	福井県坂 井市丸岡 町愛宕2番	H25.4.1	個人情報 非公表	—	会計法第29条 の3第4項(賃 貸借契約)	—	2,172,000	—	—	当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が特定される賃貸借契約	①□	—
473	職員宿舍賃貸借契約一件	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流 農業水利事業所長 小澤 與宏	福井県坂 井市丸岡 町愛宕2番	H25.4.1	個人情報 非公表	—	会計法第29条 の3第4項(賃 貸借契約)	—	1,248,000	—	—	当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が特定される賃貸借契約	①□	—
474	国営九頭竜川下流農業水利事業実施地区内埋蔵文化財包蔵地発掘調査費用負担契約一件	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流 農業水利事業所長 小澤 與宏	福井県坂 井市丸岡 町愛宕2番	H25.4.1	福井県	福井県福井市 大手3-17-1	会計法第29条 の3第4項(法 令等の規定)	2,070,000	2,070,000	100%	—	地方公共団体との取り決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	①イ(ニ)	—
475	高椋新江1号用水路工事に伴う土地補償一件	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流 農業水利事業所長 小澤 與宏	福井県坂 井市丸岡 町愛宕2番	H25.4.1	個人情報 非公表	—	会計法第29条 の3第4項(用 地補償)	—	1,047,397	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
476	高椋新江1号用水路工事に伴う土地補償一件	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流 農業水利事業所長 小澤 與宏	福井県坂 井市丸岡 町愛宕2番	H25.4.1	個人情報 非公表	—	会計法第29条 の3第4項(用 地補償)	—	1,302,624	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
477	左岸幹線用水路工事に伴う土地補償一件	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流 農業水利事業所長 小澤 與宏	福井県坂 井市丸岡 町愛宕2番	H25.4.1	個人情報 非公表	—	会計法第29条 の3第4項(用 地補償)	—	1,854,108	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
478	左岸幹線用水路工事に伴う土地補償一件	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流 農業水利事業所長 小澤 與宏	福井県坂 井市丸岡 町愛宕2番	H25.4.1	個人情報 非公表	—	会計法第29条 の3第4項(用 地補償)	—	1,590,114	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
479	左岸幹線用水路工事に伴う通常損失補償一件	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流 農業水利事業所長 小澤 與宏	福井県坂 井市丸岡 町愛宕2番	H25.4.1	辻岡建設 株式会社	福井県吉田郡 永平寺町松岡 葵1-32	会計法第29条 の3第4項(用 地補償)	—	2,124,122	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
480	春江北部用水路工事に伴う土地使用補償一件	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流 農業水利事業所長 小澤 與宏	福井県坂 井市丸岡 町愛宕2番	H25.4.1	個人情報 非公表	—	会計法第29条 の3第4項(用 地補償)	—	2,808,519	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工事に 必要となる土地等の権利者との契約 であり、場所及び契約相手方が特定 されるため	①ロに準ずると 認められるも の(財務省に個 別に協議し認 められたもの)	—
481	春江北部用水路工事に伴う土地使用補償一件	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流 農業水利事業所長 小澤 與宏	福井県坂 井市丸岡 町愛宕2番	H25.4.1	個人情報 非公表	—	会計法第29条 の3第4項(用 地補償)	—	1,199,772	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工事に 必要となる土地等の権利者との契約 であり、場所及び契約相手方が特定 されるため	①ロに準ずると 認められるも の(財務省に個 別に協議し認 められたもの)	—
482	春江北部用水路工事に伴う土地使用補償一件	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流 農業水利事業所長 小澤 與宏	福井県坂 井市丸岡 町愛宕2番	H25.4.1	個人情報 非公表	—	会計法第29条 の3第4項(用 地補償)	—	1,699,992	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工事に 必要となる土地等の権利者との契約 であり、場所及び契約相手方が特定 されるため	①ロに準ずると 認められるも の(財務省に個 別に協議し認 められたもの)	—
483	春江北部用水路工事に伴う土地使用補償一件	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流 農業水利事業所長 小澤 與宏	福井県坂 井市丸岡 町愛宕2番	H25.4.1	個人情報 非公表	—	会計法第29条 の3第4項(用 地補償)	—	1,415,988	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工事に 必要となる土地等の権利者との契約 であり、場所及び契約相手方が特定 されるため	①ロに準ずると 認められるも の(財務省に個 別に協議し認 められたもの)	—
484	春江北部用水路工事に伴う土地使用補償一件	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流 農業水利事業所長 小澤 與宏	福井県坂 井市丸岡 町愛宕2番	H25.4.1	個人情報 非公表	—	会計法第29条 の3第4項(用 地補償)	—	1,604,232	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工事に 必要となる土地等の権利者との契約 であり、場所及び契約相手方が特定 されるため	①ロに準ずると 認められるも の(財務省に個 別に協議し認 められたもの)	—
485	春江北部用水路工事に伴う土地使用補償一件	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流 農業水利事業所長 小澤 與宏	福井県坂 井市丸岡 町愛宕2番	H25.4.1	個人情報 非公表	—	会計法第29条 の3第4項(用 地補償)	—	1,011,780	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工事に 必要となる土地等の権利者との契約 であり、場所及び契約相手方が特定 されるため	①ロに準ずると 認められるも の(財務省に個 別に協議し認 められたもの)	—
486	春江北部用水路工事に伴う土地使用補償一件	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流 農業水利事業所長 小澤 與宏	福井県坂 井市丸岡 町愛宕2番	H25.4.1	個人情報 非公表	—	会計法第29条 の3第4項(用 地補償)	—	1,058,489	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工事に 必要となる土地等の権利者との契約 であり、場所及び契約相手方が特定 されるため	①ロに準ずると 認められるも の(財務省に個 別に協議し認 められたもの)	—
487	春江北部用水路工事に伴う土地使用補償一件	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流 農業水利事業所長 小澤 與宏	福井県坂 井市丸岡 町愛宕2番	H25.4.1	個人情報 非公表	—	会計法第29条 の3第4項(用 地補償)	—	1,625,460	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工事に 必要となる土地等の権利者との契約 であり、場所及び契約相手方が特定 されるため	①ロに準ずると 認められるも の(財務省に個 別に協議し認 められたもの)	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
488	春江北部用水路工事に伴う土地使用補償一件	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流 農業水利事業所長 小澤 與宏	福井県坂 井市丸岡 町愛宕2番	H25.4.1	個人情報 非公表	—	会計法第29条 の3第4項(用 地補償)	—	1,345,680	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工事に 必要となる土地等の権利者との契約 であり、場所及び契約相手方が特定 されるため	①ロに準ずると 認められるも の(財務省に個 別に協議し認 められたもの)	—
489	春江北部用水路工事に伴う土地使用補償一件	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流 農業水利事業所長 小澤 與宏	福井県坂 井市丸岡 町愛宕2番	H25.4.1	個人情報 非公表	—	会計法第29条 の3第4項(用 地補償)	—	1,567,944	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工事に 必要となる土地等の権利者との契約 であり、場所及び契約相手方が特定 されるため	①ロに準ずると 認められるも の(財務省に個 別に協議し認 められたもの)	—
490	春江北部用水路工事に伴う土地使用補償一件	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流 農業水利事業所長 小澤 與宏	福井県坂 井市丸岡 町愛宕2番	H25.4.1	個人情報 非公表	—	会計法第29条 の3第4項(用 地補償)	—	2,218,608	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工事に 必要となる土地等の権利者との契約 であり、場所及び契約相手方が特定 されるため	①ロに準ずると 認められるも の(財務省に個 別に協議し認 められたもの)	—
491	春江北部用水路工事に伴う土地使用補償一件	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流 農業水利事業所長 小澤 與宏	福井県坂 井市丸岡 町愛宕2番	H25.4.1	個人情報 非公表	—	会計法第29条 の3第4項(用 地補償)	—	1,146,852	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工事に 必要となる土地等の権利者との契約 であり、場所及び契約相手方が特定 されるため	①ロに準ずると 認められるも の(財務省に個 別に協議し認 められたもの)	—
492	春江北部用水路工事に伴う土地使用補償一件	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流 農業水利事業所長 小澤 與宏	福井県坂 井市丸岡 町愛宕2番	H25.4.1	個人情報 非公表	—	会計法第29条 の3第4項(用 地補償)	—	1,920,996	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工事に 必要となる土地等の権利者との契約 であり、場所及び契約相手方が特定 されるため	①ロに準ずると 認められるも の(財務省に個 別に協議し認 められたもの)	—
493	芝原2号用水路工事に伴う土地使用補償一件	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流 農業水利事業所長 小澤 與宏	福井県坂 井市丸岡 町愛宕2番	H25.4.1	個人情報 非公表	—	会計法第29条 の3第4項(用 地補償)	—	1,879,568	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工事に 必要となる土地等の権利者との契約 であり、場所及び契約相手方が特定 されるため	①ロに準ずると 認められるも の(財務省に個 別に協議し認 められたもの)	—
494	芝原2号用水路工事に伴う土地使用補償一件	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流 農業水利事業所長 小澤 與宏	福井県坂 井市丸岡 町愛宕2番	H25.4.1	個人情報 非公表	—	会計法第29条 の3第4項(用 地補償)	—	1,257,680	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工事に 必要となる土地等の権利者との契約 であり、場所及び契約相手方が特定 されるため	①ロに準ずると 認められるも の(財務省に個 別に協議し認 められたもの)	—
495	芝原2号用水路工事に伴う土地使用補償一件	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流 農業水利事業所長 小澤 與宏	福井県坂 井市丸岡 町愛宕2番	H25.4.1	個人情報 非公表	—	会計法第29条 の3第4項(用 地補償)	—	1,087,844	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり、工事に 必要となる土地等の権利者との契約 であり、場所及び契約相手方が特定 されるため	①ロに準ずると 認められるも の(財務省に個 別に協議し認 められたもの)	—



(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
496	九頭竜川左岸水路工事に伴う土地使用補償一件	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長 小澤與宏	福井県坂井市丸岡町愛宕2番	H25.4.1	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	1,055,070	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
497	岸波排水路工事に伴う土地使用補償	分任支出負担行為担当官 代理 北陸農政局庄川左岸農地防災事業所次長 坪田 俊郎	富山県砺波市幸町8番20号	H25.4.1	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	1,099,460	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
498	職員宿舎(園町宿舎)賃貸借契約	分任支出負担行為担当官 北陸農政局西北陸土地改良調査管理事務所長 山田 昇	石川県小松市園町木85-1	H25.4.1	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,080,000	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が特定される賃貸借契約	①□	—
499	職員宿舎(島田宿舎外)賃貸借契約	分任支出負担行為担当官 北陸農政局西北陸土地改良調査管理事務所長 山田 昇	石川県小松市園町木85-1	H25.4.1	清水都市開発株式会社	石川県小松市小馬出町28-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	3,564,000	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が特定される賃貸借契約	①□	—
500	高棟新江1号水路工事に伴う用地取得一件	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長 小澤與宏	福井県坂井市丸岡町愛宕2番	H25.4.10	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	7,852,026	—	—	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
501	河合春近用水路工事に伴う土地使 用補償 一件	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長 小澤與宏	福井県坂井市丸岡町愛宕2番	H25.4.30	農事組合 法人 ハ ネス河合	福井県福井市山室町2-11	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	1,105,420	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
502	幹線導水路(国道工区)工事に伴う 立木補償	分任支出負担行為担当官 北陸農政局柏崎周辺農業水利事業所長 渡邊昭弘	新潟県柏崎市南半田18番15号	H25.5.20	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	1,896,268	—	—	公共工事の施行に起因し不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されるため	①□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
503	庄川放水路工事に伴う物件移転補償金	分任支出負担行為担当官 北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長 大羽 泉	富山県砺波市幸町8番20号	H25.5.28	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	1,877,780	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
504	庄川左岸農地防災事業(岸渡洪水調整池)地区内の埋蔵文化財包蔵地(御館山館跡)に係る発掘調査費用負担契約(平成25年度分)	分任支出負担行為担当官 北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長 大羽 泉	富山県砺波市幸町8番20号	H25.5.28	埋蔵文化財発掘調査実施者 砺波市長	富山県砺波市栄町7-3	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	4,686,703	4,686,703	100%	—	地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	①イ(ニ)	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
505	芝原2号用水路工事の施行に伴う損失補償一件	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長 小澤 與宏	福井県坂井市丸岡町愛宕2番	H25.5.29	福井市	福井県福井市大手3-10-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	6,441,120	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
506	射水平野分室賃貸借契約	分任支出負担行為担当官 北陸農政局西北陸土地改良調査管理事務所長 山田 昇	石川県小松市園町85-1	H25.6.3		射水平野土地改良区 富山県射水市三ヶ624番地	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,986,666	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が特定される賃貸借契約	①□	—
507	市野新田ダム建設工事に伴う仮住居移転に要する費用の負担	分任支出負担行為担当官 北陸農政局柏崎周辺農業水利事業所長 渡邊昭弘	新潟県柏崎市南半田18番15号	H25.6.14	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	1,416,447	—	—	公共工事の施行に起因し不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されるため	①□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
508	幹線導水路(国道工区)工事に伴う支障電気通信設備の移設補償	分任支出負担行為担当官 北陸農政局柏崎周辺農業水利事業所長 渡邊昭弘	新潟県柏崎市南半田18番15号	H25.6.19	東日本電信電話株式会社新潟支店	新潟市中央区東堀通7番町1017-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	1,525,314	—	—	公共工事の施行に起因し不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されるため	①□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
509	新濃尾農地防災事業所庁舎用地賃貸借契約(1式)	支出負担行為担当官 東海農政局長 森 多可志	愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	13,064,040	—	—	平成11年10月より賃貸借契約を行い庁舎を設置しているが、引き続き庁舎を設置する必要があり契約の相手方が一に限定されるものである。	①□	—
510	平成25年度庁舎賃貸借契約	分任支出負担行為担当官 東海農政局西濃用水第二期農業水利事業所長 堤 寛治	岐阜県大垣市藤江町2-128	H25.4.1	株式会社片山	岐阜市大垣市中野町1-22	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	6,930,000	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定される賃貸借契約であるため。	①□	—
511	新濃尾(二期)地区宮田導水路改修工事に伴う土地使用補償(1式)	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 國安 法夫	愛知県一宮市八幡5丁目1番14号	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
512	平成25年度犬山支所建物等賃貸借契約(1式)	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 國安 法夫	愛知県一宮市八幡5丁目1番14号	H25.4.1	木津用水土地改良区	愛知県小牧市中央1-346	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	3,924,924	—	—	平成11年4月より木津用水土地改良区と賃貸借契約を行い犬山支所を設置しているが、引き続き庁舎を設置する必要があり契約の相手方が一に限定されるものである。	①□	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
513	平成25年度高山地域センター借上 宿舍賃貸借	分任支出負担行為担当官 東海農政局岐阜地域セン ター長 中村 裕一	岐阜県岐 阜市中鶴 二丁目26 番地	H25.4.1	株式会社 岩佐鐵工 所	岐阜県高山市 昭和町3丁目 83番地	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	1,440,000	—	—	平成23年9月から契約をしているが、 業務遂行のため引き続き宿舍を設 置する必要があり、契約の相手方が 一に限定されるものである。	①□	—
514	職員宿舍賃貸借契約(1戸)	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防 災事業所長 國安 法夫	愛知県一 宮市八幡5 丁目1番14 号	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	1,020,000	—	—	事業遂行のため引き続き宿舍を設 置する必要があり、契約の相手方が 一に限定されるものである。	①□	—
515	職員宿舍賃貸借契約(1戸)	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防 災事業所長 國安 法夫	愛知県一 宮市八幡5 丁目1番14 号	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	1,020,000	—	—	事業遂行のため引き続き宿舍を設 置する必要があり、契約の相手方が 一に限定されるものである。	①□	—
516	職員宿舍賃貸借契約(1戸)	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防 災事業所長 國安 法夫	愛知県一 宮市八幡5 丁目1番14 号	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	960,000	—	—	事業遂行のため引き続き宿舍を設 置する必要があり、契約の相手方が 一に限定されるものである。	①□	—
517	職員宿舍賃貸借契約(1戸)	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防 災事業所長 國安 法夫	愛知県一 宮市八幡5 丁目1番14 号	H25.4.1	有限会社マ ルカホーム	愛知県一宮市 大和町馬引字 横手13-1	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	936,000	—	—	事業遂行のため引き続き宿舍を設 置する必要があり、契約の相手方が 一に限定されるものである。	①□	—
518	借上げ宿舍賃貸借契約	分任支出負担行為担当官 東海農政局木曾川水系土 地改良調査管理事務所長 宮崎 且	愛知県名 古屋市昭 和区安田 通4-8	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	828,000	—	—	事業遂行のため引き続き宿舍を設 置する必要があり、契約の相手方が 一に限定されるものである。	①□	—
519	職員宿舍賃貸借契約(1戸)	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防 災事業所長 國安 法夫	愛知県一 宮市八幡5 丁目1番14 号	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	816,000	—	—	事業遂行のため引き続き宿舍を設 置する必要があり、契約の相手方が 一に限定されるものである。	①□	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
520	借上げ宿舍賃貸借契約	分任支出負担行為担当官 東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所長 宮崎 且	愛知県名古屋市長古屋市昭和区安田通4-8	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	810,600	—	—	事業遂行のため引き続き宿舍を設置する必要があり、契約の相手方が一に限定されるものである。	①□	—
521	平成25年度庁舎用土地建物賃貸借契約(大和紀伊)、1式	支出負担行為担当官 近畿農政局長 小栗 邦夫	京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂呂町	H25.4.1	大和平野土地改良区	奈良県橿原市城殿町459	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	22,491,000	22,491,000	100%	—	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借であるため随意契約を行うものである。	①□	—
522	平成25年度第二十津川紀の川建設所庁舎用建物等賃貸借料	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459番地	H25.4.1	株式会社NTT西日本アセット・プランニング	大阪市西区土佐堀1-3-34	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	5,304,600	5,304,600	100%	—	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借であるため随意契約を行うものである。	①□	—
523	平成25年度土地建物賃貸借料	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459番地	H25.4.1	大和平野土地改良区	奈良県橿原市城殿町459番地	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	1,486,800	1,486,800	100%	—	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借であるため随意契約を行うものである。	①□	—
524	平成25年度庁舎用土地建物賃貸借料(紀伊平野)	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459番地	H25.4.1	有限会社ソーバイホーム	和歌山県和歌山市友田町4-101	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	8,064,000	8,064,000	100%	—	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借であるため随意契約を行うものである。	①□	—
525	平成25年度倉庫賃貸借料	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459番地	H25.4.1	大和平野土地改良区	奈良県橿原市城殿町459番地	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	1,764,000	1,764,000	100%	—	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借であるため随意契約を行うものである。	①□	—
526	平成24年度庁舎用土地建物賃貸借料(天理支所)	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459番地	H25.4.1	奈良県農業協同組合	奈良県奈良市大森町57-3	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	2,004,000	2,004,000	100%	—	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借であるため随意契約を行うものである。	①□	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部署の名称	所在地		商号または名称	住所								
527	平成25年度大和紀伊平野宿舍用建物賃貸借料(サンモール)	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野 農業水利事務所長 岩田 勝男	奈良県橿 原市城殿 町459番 地	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	—	—	—	当該場所で行なえば行政事務を行う ことが不可能であることから場所が 限定され、供給者が一に特定される 賃貸借であるため随意契約を行うも のである。	①□	—
528	平成25年度大和紀伊平野宿舍用建物賃貸借料(セゾン優)	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野 農業水利事務所長 岩田 勝男	奈良県橿 原市城殿 町459番 地	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	—	—	—	当該場所で行なえば行政事務を行う ことが不可能であることから場所が 限定され、供給者が一に特定される 賃貸借であるため随意契約を行うも のである。	①□	—
529	平成25年度第二十津川紀の川建設所 宿舍用建物賃貸借料(ホワイト ベル21)	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野 農業水利事務所長 岩田 勝男	奈良県橿 原市城殿 町459番 地	H25.4.1	ホワイトベ ル21	奈良県吉野郡 天川村大字南 日裏178-2	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	2,784,000	2,784,000	100%	—	当該場所で行なえば行政事務を行う ことが不可能であることから場所が 限定され、供給者が一に特定される 賃貸借であるため随意契約を行うも のである。	①□	—
530	平成25年度第二十津川紀の川建設所 宿舍用建物賃貸借料(第1ネオ コーポ杉田)	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野 農業水利事務所長 岩田 勝男	奈良県橿 原市城殿 町459番 地	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	—	—	—	当該場所で行なえば行政事務を行う ことが不可能であることから場所が 限定され、供給者が一に特定される 賃貸借であるため随意契約を行うも のである。	①□	—
531	平成25年度第二十津川紀の川建設所 宿舍用建物賃貸借料(第2ネオ コーポ杉田)	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野 農業水利事務所長 岩田 勝男	奈良県橿 原市城殿 町459番 地	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	—	—	—	当該場所で行なえば行政事務を行う ことが不可能であることから場所が 限定され、供給者が一に特定される 賃貸借であるため随意契約を行うも のである。	①□	—
532	平成25年度紀伊平野建設所宿舍用 建物賃貸借料(リバティタウン)	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野 農業水利事務所長 岩田 勝男	奈良県橿 原市城殿 町459番 地	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	—	—	—	当該場所で行なえば行政事務を行う ことが不可能であることから場所が 限定され、供給者が一に特定される 賃貸借であるため随意契約を行うも のである。	①□	—
533	平成25年度大和紀伊平野宿舍用建物 賃貸借料(ロイヤルタケナカ)	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野 農業水利事務所長 岩田 勝男	奈良県橿 原市城殿 町459番 地	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	—	—	—	当該場所で行なえば行政事務を行う ことが不可能であることから場所が 限定され、供給者が一に特定される 賃貸借であるため随意契約を行うも のである。	①□	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
534	平成25年度紀伊平野建設所宿舍用建物賃貸借料(リパティタウン)	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野 農業水利事務所長 岩田 勝男	奈良県橿 原市城殿 町459番 地	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	-	-	-	-	当該場所で行なうことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借であるため随意契約を行うものである。	①□	-
535	平成25年度大和紀伊平野宿舍用建物賃貸借料(片山マンション)	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野 農業水利事務所長 岩田 勝男	奈良県橿 原市城殿 町459番 地	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	-	-	-	-	当該場所で行なうことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借であるため随意契約を行うものである。	①□	-
536	平成25年度紀伊平野建設所宿舍用建物賃貸借料(ニューシティモリⅢ)	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野 農業水利事務所長 岩田 勝男	奈良県橿 原市城殿 町459番 地	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	-	-	-	-	当該場所で行なうことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借であるため随意契約を行うものである。	①□	-
537	平成25年度紀伊平野建設所宿舍用建物賃貸借料(リパティタウン)	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野 農業水利事務所長 岩田 勝男	奈良県橿 原市城殿 町459番 地	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	-	-	-	-	当該場所で行なうことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借であるため随意契約を行うものである。	①□	-
538	平成25年度紀伊平野建設所宿舍用建物賃貸借料(エル岩出)	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野 農業水利事務所長 岩田 勝男	奈良県橿 原市城殿 町459番 地	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	-	-	-	-	当該場所で行なうことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借であるため随意契約を行うものである。	①□	-
539	平成25年度庁舎共益費(第二十津川)	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野 農業水利事務所長 岩田 勝男	奈良県橿 原市城殿 町459番 地	H25.4.1	株式会社N TTアセット ・プランニ ング	大阪府大阪 市西区土佐 堀1-3-34	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	1,144,080	1,144,080	100%	-	当該場所で行なうことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借に付随する分担金であるため随意契約を行うものである。	①□(付随するもの)	-
540	三木宿舍の賃貸借契約 317.94㎡	分任支出負担行為担当官 近畿農政局淀川水系土地 改良調査管理事務所次長 吉田光広	兵庫県三 木市志染 町三津田1 525	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	-	-	-	-	当該場所で行なうことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に限定される賃貸借契約	①□	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部署の名称	所在地		商号または名称	住所								
541	南ヶ丘宿舍の賃貸借契約 160.62㎡	分任支出負担行為担当官 近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所次長 吉田光広	兵庫県三木市志染町三津田1525	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	—	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に限定される賃貸借契約	①□	—
542	平成25年度職員宿舍賃貸借(芙蓉マンション)2戸(各60.42㎡)	分任支出負担行為担当官 代理 近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所次長 片岡秀一	奈良県吉野郡大淀町下淵388-1	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	—	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
543	平成25年度職員宿舍賃貸借(第1ネオコーポ杉田)2戸(47.02㎡、50.88㎡各1戸)	分任支出負担行為担当官 代理 近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所次長 片岡秀一	奈良県吉野郡大淀町下淵388-1	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	—	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
544	平成25年度職員宿舍賃貸借(第2ネオコーポ杉田)4戸(47.02㎡1戸、50.88㎡3戸)	分任支出負担行為担当官 代理 近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所次長 片岡秀一	奈良県吉野郡大淀町下淵388-1	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	—	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
545	平成25年度収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託契約	支出負担行為担当官 近畿農政局長 小栗 邦夫	京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町	H25.4.26	滋賀県農業再生協議会	滋賀県大津市松本1丁目2-20	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	2,217,000	2,217,000	100%	—	水田・畑作経営所得安定対策(収入減少影響緩和交付金)実施要領(別紙7)1の(1)の規定に基づき、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて、都道府県ごとに積立金管理者を指定しているため。	①イ(イ)	—
546	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路海神川サイホン改修工事に伴う権利設定	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459番地	H25.5.10	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に伴う地上権設定に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	①□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
547	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野農宮初瀬川線(1号幹線その14)改修工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459番地	H25.5.20	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
548	大和紀伊平野農業水利事業(二期)団体営佐保川1工区井戸野若槻線その2改修工事に伴う土地使用補償	分任支出負担行為担当官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459番地	H25.5.31	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う土地使用に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
549	大和紀伊平野農業水利事業(二期)県営初瀬川工区第3号幹線小路支線改修工事に伴う地上権設定補償契約	分任支出負担行為担当官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459番地	H25.6.4	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利設定に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
550	大和紀伊平野農業水利事業(二期)六箇井幹線水路その5他改修工事に伴う電気通信設備移設補償契約	分任支出負担行為担当官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459番地	H25.6.10	西日本電信電話株式会社 和歌山支店	和歌山県和歌山市一番丁5番地	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
551	大和紀伊平野農業水利事業(二期)県営左岸幹線水路その2(山田ダム水路(左岸)山田川サイホンその2)改修工事に伴う補償(区分地上権)契約	分任支出負担行為担当官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459番地	H25.6.13	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利設定に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
552	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀の川左岸幹線水路その8他改修工事(幹線水路)の施工に伴う電気設備移転補償契約	分任支出負担行為担当官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459番地	H25.6.13	関西電力株式会社 和歌山営業所	和歌山県和歌山市岡山丁40	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
553	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野県営初瀬川線(1号幹線その14)改修工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459番地	H25.6.13	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う土地使用に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-



(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
554	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野県営初瀬川線(1号幹線その13)改修工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459番地	H25.6.14	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う土地使用に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
555	平成25年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野区域(藤原宮跡周辺他)に係る埋蔵文化財の発掘調査委託業務	分任支出負担行為担当官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459番地	H25.6.20	奈良県知事	奈良県奈良市登大路町30	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	8,961,955	8,961,955	100%	-	文化財保護法第93条・94条に基づき実施する発掘調査であり、奈良県内における発掘調査は文化財保護担当部局である奈良県との協定に基づき実施することとしており、本遺跡は県立橿原考古学研究所が発掘を行うものであり、契約の性質が競争を許さない。	①イ(イ)	-
556	大和紀伊平野農業水利事業(一期)大和平野国営東部幹線水路30号トンネル他改修工事に伴う損失補償(充填補償)契約	分任支出負担行為担当官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459番地	H25.6.25	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
557	大和紀伊平野農業水利事業(一期)大和平野国営東部幹線水路30号トンネル他改修工事に伴う損失補償(充填補償)契約	分任支出負担行為担当官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459番地	H25.6.25	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
558	大和紀伊平野農業水利事業(一期)大和平野国営東部幹線水路30号トンネル他改修工事に伴う損失補償(充填補償)契約	分任支出負担行為担当官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459番地	H25.6.25	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
559	大和紀伊平野農業水利事業(一期)大和平野国営東部幹線水路30号トンネル他改修工事に伴う損失補償(充填補償)契約	分任支出負担行為担当官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459番地	H25.6.25	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない 場合とした財	備 考
		氏名並びにその所属する 部局の名称	所在地		商号または 名称	住所								
560	大和紀伊平野農業水利事業(一期)大和平野国営東部幹線水路30号トンネル他改修工事により不用となった土地等の返還に伴う損失補償(充填補償)契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野 農業水利事務所長 岩田 勝男	奈良県橿 原市城殿 町459番 地	H25.6.25	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(用 地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受け権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
561	庁舎建物賃貸借料	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局岡山南部 農業水利事務所長 江間 敏介	岡山県総 社市中央 1-5-35	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	5,040,000	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
562	職員宿舍建物賃貸借料	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局岡山南部 農業水利事務所長 江間 敏介	岡山県総 社市中央 1-5-35	H25.4.1	大和リビ ング株式会 社中四国支 店	岡山市北区大 元駅前10-7	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	1,872,000	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
563	職員宿舍建物賃貸借料	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局岡山南部 農業水利事務所長 江間 敏介	岡山県総 社市中央 1-5-35	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	1,560,000	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
564	平成25年度建物賃貸借契約	支出負担行為担当官 中国 四国農政局 國弘 実	岡山市北 区下石井1 -4-1	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	1,296,000	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
565	平成25年度建物賃貸借契約	支出負担行為担当官 中国 四国農政局 國弘 実	岡山市北 区下石井1 -4-1	H25.4.1	有限会社 永代開発	岡山市中区赤 田85	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	2,832,000	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
566	宿舍建物賃貸借料	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局中国土地 改良調査管理事務所長 中西 昭弘	広島県広 島市安佐 北区可部 2-6-15	H25.4.1	株式会 社大和興産	広島県広島市 安佐北区可部 4-11-5	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	3,590,400	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
567	宿舍建物賃貸借料	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局中国土地 改良調査管理事務所長 中西 昭弘	広島県広 島市安佐 北区可部 2-6-15	H25.4.1	有限会社 沼田商店	広島県広島市 安佐北区可部 3-7-5	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	1,080,000	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
568	宿舍建物賃貸借料	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局中国土地 改良調査管理事務所長 中西 昭弘	広島県広 島市安佐 北区可部 2-6-15	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	1,416,000	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部署の名称	所在地		商号または名称	住所								
569	宿舍建物賃貸借料	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局中国土地改良調査管理事務所長 中西 昭弘	広島県広島市安佐北区可部2-6-15	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,392,000	—	—	当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
570	中国四国農政局那賀川農地防災事業所庁舎敷地賃貸借料	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局長那賀川農地防災事業所長 山田和広	徳島県阿南市白開野町西居内456	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	5,867,532	—	—	当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
571	中国四国農政局那賀川農地防災事業所職員宿舍賃貸借料	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局長那賀川農地防災事業所長 山田和広	徳島県阿南市白開野町西居内456	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,200,000	—	—	当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
572	中国四国農政局那賀川農地防災事業所職員宿舍賃貸借料	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局長那賀川農地防災事業所長 山田和広	徳島県阿南市白開野町西居内456	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,608,000	—	—	当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
573	中国四国農政局那賀川農地防災事業所職員宿舍賃貸借料	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局長那賀川農地防災事業所長 山田和広	徳島県阿南市白開野町西居内456	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	2,340,000	—	—	当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
574	中国四国農政局那賀川農地防災事業所職員宿舍賃貸借料	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局長那賀川農地防災事業所長 山田和広	徳島県阿南市白開野町西居内456	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	912,000	—	—	当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
575	中国四国農政局那賀川農地防災事業所職員宿舍賃貸借料	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局長那賀川農地防災事業所長 山田和広	徳島県阿南市白開野町西居内456	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	2,412,000	—	—	当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
576	中国四国農政局那賀川農地防災事業所職員宿舍賃貸借料	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局長那賀川農地防災事業所長 山田和広	徳島県阿南市白開野町西居内456	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	852,000	—	—	当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
577	中国四国農政局那賀川農地防災事業所職員宿舍賃貸借料	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局長那賀川農地防災事業所長 山田和広	徳島県阿南市白開野町西居内456	H25.4.1	株式会社アイテイス	徳島県阿南市富岡町トノ町1-13-3	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,704,000	—	—	当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
578	中国四国農政局四国土地改良調査管理事務所職員宿舍建物等賃貸借	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国土地改良調査管理事務所長 森 文久	香川県丸亀市飯山町真時677-1	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,224,000	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
579	中国四国農政局四国土地改良調査管理事務所職員宿舍建物等賃貸借	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国土地改良調査管理事務所長 森 文久	香川県丸亀市飯山町真時677-1	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	3,840,000	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
580	吉野川下流域農地防災事業平成25年度土地改良施設維持管理委託業務	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 石川佳市	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	H25.4.1	吉野川下流域土地改良区	徳島県鳴門市大麻町萩原字アコメン3-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	7,824,600	7,824,600	100%	—	維持管理の委託を行う施設は、国営事業で造成されたものであり、委託先は事業完了後の国営造成施設の予定管理者である吉野川下流域土地改良区であるので競争を許さないため。	①イ(イ)	—
581	吉野川下流域農地防災事業平成25年度第2大谷川取水施設維持管理委託業務	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 石川佳市	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	H25.4.1	吉野川下流域土地改良区	徳島県鳴門市大麻町萩原字アコメン3-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	4,516,478	4,516,478	100%	—	維持管理の委託を行う施設は、国営事業で造成されたものであり、委託先は事業完了後の国営造成施設の予定管理者である吉野川下流域土地改良区であるので競争を許さないため。	①イ(イ)	—
582	吉野川下流域農地防災事業平成25年度中島加庄機場保安維持管理操作委託業務	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 石川佳市	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	H25.4.1	中島用水土地改良区	徳島県板野郡藍住町笠木字中野165-8	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	3,895,667	3,895,667	100%	—	維持管理の委託を行う施設は、国営事業で造成されたものであり、委託先は事業完了後の国営造成施設の予定管理者である中島用水土地改良区であるので競争を許さないため。	①イ(イ)	—
583	中国四国農政局四国東部農地防災事務所職員宿舍建物賃貸借料	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 石川佳市	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	H25.4.1	株式会社勸誠済六コーポレート	徳島県板野郡藍住町徳命字元村146-11	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,662,000	—	—	職員宿舍の借り上げであり、競争を許さないため。	①□	—
584	中国四国農政局四国東部農地防災事務所職員宿舍建物賃貸借料	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 石川佳市	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	H25.4.1	株式会社勸誠済六コーポレート	徳島県板野郡藍住町徳命字元村146-11	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,392,000	—	—	職員宿舍の借り上げであり、競争を許さないため。	①□	—
585	中国四国農政局四国東部農地防災事務所職員宿舍建物賃貸借料	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 石川佳市	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	H25.4.1	株式会社勸誠済六コーポレート	徳島県板野郡藍住町徳命字元村146-11	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,404,000	—	—	職員宿舍の借り上げであり、競争を許さないため。	①□	—
586	中国四国農政局四国東部農地防災事務所職員宿舍建物賃貸借料	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 石川佳市	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	H25.4.1	株式会社勸誠済六コーポレート	徳島県板野郡藍住町徳命字元村146-11	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	2,856,000	—	—	職員宿舍の借り上げであり、競争を許さないため。	①□	—
587	中国四国農政局四国東部農地防災事務所職員宿舍建物賃貸借料	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 石川佳市	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	H25.4.1	株式会社勸誠済六コーポレート	徳島県板野郡藍住町徳命字元村146-11	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	3,036,000	—	—	職員宿舍の借り上げであり、競争を許さないため。	①□	—
588	中国四国農政局四国東部農地防災事務所職員宿舍建物賃貸借料	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 石川佳市	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	H25.4.1	株式会社勸誠済六コーポレート	徳島県板野郡藍住町徳命字元村146-11	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	4,392,000	—	—	職員宿舍の借り上げであり、競争を許さないため。	①□	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
589	中国四国農政局四国東部農地防災事務所職員宿舍建物賃貸借料	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 石川佳市	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	2,232,000	—	—	職員宿舍の借り上げであり、競争を許さないため。	①□	—
590	中国四国農政局四国東部農地防災事務所職員宿舍建物賃貸借料	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 石川佳市	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,464,000	—	—	職員宿舍の借り上げであり、競争を許さないため。	①□	—
591	中国四国農政局四国東部農地防災事務所職員宿舍建物賃貸借料	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 石川佳市	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	840,000	—	—	職員宿舍の借り上げであり、競争を許さないため。	①□	—
592	中国四国農政局四国東部農地防災事務所職員宿舍建物賃貸借料	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 石川佳市	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	H25.4.1	有限会社 幸産業	徳島県板野郡藍住町奥野字乾12-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	840,000	—	—	職員宿舍の借り上げであり、競争を許さないため。	①□	—
593	中国四国農政局四国東部農地防災事務所職員宿舍建物賃貸借料	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 石川佳市	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	H25.4.1	有限会社 幸産業	徳島県板野郡藍住町奥野字乾12-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,728,000	—	—	職員宿舍の借り上げであり、競争を許さないため。	①□	—
594	中国四国農政局四国東部農地防災事務所職員宿舍敷地賃貸借料	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 石川佳市	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,926,000	—	—	職員宿舍敷地の借り上げであり、競争を許さないため。	①□	—
595	中国四国農政局四国東部農地防災事務所庁舎敷地賃貸借料	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 石川佳市	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,122,000	—	—	庁舎敷地の借り上げであり、競争を許さないため。	①□	—
596	中国四国農政局四国東部農地防災事務所庁舎敷地賃貸借料	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 石川佳市	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	2,098,380	—	—	庁舎敷地の借り上げであり、競争を許さないため。	①□	—
597	中国四国農政局四国東部農地防災事務所庁舎敷地賃貸借料	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 石川佳市	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,011,780	—	—	庁舎敷地の借り上げであり、競争を許さないため。	①□	—
598	中国四国農政局四国東部農地防災事務所庁舎敷地賃貸借料	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 石川佳市	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,092,540	—	—	庁舎敷地の借り上げであり、競争を許さないため。	①□	—
599	中国四国農政局四国東部農地防災事務所庁舎敷地賃貸借料	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 石川佳市	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	H25.4.1	板野郡農業協同組合	徳島県阿波市土成町土成字寒方64-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,078,560	—	—	庁舎敷地の借り上げであり、競争を許さないため。	①□	—
600	吉野川下流域農地防災事業北部幹線水路(桧工区)原形復旧その2工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 石川佳市	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	1,624,644	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
601	行政財産賃貸借契約	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局香川用水土器川沿岸農業水利事業所長 本間 新哉	香川県丸亀市飯山町川原11-14-1 飯山市民総合センター3F	H25.4.1	丸亀市	香川県丸亀市大手町二丁目3-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	9,660,000	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
602	建物賃貸借契約	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局香川用水土器川沿岸農業水利事業所長 本間 新哉	香川県丸亀市飯山町川原11-14-1 飯山市民総合センター3F	H25.4.1	香川県土地改良事業団体連合会	香川県高松市番町2丁目4番27-301	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	2,520,000	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		番号または名称	住所								
603	建物賃貸借契約	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局香川用水 土器川沿岸農業水利事業 所長 本間 新哉	香川県丸 亀市飯山 町川原11 14-1 飯 山市民総 合センター 3F	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	2,448,000	—	—	当該場所で行なうことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
604	建物賃貸借契約	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局香川用水 土器川沿岸農業水利事業 所長 本間 新哉	香川県丸 亀市飯山 町川原11 14-1 飯 山市民総 合センター 3F	H25.4.1	株式会社 パチックス	高知県高知市 葛島二丁目4 -9	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	1,800,000	—	—	当該場所で行なうことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
605	宿舍建物賃貸借	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局斐伊川沿 岸農業水利事業所長 宗 岡 一正	島根県出 雲市斐川 町莊原10 5	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	1,704,000	—	—	職員宿舍に係る賃貸借契約であり、場所及び相手方が特定されるものであるため。	①□	—
606	斐伊川沿岸農業水利事業所庁舎建物賃貸借	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局斐伊川沿 岸農業水利事業所長 宗 岡 一正	島根県出 雲市斐川 町莊原10 5	H25.4.1	出雲市	島根県出雲市 今市町70	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	2,428,127	—	—	事業所庁舎建物に係る賃貸借契約であり、場所及び相手方が特定されるものであるため。	①□	—
607	平成25年度 庁舎賃貸借契約	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局高瀬農地 保全事業所長 大倉 和 幸	高知県高 岡郡佐川 町甲1591	H25.4.1	株式会社N TT西日本 アセット・ブ ランニング	松山市山越3 丁目15-15	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	5,340,636	—	—	当該場所で行なうことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
608	職員宿舍賃貸借	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局高瀬農地 保全事業所長 大倉 和 幸	高知県高 岡郡佐川 町甲1591	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	2,088,000	—	—	当該場所で行なうことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
609	職員宿舍賃貸借	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局高瀬農地 保全事業所長 大倉 和 幸	高知県高 岡郡佐川 町甲1591	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	1,620,000	—	—	当該場所で行なうことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
610	職員宿舍賃貸借	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局高瀬農地 保全事業所長 大倉 和 幸	高知県高 岡郡佐川 町甲1591	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	1,512,000	—	—	当該場所で行なうことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
611	平成25年度建物使用賃借	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局南周防農 地整備事業所長 菊池 由則	山口県熊 毛郡田布 施町大字 波野585-1	H25.4.1	山口県	山口県山口市 滝町1-1	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	2,199,260	—	—	当該場所で行なうことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—
612	平成25年度建物賃貸借	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局南周防農 地整備事業所長 菊池 由則	山口県熊 毛郡田布 施町大字 波野585-1	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	2,209,200	—	—	当該場所で行なうことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する 部署の名称	所在地		商号または 名称	住所								
613	平成25年度建物賃貸借	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局南周防農 地整備事業所長 菊池 由則	山口県熊 毛郡田布 施町大字 波野585-1	H25.4.	積和不動 産中国株 式会社 徳 山営業所	山口県下松市 末武下382-1	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	1,357,200	—	—	当該場所でなければ行政事務を行う ことが不可能であることから場所が 限定され、供給者が一に特定される 賃貸借契約	①口	—
614	平成25年度建物賃貸借	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局南周防農 地整備事業所長 菊池 由則	山口県熊 毛郡田布 施町大字 波野585-1	H25.4.1	積和不動 産中国株 式会社 徳 山営業所	山口県下松市 末武下382-1	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	4,952,724	—	—	当該場所でなければ行政事務を行う ことが不可能であることから場所が 限定され、供給者が一に特定される 賃貸借契約	①口	—
615	平成25年度建物賃貸借	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局南周防農 地整備事業所長 菊池 由則	山口県熊 毛郡田布 施町大字 波野585-1	H25.4.	積和不動 産中国株 式会社 徳 山営業所	山口県下松市 末武下382-1	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	3,435,000	—	—	当該場所でなければ行政事務を行う ことが不可能であることから場所が 限定され、供給者が一に特定される 賃貸借契約	①口	—
616	吉野川下流域農地防災事業平成25 年度国営分水工別受益面積整理委 託業務	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部 農地防災事務所長 石川 佳市	徳島県板 野郡板野 町川端字 庄境2-1	H25.5.1	吉野川下 流域土地 改良区	徳島県鳴門市 大麻町萩原字 アコン3-1	会計法第29条 の3第4項(法 令等の規定)	8,589,000	8,589,000	100%	—	本委託業務は、土地改良区が所有 し、土地改良法29条第4項の規定 により、組合員及び事業に利害関係 のある者以外には開示できないこと となっている土地原簿のデータを用 いる必要があり、契約の相手方が法 令の規定により一に定められている ため。	①イ(イ)	—
617	南周防農地整備事業 木地団地理 蔵文化財発掘調査委託業務	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局南周防農 地整備事業所長 菊池 由則	山口県熊 毛郡田布 施町大字 波野585-1	H25.5.7	公益財団 法人山口 県ひとつ り財団	山口県山口市 秋穂二島1062	会計法第29条 の3第4項(法 令等の規定)	29,157,870	29,157,870	100%	0	地方公共団体との取決めにより、契 約の相手方が一に定められているも の	①イ(ニ)	—
618	南周防農地整備事業 阿月団地区 画整理工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局南周防農 地整備事業所長 菊池 由則	山口県熊 毛郡田布 施町大字 波野585-1	H25.5.7	中国電力 株式会社 柳井営業 所	山口県柳井市 古開作字東条 685-11	会計法第29条 の3第4項(用 地補償)	—	8,966,350	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うもので、工事に必 要となる土地等の権利者との契約の ため、場所及び契約相手方が特定さ れるものであるため。	①口に準ずると 認められるも の(財務省に個 別に協議し認 められたもの)	—
619	南周防農地整備事業 葛岡・瓜迫 団地区画整理工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局南周防農 地整備事業所長 菊池 由則	山口県熊 毛郡田布 施町大字 波野585-1	H25.5.7	中国電力 株式会社 柳井営業 所	山口県柳井市 古開作字東条 685-11	会計法第29条 の3第4項(用 地補償)	—	3,825,657	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うもので、工事に必 要となる土地等の権利者との契約の ため、場所及び契約相手方が特定さ れるものであるため。	①口に準ずると 認められるも の(財務省に個 別に協議し認 められたもの)	—
620	南周防農地整備事業 葛岡・瓜迫 団地区画整理工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局南周防農 地整備事業所長 菊池 由則	山口県熊 毛郡田布 施町大字 波野585-1	H25.5.7	中国電力 株式会社 柳井営業 所	山口県柳井市 古開作字東条 685-11	会計法第29条 の3第4項(用 地補償)	—	5,681,568	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うもので、工事に必 要となる土地等の権利者との契約の ため、場所及び契約相手方が特定さ れるものであるため。	①口に準ずると 認められるも の(財務省に個 別に協議し認 められたもの)	—
621	南周防農地整備事業 葛岡・瓜迫 団地区画整理工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局南周防農 地整備事業所長 菊池 由則	山口県熊 毛郡田布 施町大字 波野585-1	H25.5.16	中国電力 株式会社 柳井営業 所	山口県柳井市 古開作字東条 685-11	会計法第29条 の3第4項(用 地補償)	—	1,531,758	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うもので、工事に必 要となる土地等の権利者との契約の ため、場所及び契約相手方が特定さ れるものであるため。	①口に準ずると 認められるも の(財務省に個 別に協議し認 められたもの)	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
622	南周防農地整備事業 西山・潤田団地埋蔵文化財発掘調査委託業務	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局南周防農地整備事業所長 菊池由則	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	H25.5.27	田布施町	山口県熊毛郡田布施町下田布施3440-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	24,023,760	24,023,760	100%	—	文化財保護法第94条に基づき実施する発掘調査であり、発掘調査実施機関である地方公共団体と契約を結ぶもので契約の性質が競争を許さない。	①イ(イ)	—
623	香川用水農業水利事業 和田支線水路既設官撤去工事に伴う補償金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局香川用水土器川沿岸農業水利事業所長 本間 新哉	香川県丸亀市飯山町川原1114-1 飯山市民総合センター3F	H25.5.27	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	1,368,750	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
624	愛媛農政事務所地域第二課土地借上料	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局松山地域センター長 中島 英明	愛媛県松山市宮田町188番地	H25.4.1	西条市長	愛媛県西条市明屋敷164	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,638,534	—	0	当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①ロ	—
625	平成25年度国営南周防土地改良事業に係る換地処分等に関する委託業務	支出負担行為担当官 中国四国農政局長 國弘実	岡山県岡山市北区下石井1-4-1	H25.5.13	山口県	山口県山口市滝町1-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	34,972,000	34,972,000	100%	—	土地改良法第89条の2及び同法第51条の2の規定により契約の相手方が都道府県知事と定められているため。	①イ(イ)	—
626	那賀川(二期)農地防災事業 北岸幹線水路(その10)工事及び北部幹線水路整備(その2)工事に係る費用負担金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局那賀川農地防災事業所長 山田和広	徳島県阿南市日開野町西居内456	H25.6.14	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	2,372,042	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
627	南周防農地整備事業 木地団地埋蔵文化財発掘調査取りまとめ委託業務	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局南周防農地整備事業所長 菊池由則	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	H25.6.25	公益財団法人山口県県民とづくり財団	山口県山口市秋穂二島1062	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	23,636,280	23,636,280	100%	0	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの	①イ(ニ)	—
628	平成25年度 駐車場の賃貸借契約	支出負担行為担当官 九州農政局長 吉村 馨	熊本県熊本市西区春日2-10-1	H25.4.1	大宗商事	熊本県熊本市西区春日3-22-5	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	1,080,000	1,080,000	100%	—	相当数確保が必要な駐車場について、当物件以外に活用可能な物件がなく契約の相手方が一に特定されるため	①ロ	—
629	延岡地域センター大貫庁舎敷地代	分任支出負担行為担当官 九州農政局宮崎地域センター長 林 淳一	宮崎県宮崎市老松2-3-17	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	—	—	—	土地・建物の継続する賃貸借契約であり、契約相手方が特定されるため。	①ロ	—
630	平成25年度土地賃貸借契約(事務所)	分任支出負担行為担当官 代理 九州農政局筑後川下流農業水利事務所次長 村山仁志 分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31 福岡県久留米市津福今町472-31	H25.4.1	久留米市	福岡県久留米市城南町15-3	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	2,756,283	2,756,283	100%	—	本契約は庁舎敷地の継続賃貸借を行うものであり、物件を解約し新たな物件を探すことは経費の面で不利であるため。	①ロ	連名契約
631	平成25年度建物賃貸借契約(佐賀支所)	分任支出負担行為担当官 代理 九州農政局筑後川下流農業水利事務所次長 村山仁志	福岡県久留米市津福今町472-31	H25.4.1	佐賀県筑後川土地改良事業推進協議	佐賀県佐賀市大財3-8-15土地改良会館	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	2,640,000	2,640,000	100%	—	本契約は庁舎敷地の継続賃貸借を行うものであり、物件を解約し新たな物件を探すことは経費の面で不利であるため。	①ロ	—



## (府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考		
		氏名並びにその所属する部署の名称	所在地		商号または名称	住所										
632	平成25年度建物賃貸借契約(津福宿舍80、88号)	分任支出負担行為担当官代理 九州農政局筑後川下流農業水利事務所次長 村山仁志	福岡県久留米市津福今町472-31	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	—	—	—	—	本契約は職員宿舍の継続賃貸借を行うものであり、物件を解約し新たな物件を探すことは経費の面で不利であるため。	①□	—	
633	平成25年度職員宿舍賃貸借契約(14号-5、32号)	分任支出負担行為担当官代理 九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所次長 吉田 勉	福岡県久留米市荒木町白口891-20	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	—	—	—	—	職員宿舍の継続する建物賃貸借契約であり契約相手方が特定されるため。	①□	—	
634	平成25年度事務所建物賃貸借契約(H25.4.1~H26.3.31)	分任支出負担行為担当官九州農政局大野川上流農業水利事業所長 大泉	大分県竹田市大字飛田川	H25.4.1	株式会社友岡建設	大分県竹田市大字会々々2808-5	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	2,040,000	2,040,000	100%	—	—	当該物件以外に活用可能な物件がなく契約の相手方が特定されるため	①□	—	
635	平成25年度職員宿舍建物賃貸借契約(竹田宿舍11号、12号、13号)H25.4.1~H26.3.31	分任支出負担行為担当官九州農政局大野川上流農業水利事業所長 大泉	大分県竹田市大字飛田川	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	—	—	—	—	職員宿舍の継続する賃貸借契約であり、契約相手方が特定されるため	①□	—	
636	平成25年度職員宿舍建物賃貸借契約(竹田宿舍14号、15号) H25.4.1~H26.3.31	分任支出負担行為担当官九州農政局大野川上流農業水利事業所長 大泉	大分県竹田市大字飛田川	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	—	—	—	—	職員宿舍の継続する賃貸借契約であり、契約相手方が特定されるため	①□	—	
637	平成25年度会議室等賃貸借 延床面積 272.16㎡	分任支出負担行為担当官九州農政局尾鈴農業水利事業所長 八木正広	宮崎県児湯郡川南町大字川南19403-4	H25.4.1	大和リース株式会社福岡支店	福岡県福岡市中央区渡辺通4-1-36	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	945,000	945,000	100%	—	—	当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—	
638	平成25年度家屋賃貸借 2棟	分任支出負担行為担当官九州農政局尾鈴農業水利事業所長 八木正広	宮崎県児湯郡川南町大字川南19403-4	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	—	—	—	—	当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—	
639	平成25年度家屋賃貸借 2棟	分任支出負担行為担当官九州農政局尾鈴農業水利事業所長 八木正広	宮崎県児湯郡川南町大字川南19403-4	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	—	—	—	—	当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—	
640	平成25年度家屋賃貸借 8棟	分任支出負担行為担当官九州農政局尾鈴農業水利事業所長 八木正広	宮崎県児湯郡川南町大字川南19403-4	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	—	—	—	—	当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①□	—	
641	平成25年度庁舎敷地賃貸借契約	分任支出負担行為担当官代理 九州農政局西諸農業水利事務所次長 菊永 繁	宮崎県小林市堤3020-5	H25.4.1	一般財団法人宮崎県交通安全	宮崎県小林市堤2936	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	4,056,000	4,056,000	100%	—	—	—	建物の継続する賃貸借契約であり、契約相手方が特定されるため。	①□	—
642	平成25年度西諸農業水利事業所浜ノ瀬支所建物賃貸借契約	分任支出負担行為担当官代理 九州農政局西諸農業水利事務所次長 菊永 繁	宮崎県小林市堤3020-5	H25.4.1	三井住友ファイナンス&リース株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅前3-30-23	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	5,292,000	5,292,000	100%	—	—	—	建物の継続する賃貸借契約であり、契約相手方が特定されるため。	①□	—
643	平成25年度資料倉庫等賃貸借契約	分任支出負担行為担当官代理 九州農政局西諸農業水利事業所次長 菊永 繁	宮崎県小林市堤3020-5	H25.4.1	大和リース株式会社福岡支店	福岡県福岡市中央区渡辺通4-1-36	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	912,135	912,135	100%	—	—	—	建物の継続する賃貸借契約であり、契約相手方が特定されるため。	①□	—
644	平成25年度倉庫賃貸借契約 仮設プレハブ1棟	分任支出負担行為担当官九州農政局曾於北部農業水利事業所長 米川公一	鹿児島県曾於市財部町南俣	H25.4.1	日建ハウス工業株式会社	宮崎県宮崎市大塚町宮田2846-2	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	1,325,520	1,325,520	100%	—	—	—	継続する建物賃貸借契約であり、契約の相手方が特定されるため。	①□	—
645	平成25年度庁舎にかかる土地賃貸借契約 3,624㎡	分任支出負担行為担当官九州農政局曾於北部農業水利事業所長 米川公一	鹿児島県曾於市財部町南俣667	H25.4.1	そお鹿児島農業協同組合	鹿児島県曾於市大隅町岩川5591-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	869,760	869,760	100%	—	—	—	本件は、平成9年度から庁舎敷地として使用しており、当該場所で行わなければならない行政事務を行うことは不可能であることから場所が限定され、供給者が特定されるため。	①□	—
646	平成25年度土地賃貸借契約(駐車場用地) 使用面積707㎡	分任支出負担行為担当官九州農政局肝属中部農業水利事業所長 川端正一	鹿児島県鹿屋市新川町597	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	—	—	—	—	庁舎等敷地のため継続する土地賃貸借契約であり、契約相手方が特定されるため	①□	—	
647	平成25年度土地及び建物賃貸借契約(高山支所) 使用面積(土地)1,142.69㎡、(建物)365.46㎡	分任支出負担行為担当官九州農政局肝属中部農業水利事業所長 川端正一	鹿児島県鹿屋市新川町597	H25.4.1	肝付町	鹿児島県肝属郡肝付町新富98	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	1,202,129	1,202,129	100%	—	—	—	庁舎等敷地のため継続する土地賃貸借契約であり、契約相手方が特定されるため	①□	—
648	平成25年度土地賃貸借契約(庁舎用地) 使用面積1676.35㎡	分任支出負担行為担当官九州農政局肝属中部農業水利事業所長 川端正一	鹿児島県鹿屋市新川町597	H25.4.1	鹿屋市	鹿児島県鹿屋市共栄町20-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	1,036,750	1,036,750	100%	—	—	—	庁舎等敷地のため継続する土地賃貸借契約であり、契約相手方が特定されるため	①□	—
649	平成25年度土地賃貸借契約(車庫用地) 使用面積653.00㎡	分任支出負担行為担当官九州農政局肝属中部農業水利事業所長 川端正一	鹿児島県鹿屋市新川町597	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	—	—	—	—	庁舎等敷地のため継続する土地賃貸借契約であり、契約相手方が特定されるため	①□	—	

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
650	平成25年度建物賃貸借契約(37号借上宿舎) 使用面積 61.56㎡	分任支出負担行為担当官 九州農政局肝属中部農業 水利事業所長 川端正一	鹿児島県 鹿屋市新 川町597	H25.4.1	有限会社 シュー	鹿児島県鹿屋 市大手町6-1	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	1,278,000	1,278,000	100%	—	職員宿舎のため継続する建物賃貸 借契約であり、契約相手方が特定さ れるため	①□	—
651	平成25年度建物賃貸借契約(38号・ 50号借上宿舎) 使用面積 239.4㎡	分任支出負担行為担当官 九州農政局肝属中部農業 水利事業所長 川端正一	鹿児島県 鹿屋市新 川町597	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	—	—	—	職員宿舎のため継続する建物賃貸 借契約であり、契約相手方が特定さ れるため	①□	—
652	平成25年度建物賃貸借契約(49号 借上宿舎) 使用面積 114.00㎡	分任支出負担行為担当官 九州農政局肝属中部農業 水利事業所長 川端正一	鹿児島県 鹿屋市新 川町597	H25.4.1	有限会社 ジュン企画	鹿児島県鹿屋 市寿2-1-16	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	1,320,000	1,320,000	100%	—	職員宿舎のため継続する建物賃貸 借契約であり、契約相手方が特定さ れるため	①□	—
653	平成25年度建物賃貸借契約(23号 借上宿舎) 使用面積 102.98㎡	分任支出負担行為担当官 九州農政局肝属中部農業 水利事業所長 川端正一	鹿児島県 鹿屋市新 川町597	H25.4.1	株式会社 西日本殖 産	鹿児島県鹿屋 市寿2-3370-2	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	1,152,000	1,152,000	100%	—	職員宿舎のため継続する建物賃貸 借契約であり、契約相手方が特定さ れるため	①□	—
654	平成25年度建物賃貸借契約(63.64 号借上宿舎) 使用面積 92.22㎡	分任支出負担行為担当官 九州農政局肝属中部農業 水利事業所長 川端正一	鹿児島県 鹿屋市新 川町597	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	—	—	—	職員宿舎のため継続する建物賃貸 借契約であり、契約相手方が特定さ れるため	①□	—
655	平成25年度職員宿舎賃貸借契約 (米山ハイム)	分任支出負担行為担当官 代理 九州農政局徳之島 用水農業水利事業所次長 早野竹敏	鹿児島県 大島郡天 城町天城 1151-1	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	—	—	—	職員宿舎の継続する建物賃貸借契 約であり、契約相手が特定されるた め。	①□	—
656	平成25年度職員宿舎賃貸借契約 (米山第2ハイム)	分任支出負担行為担当官 代理 九州農政局徳之島 用水農業水利事業所次長 早野竹敏	鹿児島県 大島郡天 城町天城 1151-1	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	—	—	—	職員宿舎の継続する建物賃貸借契 約であり、契約相手方が特定される ため。	①□	—
657	平成25年度職員宿舎賃貸借契約 (米山第3ハイム)	分任支出負担行為担当官 代理 九州農政局徳之島 用水農業水利事業所次長 早野竹敏	鹿児島県 大島郡天 城町天城 1151-1	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	—	—	—	職員宿舎の継続する建物賃貸借契 約であり、契約相手方が特定される ため。	①□	—
658	平成25年度職員宿舎賃貸借契約 (サンライズハイム)	分任支出負担行為担当官 代理 九州農政局徳之島 用水農業水利事業所次長 早野竹敏	鹿児島県 大島郡天 城町天城 1151-1	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	—	—	—	職員宿舎の継続する建物賃貸借契 約であり、契約相手方が特定される ため。	①□	—
659	平成25年度職員宿舎賃貸借契約 (ラ・フォーレ高千穂)	分任支出負担行為担当官 代理 九州農政局徳之島 用水農業水利事業所次長 早野竹敏	鹿児島県 大島郡天 城町天城 1151-1	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	—	—	—	職員宿舎の継続する賃貸借契約で あり、契約相手が特定されるため。	①□	—
660	平成25年度庁舎敷地賃貸借契約	分任支出負担行為担当官 代理 九州農政局徳之島 用水農業水利事業所次長 早野竹敏	鹿児島県 大島郡天 城町天城 1151-1	H25.4.1	天城町	鹿児島県大島 郡天城町大字 平土野2691- 1	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	1,356,000	1,356,000	100%	—	庁舎敷地の継続する土地賃貸借契 約であり、契約相手方が特定されて いるため。	①□	—
661	平成25年度職員宿舎賃貸借契約	分任支出負担行為担当官 九州農政局沖永良部農業 水利事業所長 楠 晴王	鹿児島県 大島郡知 名町知名	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	—	—	—	職員宿舎の継続する建物賃貸借契 約であり、契約相手方が特定される ため。	①□	—
662	平成25年度職員宿舎賃貸借契約	分任支出負担行為担当官 九州農政局沖永良部農業 水利事業所長 楠 晴王	鹿児島県 大島郡知 名町知名	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	—	—	—	職員宿舎の継続する建物賃貸借契 約であり、契約相手方が特定される ため。	①□	—
663	平成25年度職員宿舎賃貸借契約	分任支出負担行為担当官 九州農政局沖永良部農業 水利事業所長 楠 晴王	鹿児島県 大島郡知 名町知名	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	—	—	—	職員宿舎の継続する建物賃貸借契 約であり、契約相手方が特定される ため。	①□	—
664	平成25年度職員宿舎賃貸借契約	分任支出負担行為担当官 九州農政局沖永良部農業 水利事業所長 楠 晴王	鹿児島県 大島郡知 名町知名	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	—	—	—	職員宿舎の継続する建物賃貸借契 約であり、契約相手方が特定される ため。	①□	—
665	平成25年度職員宿舎賃貸借契約	分任支出負担行為担当官 九州農政局沖永良部農業 水利事業所長 楠 晴王	鹿児島県 大島郡知 名町知名	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	—	—	—	職員宿舎の継続する建物賃貸借契 約であり、契約相手方が特定される ため。	①□	—
666	平成25年度職員宿舎賃貸借契約	分任支出負担行為担当官 九州農政局沖永良部農業 水利事業所長 楠 晴王	鹿児島県 大島郡知 名町知名	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	—	—	—	職員宿舎の継続する建物賃貸借契 約であり、契約相手方が特定される ため。	①□	—
667	平成25年度職員宿舎賃貸借契約	分任支出負担行為担当官 九州農政局沖永良部農業 水利事業所長 楠 晴王	鹿児島県 大島郡知 名町知名	H25.4.1	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(賃 借契約)	—	—	—	—	職員宿舎の継続する建物賃貸借契 約であり、契約相手方が特定される ため。	①□	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
668	平成25年度沖永良部農業水利事業所庁舎土地及び建物賃貸借契約	分任支出負担行為担当官九州農政局沖永良部農業水利事業所長 楠 晴王	鹿児島県大島郡知名町知名	H25.4.1	知名町	鹿児島県大島郡知名町知名307	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	8,921,181	8,921,181	100%	—	土地・建物の継続する賃貸借契約であり、契約相手方が特定されるため。	①□	—
669	大木町公有地の仮置土地に係る土地賃貸借契約(横溝地区)7400㎡	分任支出負担行為担当官九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	H25.4.1	大木町	福岡県三浦郡大木町大字八町牟田255-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	1,900,320	1,900,320	100%	—	事業に伴う仮置土地の継続する賃貸借契約であり、契約相手方が特定されるため。	①□	—
670	大木町公有地の仮置土地に係る土地賃貸借契約(笹淵地区)7,860㎡	分任支出負担行為担当官九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	H25.4.1	大木町	福岡県三浦郡大木町大字八町牟田255-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	2,241,325	2,241,325	100%	—	事業に伴う仮置土地の継続する賃貸借契約であり、契約相手方が特定されるため。	①□	—
671	有明海東部海岸保全事業昭代工区離岸堤(No.11～No.16)消波施設据付工事に伴う土地使用補償一式	分任支出負担行為担当官九州農政局有明海岸保全事業所長 友尻 勇	佐賀県佐賀市城内2-10-20	H25.4.1	大川市	福岡県大川市大字酒見256-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	4,199,306	4,199,306	100%	—	公共工事の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
672	有明海東部海岸保全事業三池工区正面堤防(No.27～No.32)消波施設製作工事に伴う土地使用補償一式	分任支出負担行為担当官九州農政局有明海岸保全事業所長 友尻 勇	佐賀県佐賀市城内2-10-20	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共工事の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
673	有明海東部海岸保全事業大和工区堤防改修工事に伴う土地使用補償一式	分任支出負担行為担当官九州農政局有明海岸保全事業所長 友尻 勇	佐賀県佐賀市城内2-10-20	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共工事の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
674	有明海東部海岸保全事業大和工区堤防改修工事に伴う土地使用補償一式	分任支出負担行為担当官九州農政局有明海岸保全事業所長 友尻 勇	佐賀県佐賀市城内2-10-20	H25.4.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共工事の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
675	有明海東部支所土地建物賃貸借契約一式	分任支出負担行為担当官九州農政局有明海岸保全事業所長 友尻 勇	佐賀県佐賀市城内2-10-20	H25.4.1	みやま市	福岡県みやま市瀬高町小川5	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	1,500,000	1,500,000	100%	—	本契約は、支所庁舎・土地の賃貸借を行うものであり、物件を解約し新たな物件を探すことは経費の面で不利であるため。	①□	—
676	平成25年度有明特産魚介類生息環境調査(福岡県沖)委託事業	支出負担行為担当官九州農政局長 吉村 馨	熊本県熊本市西区春日2-10-1	H25.4.4	福岡県	福岡県福岡市博多区東公園7-7	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	45,000,000	45,000,000	100%	—	(二)地方公共団体との取り決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	①イ(ニ)	—
677	平成25年度有明特産魚介類生息環境調査(佐賀県沖)委託事業	支出負担行為担当官九州農政局長 吉村 馨	熊本県熊本市西区春日2-10-1	H25.4.4	佐賀県	佐賀県佐賀市城内1-1-59	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	60,000,000	60,000,000	100%	—	(二)地方公共団体との取り決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	①イ(ニ)	—
678	平成25年度有明特産魚介類生息環境調査(長崎県沖)委託事業	支出負担行為担当官九州農政局長 吉村 馨	熊本県熊本市西区春日2-10-1	H25.4.4	長崎県	長崎県長崎市江戸町2-13	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	150,000,000	150,000,000	100%	—	(二)地方公共団体との取り決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	①イ(ニ)	—
679	筑後川下流農業水利事業多久導水路(池上工区)工事に伴う用地取得代金	分任支出負担行為担当官九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 上瀧口芳隆	福岡県久留米市津福今町472-31	H25.4.12	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため	①□に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
680	平成25年度国営干拓環境対策調査 諫早湾周辺地域環境保全型農業推 進委託事業	支出負担行為担当官 九州 農政局長 吉村 馨	熊本県熊 本市西区 春日2-10- 1	H25.4.15	長崎県	長崎県長崎市 江戸町2-13	会計法第29条 の3第4項(法 令等の規定)	8,500,000	8,500,000	100%	—	(二)地方公共団体との取り決めに より、契約の相手方が一に定めら れているもの	①イ(ニ)	—
681	平成25年度国営干拓環境対策 水 質負荷削減対策調査検討委託事業	支出負担行為担当官 九州 農政局長 吉村 馨	熊本県熊 本市西区 春日2-10- 1	H25.4.15	長崎県	長崎県長崎市 江戸町2-13	会計法第29条 の3第4項(法 令等の規定)	8,160,000	8,160,000	100%	—	(二)地方公共団体との取り決めに より、契約の相手方が一に定めら れているもの	①イ(ニ)	—
682	筑後川下流農業水利事業幹線水路 佐賀西部高域線(栄町上流工区)建 設工事に伴う電気工作物移設等工 事補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流農 業水利事務所長 上潟口 芳隆	福岡県久 留米市津 福今町 472-31	H25.4.18	九州電力 株式会社 佐賀営業 所	佐賀県佐賀市 神野東2-3-6	会計法第29条 の3第4項(用 地補償)	1,713,834	1,713,834	100%	—	公共事業の施行に伴う電気工作 物の移設等工事の補償に関して契約 を行うものであり契約相手方が特定 されるため	①ロに準ずると 認められるも の(財務省に個 別に協議し認 められたもの)	—
683	筑後川下流農業水利事業幹線水路 佐賀西部高域線吐水槽法面対策工 事に伴う損失補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流農 業水利事務所長 上潟口 芳隆	福岡県久 留米市津 福今町 472-31	H25.4.19	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(用 地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり契約相 手方が特定されるため	①ロに準ずると 認められるも の(財務省に個 別に協議し認 められたもの)	—
684	筑後川下流農業水利事業幹線水路 佐賀西部高域線(小隈上流工区)工 事に伴う電気工作物移設等工事補 償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流農 業水利事務所長 上潟口 芳隆	福岡県久 留米市津 福今町 472-31	H25.4.22	九州電力 株式会社 佐賀営業 所	佐賀県佐賀市 神野東2-3-6	会計法第29条 の3第4項(用 地補償)	1,601,722	1,601,722	100%	—	公共事業の施行に伴う電気工作 物の移設等工事の補償に関して契約 を行うものであり契約相手方が特定 されるため	①ロに準ずると 認められるも の(財務省に個 別に協議し認 められたもの)	—
685	筑後川下流農業水利事業幹線水路 佐賀西部高域線(小隈上流工区)工 事に伴う電気通信工作物移転等工 事補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流農 業水利事務所長 上潟口 芳隆	福岡県久 留米市津 福今町 472-31	H25.4.30	佐賀シテ ィビジョ ン株式 会社	佐賀県佐賀市 天神3-2-24	会計法第29条 の3第4項(用 地補償)	1,053,255	1,053,255	100%	—	公共事業の施行に伴う電気工作 物の移設等工事の補償に関して契約 を行うものであり契約相手方が特定 されるため	①ロに準ずると 認められるも の(財務省に個 別に協議し認 められたもの)	—
686	筑後川下流左岸農地防災事業幹線 水路工事に伴う建設発生土仮置場 3553㎡	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左 岸農地防災事業所長 後 田靖広	福岡県久 留米市津 福今町 472-31	H25.5.16	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(用 地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり契約相 手方が特定されるため。	①ロに準ずると 認められるも の(財務省に個 別に協議し認 められたもの)	—
687	筑後川下流左岸農地防災事業下久 末線工事に伴う建設発生土仮置場 に係る土地使用補償 5372㎡	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左 岸農地防災事業所長 後 田靖広	福岡県久 留米市津 福今町 472-31	H25.5.16	大和町土 地改良区	福岡県柳川市 大和町鷹ノ尾 120	会計法第29条 の3第4項(用 地補償)	1,385,976	1,385,976	100%	—	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり契約相 手方が特定されるため。	①ロに準ずると 認められるも の(財務省に個 別に協議し認 められたもの)	—
688	沖永良部農業水利事業地下ダム止 水壁(4工区)建設工事に伴う土地使 用補償代	分任支出負担行為担当官 九州農政局沖永良部農業 水利事務所長 楠 晴王	鹿児島県 大島郡知 名町知名 85	H25.5.16	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(用 地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり契約相 手方が特定されるため。	①ロに準ずると 認められるも の(財務省に個 別に協議し認 められたもの)	—
689	沖永良部農業水利事業地下ダム止 水壁(4工区)建設工事に伴う土地使 用補償及び損失補償代	分任支出負担行為担当官 九州農政局沖永良部農業 水利事務所長 楠 晴王	鹿児島県 大島郡知 名町知名 85	H25.5.16	個人情報 非公表	個人情報非公 表	会計法第29条 の3第4項(用 地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に 関して契約を行うものであり契約相 手方が特定されるため。	①ロに準ずると 認められるも の(財務省に個 別に協議し認 められたもの)	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
690	沖永良部農業水利事業地下ダム止水壁(4工区)建設工事に伴う土地使用補償代	分任支出負担行為担当官九州農政局沖永良部農業水利事業所長 楠 晴王	鹿児島県大島郡知名町知名85	H25.5.16	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
691	平成25年度有明海特産魚介類生息環境調査(熊本県沖)委託事業	支出負担行為担当官九州農政局長 吉村 馨	熊本県熊本市西区春日2-10-1	H25.5.24	熊本県	熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	45,000,000	45,000,000	100%	—	(二)地方公共団体との取り決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	①イ(二)	—
692	筑後川下流左岸農地防災事業中木室1号線(蛭池工区)工事に伴う有線放送設備移設等工事補償有線放送設備移設 1式	分任支出負担行為担当官九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	H25.5.29	大木町	福岡県三潁郡大木町大字八町牟田255-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	3,533,250	3,533,250	100%	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
693	筑後川下流農業水利事業幹線水路佐賀西部高域線(小隈上流工区)工事に伴う電気通信設備移転等工事補償金	分任支出負担行為担当官九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 上潟口芳隆	福岡県久留米市津福今町472-31	H25.6.7	西日本電信電話株式会社 佐賀支店	佐賀県佐賀市駅前中央1-8-32	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,702,587	1,702,587	100%	—	公共事業の施行に伴う電気工作物の移設等工事の補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
694	平成25年度「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業	支出負担行為担当官九州農政局長 吉村 馨	熊本県熊本市西区春日2-10-1	H25.6.14	福岡県	福岡県福岡市博多区東公園7-7	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	1,657,000	1,657,000	100%	—	地方公共団体との取り決めにより、契約の相手方が一に定められている	①イ(二)	—
695	筑後川下流農業水利事業幹線水路佐賀西部高域線(栄町上流工区)建設工事に伴う電気通信設備移転等工事補償金	分任支出負担行為担当官九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 上潟口芳隆	福岡県久留米市津福今町472-31	H25.6.21	西日本電信電話株式会社 佐賀支店	佐賀県佐賀市駅前中央1-8-32	会計法第29条の3第4項(用地補償)	2,023,513	2,023,513	100%	—	公共事業の施行に伴う電気工作物の移設等工事の補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
696	平成25年度「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業	支出負担行為担当官九州農政局長 吉村 馨	熊本県熊本市西区春日2-10-1	H25.6.24	大分県	大分県大分市大手町3-1-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	1,260,000	1,260,000	100%	—	地方公共団体との取り決めにより、契約の相手方が一に定められている	①イ(二)	—
697	筑後川下流農業水利事業多久導水路(古賀一区下流工区)工事に伴う土地売買契約金	分任支出負担行為担当官九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 上潟口芳隆	福岡県久留米市津福今町472-31	H25.6.25	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
698	ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理委託	分任支出負担行為担当官中国四国農政局高知地域センター長 井上 明	高知市本町4丁目3番41号高知地方合同庁舎	H25.5.28	日本環境安全事業株式会社 北九州事業所	福岡県北九州若松区響町一丁目62-24	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	2,146,200	2,146,200	100.0%	—	PCB廃棄物処理に関して契約を行うものであり、法令等に基づく適正な処理が必要となる契約であり、履行場所及び契約相手方が特定されるため	①イ(イ)	H25.11.27 公表漏れ追加 掲載